

(仮称) 大江川下流部公有水面埋立て
に係る環境影響評価方法書

(公有水面の埋立て)

令和2年3月

名古屋市
名古屋港管理組合

は じ め に

本環境影響評価方法書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）第 9 条第 1 項に基づき、令和元年 12 月 10 日に名古屋市に提出した「（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書」（名古屋市、名古屋港管理組合，令和元年 12 月）に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ、対象事業の目的、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものである。

目 次

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第 2 章	対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1	事業の名称及び種類	2
2-2	事業の目的及び経緯	2
2-3	事業の内容	13
第 3 章	対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	19
3-1	事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	19
3-2	建設作業時を想定した配慮	19
3-3	埋立地の存在・供用時を想定した配慮	21
第 4 章	対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況	22
4-1	自然的状況	25
4-2	社会的状況	79
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目	112
5-1	環境に影響を及ぼす行為・要因の把握	112
5-2	影響を受ける環境要素の抽出	112
第 6 章	調査、予測及び評価の手法	116
6-1	調査及び予測	116
6-2	環境の保全のための措置の検討	141
6-3	評価	141
第 7 章	環境影響評価手法の概要	143
第 8 章	環境影響評価手続に関する事項	147
8-1	環境影響評価の手順及び環境影響評価方法書作成までの経緯	147
8-2	計画段階環境配慮書に対する意見と見解	150

【資料編】

【用語解説】

<略 称>

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (平成 15 年愛知県条例第 7 号)	愛知県生活環境保全条例
「市民の健康と安全を確保する環境の保全 に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	名古屋市環境保全条例
「市民の健康と安全を確保する環境の保全 に関する条例施行細則」(平成 15 年名古屋 市規則第 117 号)	名古屋市環境保全条例施行細則
名古屋臨海鉄道	臨海鉄道
名古屋鉄道	名鉄
東海旅客鉄道	JR
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市

〔代表者〕 名古屋市長 河村 たかし

〔所在地〕 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

〔事業者名〕 名古屋港管理組合

〔代表者〕 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 大村 秀章

〔所在地〕 名古屋市港区港町 1 番 11 号

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 事業の名称及び種類

〔名称〕（仮称）大江川下流部公有水面埋立て

〔種類〕 公有水面の埋立て

2-2 事業の目的及び経緯

(1) 事業の目的

大江川の河床には、昭和 50 年代の「大江川下流部公害防止事業」により、アスファルトマット等で汚染土が封じ込められているが、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生時には、河床の液状化や堤防の変形により、封じ込められた汚染土の露出・拡散が懸念されている。

本事業は、地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的とするものである。

(2) 事業計画の検討経緯

ア 大江川の変遷及び現状

大江川は、中井排水路が流入する名古屋市南区元塩町 6 丁目を上流端とし、港区の大江町・昭和町境で名古屋港に注いでいる。上流端から臨海鉄道東港線付近までは普通河川に、また、名鉄常滑線上流から下流側は港湾区域に位置付けられている。

現在の大江川の様子を図 2-2-1 に示す。



図 2-2-1 現在の大江川の様子（大江ポンプ所下流側から臨海鉄道東港線方向を望む）

大江川の名鉄常滑線付近より上流側では河川は暗渠となっており、上部は大江川緑地として整備され、市民の憩いの場として利用されている。一方、事業予定地の周辺は南区滝春町に住宅街がある他は、両岸とも川岸まで工場地帯である。大江川緑地より下流側は河川水辺が残っているが、水辺利用はほとんど行われていない。

また大江川は、高度経済成長の時代に周辺の工場から排出された有害物質によって水質及び底質が汚染された川となっていた。昭和 47 年に策定された「名古屋等地域公害防止計画」に基づいて、昭和 48 年に底質調査が行われ、底質に水銀、PCB、鉛、砒素等の有害物質が含まれていることが判明した。

上流部約 1,800m については、昭和 48 年から 53 年にかけて名古屋市が「大江川環境整備事業」による全面埋立てを行い「大江川緑地」の造成が行われた。

下流部約 1,820m については、昭和 54～61 年に名古屋港管理組合による「大江川下流部公害防止事業」によって、開橋上流の 1,240m は敷砂とアスファルトマットによる被覆と圧密脱水工法による汚染土の封じ込め、開橋の下流 580m は浚渫除去が行われた。(図 2-2-2 参照)

よって、現在も名鉄常滑線の下流側から開橋付近にかけての区間では、有害物質を含んだ汚染土がアスファルトマット及び覆砂で封じ込められた状態である。

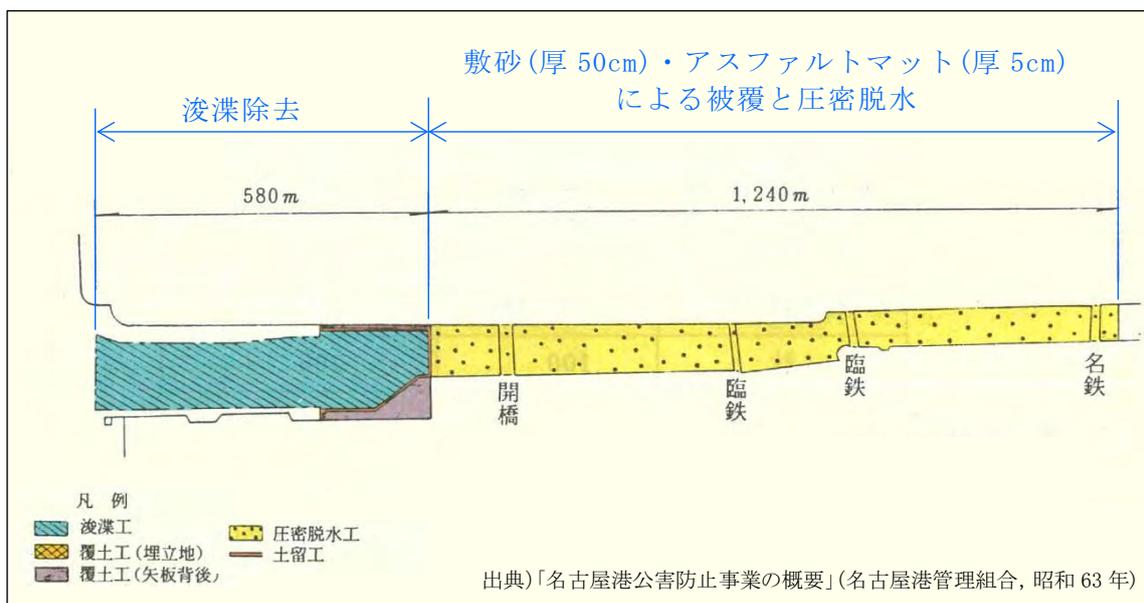
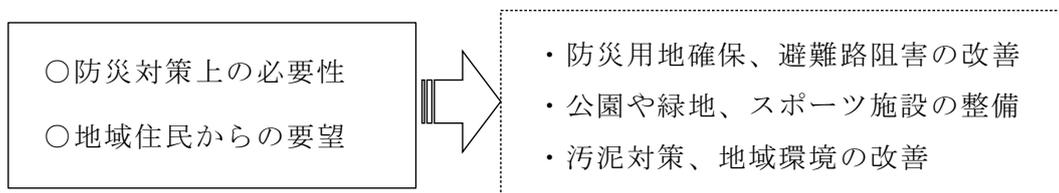


図 2-2-2 大江川下流部における公害防止事業

イ 事業計画検討の経緯

大江川が位置する南区では、昭和 60 年代初め頃から、地域住民より大江川環境整備として「大江川緑地下流部の緑地化」や「地域スポーツの振興」に関する要望が寄せられており、事業者は既に整備されていた上流側の大江川緑地との連携も考慮して、次の 2 つの視点から下流部の埋立計画の検討を行ってきた。



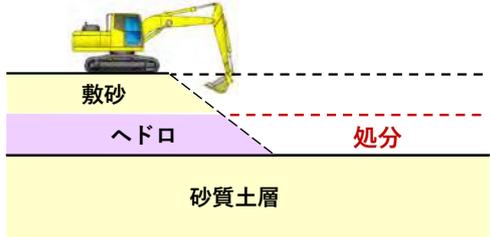
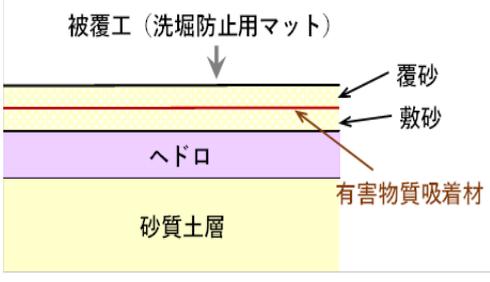
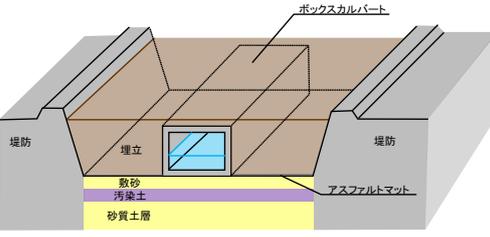
しかしながら、市の財政事情等により事業の実施には至らなかった。

その後、平成 23 年に東日本大震災が発生し、各地で大規模地震に対する防災及び減災に関する点検や対策検討が行われている。名古屋市においても南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念されており、大江川では大規模地震に伴い地盤が液状化した場合には、有害物質を含む汚染土が露出・拡散するおそれがあることが判明した。

大江川における地震・津波に伴う有害物質の露出・拡散を防止するための対策工法については、平成 30 年度に有識者懇談会にて検討を行い、対策工法として、「掘削除去」、「固化処理」、「覆砂処理」及び「埋立て」を比較検討した。この中で「掘削除去」は汚染土を取り除くため事業目的を達成することができるが、PCB 等を含む汚染土の処理が発生し、事業費も非常に高額となる。また、「固化処理」及び「覆砂処理」は耐久性や維持管理の点で課題があることから、事業目的を達成することができない。一方で「埋立て」は、施工にかかる初期投資は高額であるものの、長期的には経済的である。また、施工手順を工夫することで対策効果を早期に発現することができる。以上から、「埋立て」が最も適切な対策工法であるという結論に至っている。対策工法の検討結果を表 2-2-1 に示す。

なお、事業予定地は、名古屋港港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」となっている。事業予定地及びその周辺の港湾計画に基づく緑地の状況は図 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-1 対策工法の検討結果

対策工法	工法の概要	特記事項
<p style="text-align: center;">掘削除去</p> 	<p>浚渫・掘削することにより有害物質を含むヘドロ層を除去する工法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土を取り除くことができる ・事業費が非常に高い ・PCB 等を含む汚染土の処理が発生する
<p style="text-align: center;">固化処理</p> 	<p>河床の有害物質を含むヘドロ層に固化剤を添加して固化処理(地盤改良)を行う工法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期着手が可能である ・底質を確実に固化できる ・海水に触れる箇所での適用には耐久面で課題がある
<p style="text-align: center;">覆砂処理</p> 	<p>有害物質を含むヘドロ層の上に、有害物質吸着材や良質な砂を被覆し、さらに洗堀防止用マットを敷設する工法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期着手が可能である ・吸着剤の耐用年数の検証結果がない ・地震対策として実績がない ・噴砂による圧力への耐久性が検証されていない ・維持管理方法を確立する必要がある
<p style="text-align: center;">埋立て</p> 	<p>河川を埋立てることにより、ヘドロ層の露出・拡散を防ぐ工法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水流と汚染土を完全に分離できる ・上部の土地利用が可能である(地元要望と一致) ・施工手順を工夫することで対策効果を早期に発現させることが可能である ・初期投資は高額であるが、長期的には経済的である。



- 事業予定地
- 緑地（既定計画）
- 緑地（既設）
- その他緑地（既定計画）



0 250 500m

1/25,000

出典)「名古屋港港湾計画図（平成 27 年）」(名古屋港管理組合ウェブサイト)

図 2-2-3 港湾計画における緑地

ウ 大江川下流部における底泥の有害物質汚染状況

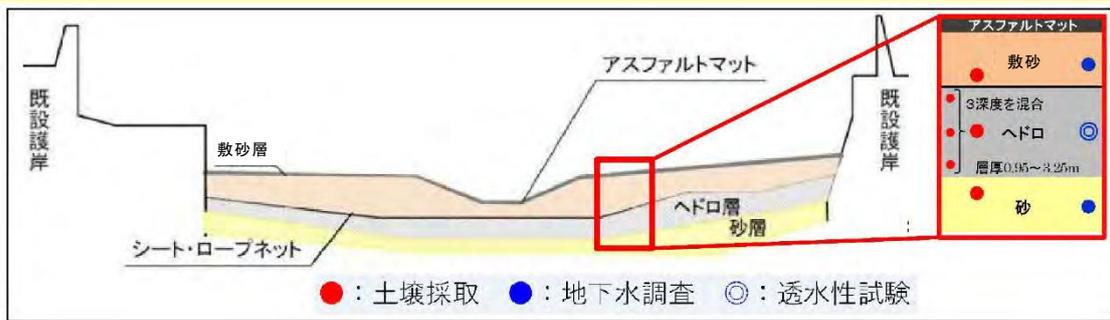
平成 29 年度に実施した敷砂層、ヘドロ層及び砂層の調査結果の概要を図 2-2-4 に示す。

本事業計画の検討にあたって、有害物質の種類・濃度・堆積箇所を把握するため、平成 29 年度に名鉄常滑線から開橋下流側付近までの区間についてアスファルトマットより下の底質の再調査を行った結果、東京湾平均海面（T.P.）0mから－6m程度の範囲に、層厚 0.95mから 3.25mの厚さで存在するヘドロ層において水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類が基準値を超える濃度で検出した。一方、ヘドロ層の上部の敷砂や、ヘドロ層の下部の砂層においてはふっ素を除いて基準値の超過は確認されることはなく、過去の公害防止事業が引き続き機能していることが確認された。

なお、ふっ素については一部基準値を上回る値であったが、海水中のふっ素濃度は「汽水水域等における「ふっ素」及び「ほう素」濃度への海水の影響程度の把握方法について」（平成 11 年 3 月 12 日公布 環水企 89-2・環水管 68-2）によると 1.5mg/L とされており、海水の浸透による影響を受けているものと考えられる。

- ・底質の暫定除去基準値超過：水銀、PCB
- ・土壤汚染対策法による土壤溶出量基準値超過：ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素
- ・土壤汚染対策法による土壤含有量基準値超過：鉛
- ・ダイオキシン類に係る環境基準値（底質）超過：ダイオキシン類

なお、事業予定地において、平成 29 年度に水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類を対象に、ヘドロ層の上部の敷砂層及びヘドロ層下部の砂層に存在する地下水の調査も行っており、全ての項目で基準値に適合していることが確認されている。



調査位置図と河川横断面図 (概要図)

底質の含有量に関する項目 (最大値表示)

	水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	参考 (昭和52年調査)	水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
敷砂層	7.5	6.3	13	底質	240	79
ヘドロ層	170	77	960	暫定基準値	25	10
砂層	5.3	6.4	13	環境基準値	-	-
暫定基準値	25	10	-			
環境基準値	-	-	150			

注) アスファルトマット施工前の結果である。
赤字 - 基準値超過

土壌汚染対策法に基づく項目 (最大値表示)

	土壌溶出量					土壌含有量
	ベンゼン (mg/L)	砒素 (mg/L)	鉛 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	ほう素 (mg/L)	鉛 (mg/kg)
敷砂層	<0.001	0.003	0.006	0.96	0.2	30
ヘドロ層	0.051	0.044	0.12	3.7	2.5	3,400
砂層	<0.001	0.010	0.002	0.77	0.2	83
基準値	0.01	0.01	0.01	0.8	1	150

(参考) 海水中のふっ素濃度: 1.5mg/L ※環水管 68-2 (H11.3)

赤字 基準値超過



基準値超過地点図

- 注) 1: 出典の記載の内、調査結果と直接関連の無い情報を削除している。
 2: ヘドロ層の測定結果は、ヘドロ層の3深度を混合した試料の測定結果を示す。
 3: 測定結果は、全測定結果の最大値を示す。
 4: 「暫定基準値」は、底質の暫定除去基準を示す。
 5: ダイオキシン類の基準値は、公共用水域の水底の底質に係る環境基準値を示す。
 6: 調査時、削孔中はケーシングにより有害物質の流出を防止し、調査後の穴は不透水性の材料にて速やかに閉塞し、調査に用いた土壌及び地下水は適切に処理した。
 出典)「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」(名古屋市, 平成 31 年)

図 2-2-4 大江川下流部の敷砂層、ヘドロ層及び砂層調査結果 (平成 29 年度実施)

(3) 計画段階環境配慮書における検討

ア 複数案の内容及び設定の経緯

(7) 複数案の検討方針

「環境影響評価技術指針」（平成 11 年名古屋市告示第 127 号）に基づき、本事業における事業計画の複数案については、以下の方針に基づき、平成 30 年度に有識者懇談会にて検討を行い、対策工法として最も適切であるという結論を得た「埋立て」について検討を行った。

- ・実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- ・環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができるもの。

(イ) 複数案の検討の経緯

事業計画の検討に際し、事業予定地の位置や規模、関連施設の規模・配置・構造・形状、施工方法、事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）について検討を行った。

本事業では、大江川下流部において、大規模地震の発生時に懸念される有害物質を含む底質の露出・拡散防止を目的としており、事業予定地の位置や規模は複数案として設定できない。

埋立てに伴い設置される関連施設については、通水のためのボックスカルバートが想定されるが、その規模・配置・構造・形状は排水能力維持の観点から設定されるものであり、環境の保全の観点から比較検討を行えるものではない。

埋立ての施工方法については、これまでの概略検討において、盛土区間の端部の形状（擁壁設置、矢板打設又は法面仕上）、埋立て施工中の水路の位置（右岸側配置又は左岸側配置）や盛土とボックスカルバートの設置に係る施工順序（盛土先行又はボックスカルバート設置先行）、さらに工事関係車両の走行ルートについての検討がなされてきた。

しかし、盛土区間の端部の形状の違いは環境の保全において軽微な違いであり、水路の位置は右岸側に配置する案の方が、左岸側に存在する住宅への地震時の汚染土の噴出によるリスクを早期に低減できる。また、盛土とボックスカルバートの設置に係る施工順序は、盛土を先行する案が地震時の汚染土の噴出リスクを早期に低減できることから、計画段階配慮における環境影響検討の複数案として適当ではない。

工事関係車両の走行ルートに関しては、大江川堤内地の土地利用や既存道路、住宅地の状況等から想定されるルートは限られており、複数案が設定できない。

以上のことから、実行可能かつ事業目的を達成する計画案として、事業予定地の位置や規模、関連施設の規模・配置・構造・形状、施工方法等に関する妥当性のある複数案の設定は難しいとの判断に至った。

当該事業においては、過年度の有識者懇談会の意見を踏まえ、埋立てにより地震時における汚染土の露出・拡散防止を進めていく必要があることから、埋立てを実施しないとい

う判断はできない。しかしながら、「環境影響評価技術指針」に従い、市民の環境影響への理解を深めるため、埋立てを実施しない場合（ゼロ・オプション）を比較評価の参考とするための複数案のひとつとした。このゼロ・オプション案には、有識者懇談会で検討を行った対策工法の一つであり、埋立てと同様に、地震時における汚染土の露出・拡散防止という目的を達成することができる、汚染土の掘削除去案を設定し、環境への影響を検討することとした。

(ウ) 複数案の設定

複数案として「埋立案」と「掘削除去案」を設定した。

複数案の内容を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 複数案の内容

案		概要
A案	埋立案	河川を埋立てることにより、汚染土の露出・拡散を防ぐ工法
B案	掘削除去案	浚渫・掘削することにより汚染土を除去する工法

イ 計画段階配慮事項の抽出

本事業の実施に伴い重大な影響のおそれのある環境要素として「水質・底質」を抽出し、複数案による比較検討時に影響の程度に差がある環境要素として「廃棄物等」及び「生態系」を抽出した。

ウ 計画段階配慮事項の予測及び評価の概要

複数案における計画段階配慮事項の予測及び評価の概要を表 2-2-3 に、複数案の比較を表 2-2-4 に、環境影響を回避・低減するための方向性を表 2-2-5 に示す。

表 2-2-3 予測及び評価の概要

計画段階 配慮事項	項目	埋立案（A案）	掘削除去案（B案）
水質・底質	汚染土の拡散・流出	両案ともに施工時に汚染土の拡散・流出を防止するための措置が講じられることから、周辺の水質や底質に与える影響はほとんど無いと考えられる。また、影響の程度に差は無い。	
廃棄物等	廃棄物等の種類及び発生量	アスファルトマットが約3,000m ³ 発生するが、汚染土の外部への搬出はない。	汚染土が約260,000m ³ 、アスファルトマットが約5,000m ³ 発生する。汚染土については、その処分量が多いことから、処理施設の能力等を勘案し、不十分な場合は複数の処理施設を検討するなど事前の処理計画の立案が必要である。
生態系	生態系への影響	大江川緑地と連続した樹林生態系が形成され、陸生生物相は豊かになる。	現況と同様な河川・湿地・干潟生態系が形成され、水生生物相は回復していく。

表 2-2-4 各案の長所及び短所

計画段階 配慮事項	埋立案（A案）	掘削除去案（B案）
水質・底質	○	○
廃棄物等	○	△
生態系	△	○
長 所	・汚染土の処理が発生しない。	・将来現況と同様な生態系が形成される。
短 所	・埋立により、既存の干潟生態系等から樹林生態系に変化する。	・汚染土の処理が発生する。

表 2-2-5 環境影響を回避・低減するための方向性

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土の拡散・流出を防止するため、底質を掘削等する場合には河川水との接触を遮断した上で行う。 ・雨天等悪天候時に汚染土の流出が懸念される場合は流出防止対策を講じる。 ・汚染土が作業機器等に付着した場合は施工区域内で洗浄し、外部へ持ち出さないようにする。 ・開橋の下流部に汚濁防止膜を設置し、濁りの拡散を抑制する。 ・現地調査で貴重種が確認された場合は、必要に応じて移植等の保全措置を検討する。
<p>埋立案 (A案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立後の地盤高、植栽木及び植栽基盤は、良好な緑地空間が形成された大江川緑地の造成計画を基本とする。 ・埋立後の緑地は、適切な維持管理を継続する。
<p>掘削 除去案 (B案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入土により、現況と同様な河川断面となるように埋戻しを行う。

2-3 事業の内容

(1) 事業の実施予定地の位置

名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで(図 2-3-1 参照)

(2) 事業計画の概要及び諸元

ア 基本方針

本事業を進めるにあたっては、以下の事項を基本方針としている。

- ・埋立てにより、大江川の河床に封じ込められている汚染土の地震・津波時の露出・拡散を防止する。

なお、名古屋港港湾計画に示される「緑地」1.1ha を名古屋港管理組合が、「その他緑地」9.2ha を名古屋市が整備する計画である。

イ 事業規模

[埋立区域の面積] 10.3ha^{注)}

(3) 工事实施計画の概要

ア 工事予定期間

[工事予定期間] 約 10 年 (緑地整備は含まない)

注) 本事業は、埋立てに係る区域の面積が 10ha 以上 40ha 未満であることから、「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号)ではなく、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)に基づき環境影響評価手続を実施するものである。

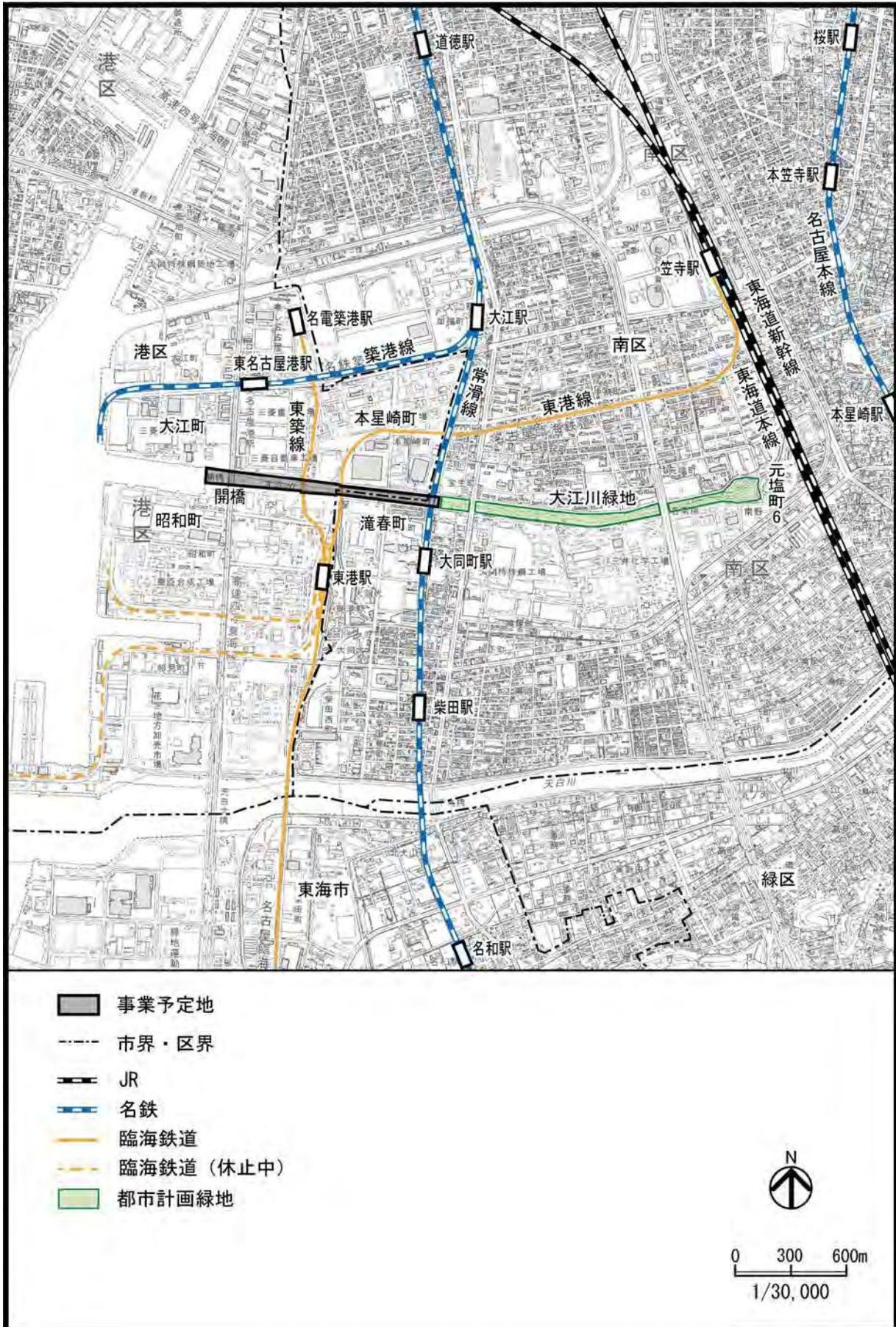


図 2-3-1 事業予定地の位置

イ 工事計画

埋立ての工事手順を図 2-3-2 に、工事計画を表 2-3-1 に示す。

事業予定地は、排水路としての機能も有するため、工事期間中も排水機能を保持する必要がある。そのため、工事は右岸側に河川水路を残した状態で、左岸側を先行して基準に適合した搬入土（以下、「搬入土」という。）で埋立てる。埋立て範囲の圧密沈下後に、ボックスカルバートを設置する範囲を開削し、地盤改良を行った後、カルバートを設置する。水路を右岸側からカルバートに切り替えた後、右岸側を搬入土で埋立てる。

なお、右岸側の水路と埋立て範囲の境には、大型土のうを設置し、締切を行う。また、橋梁及びその周辺は、圧密沈下に伴う橋梁への影響を避けるため、埋立てを行わず、地盤改良により対応する。

施工前及び施工後に地下水質の確認を行い、施工に伴う地下水汚染が生じていないことを確認する。

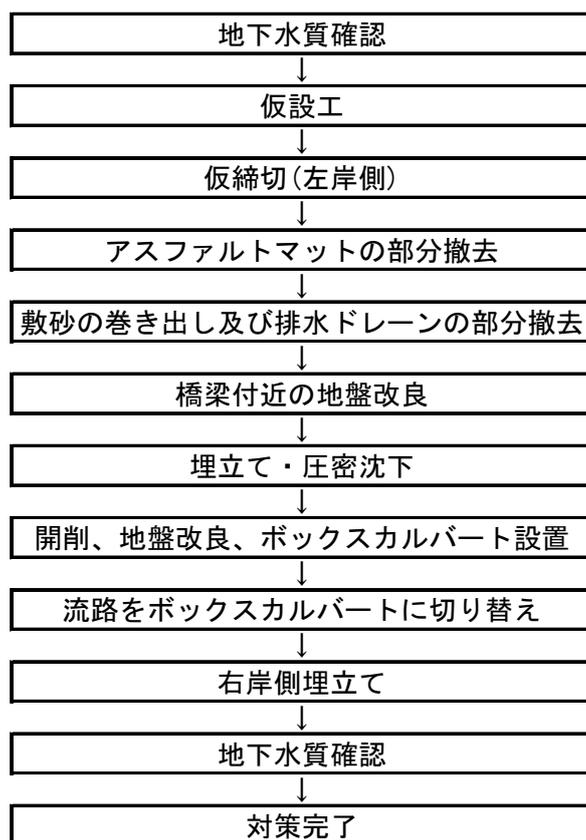


図 2-3-2 埋立ての工事手順

表 2-3-1 埋立ての工事計画

施工手順	内容
①水質及び地下水質確認	・周辺水域の水質並びに、敷砂層及びヘドロ層の下の砂層の地下水質を確認する。
②仮設工	・工事用坂路を設置する。 ・工事用車両の洗車ピットを設置する。 ・濁水処理設備を設置する。 ・開橋下流部に汚濁防止膜を設置する。
③仮締切	・右岸側に河川水路を残し、開橋下流部及び右岸側水路沿いに仮締切（大型土のう）を設置して、施工区域内を締め切る。
④アスファルトマットの部分撤去	・橋脚付近の地盤改良及びボックスカルバートの設置を行う範囲のアスファルトマットを撤去する。
⑤敷砂の巻き出し及び排水ドレーンの部分撤去	・締め切った施工区域内の、汚染土層の上部の敷砂を掘削して施工区域に仮置きする。 ・ボックスカルバートを設置する範囲の排水ドレーンを撤去する。
⑥橋梁付近の地盤改良	・圧密沈下に伴う橋梁への悪影響を避けるため、橋梁周辺への埋立ては行わず、地盤改良により対応する（応力遮断工及び固化処理）。
⑦埋立て・圧密沈下	・橋梁周辺を除く範囲を搬入土で埋立て、圧密沈下させる。
⑧開削、地盤改良、ボックスカルバート設置	・ボックスカルバートを設置する範囲を開削し、地盤改良を行った後、ボックスカルバートを設置する。 ・上流側は汚染土の掘り下げが必要となるため、カルバートの設置範囲の両側に矢板を打設し、汚染土の掘削を行う。掘削した汚染土は、一時的にフレコンバックに詰めて施工区域内に仮置きし、ボックスカルバート設置後にカルバートと矢板の間に埋戻す。汚染土の上部は、搬入土で十分な層厚を確保して埋め戻す。
⑨流路をボックスカルバートに切り替え	・河川水路を、右岸側からボックスカルバートに切り替える。
⑩右岸側埋立て	・右岸側の埋立て、橋脚付近の地盤改良を行う。
⑪水質及び地下水質確認	・周辺水域の水質並びに、敷砂層及びヘドロ層の下の砂層中の地下水質を施工前と比較し、変化がないか確認する。
⑫対策完了	—

注)1:施工区域内の排水については、釜場を設けてポンプアップし、濁水処理設備にて水質処理を行う。処理後、水質を確認し、基準値内であれば大江川に放流する。

2:水質及び地下水質の確認は、工事期間中も定期的に行う。

ウ 工事関係車両の走行ルート

工事関係車両の主な走行ルートを図 2-3-3 に示す。



図 2-3-3 工事関係車両の走行ルート

エ 埋立て後の想定土地利用計画

現時点で想定される埋立て後の土地利用計画を表 2-3-2 に示す。

事業予定地は、港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」として既に位置付けがなされている。そのため、既存計画に従って緑地を整備することを想定している。緑地内には休憩施設や広場等を設けることを想定しており、普段は市民の憩いの場として利用されることが考えられる。また、災害発生時には東西方向の避難路として機能する他、緊急避難場所としての機能を果たすことも期待できる。

なお、詳細な土地利用計画については、今後検討を行っていく予定である。

表 2-3-2 埋立て後の想定土地利用計画

用途	面積	その他施設
緑地	10.3ha	<ul style="list-style-type: none">・植栽帯・散策路及び休憩施設・広場・スポーツ施設 等

第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり、環境保全の見地から配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 3-1-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

環境配慮事項			内 容
自然環境の保全	植物・動物・生態系・緑地	自然環境との調和	・地域の植生に適した緑化を図る等、周囲の自然環境と調和した土地利用に努める。
快適環境の保全と創造	人と自然との触れ合い	人と自然との触れ合いの活動の場の保全	・人と自然とが触れ合える環境の保全に留意した土地利用に努める。

3-2 建設作業時を想定した配慮

表 3-2-1(1) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内 容
自然環境の保全	土壌	埋立て土砂等による影響の防止	・埋立てに用いる土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	植物・動物・生態系	動植物の生息域への影響の防止	・工事時の大気汚染、粉じん、騒音、振動、濁水等による動植物の生息・生育環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
	水循環	掘削等による水循環への影響の防止	・掘削等に伴うゆう出水の量を最小限にすること等により、水循環への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。

表 3-2-1(2) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内 容
生活環境の 保全	環境汚染	工事に伴う公害 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな音や振動を発生する建設機械が同時に多数稼働することのないような工事計画の策定に努める。 ・建設機械については、低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する基準を遵守するとともに、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。 ・排水の発生の低減に努めるとともに、発生した排水は適切に水質処理を行った後、放流する。
		土壌・地下水汚染 物質による環境 汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。
		工事関係車両の 走行による公害 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の運転者に対し、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。
	安全性	工事関係車両の 走行に伴う交通 安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両が事業予定地周辺を走行する際、歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画の策定に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、適正な走行の遵守を指導、徹底する。
環境負荷の 低減	自動車交通	工事関係車両に よる交通渋滞の 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の走行により、事業予定地周辺の道路が交通渋滞しないように努める。
	廃棄物等	建設廃棄物の発 生抑制及び循環 利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴い発生する廃棄物について「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化に努める。

3-3 埋立地の存在・供用時を想定した配慮

表 3-3-1 存在・供用時を想定した配慮

環 境 配 慮 事 項			内 容
自然環境の 保全	植物・動物・ 生態系・緑地	緑地等の適正 管理による植 生の保全	・緑地としての機能向上及び生物多様性の保 全に留意し、地域特性を踏まえた植生管理に 努める。
生活環境の 保全	安全性	有害物質に対 する安全性の 確保	・有害物質の流出等の未然防止に留意した施 設の整備や維持管理に努める。
		交通安全の確 保	・交通安全の確保に留意した施設の整備や維 持管理に努める。
	自然災害	自然災害への 対応	・地震、台風等の自然災害時において、周辺地 域の安全性の確保に留意した施設の整備や 維持管理に努める。
快適環境の 保全と創造	緑地・景観	施設の緑化及 び良好な都市 景観の形成	・事業予定地の緑化を図るとともに、施設の配 置、規模、形状、色彩等が良好な都市景観の 形成に寄与するよう努める。
	人と自然と の触れ合い	人と自然との 触れ合いの活 動の場の維持 管理及び有効 活用	・人と自然との触れ合いの活動の場の機能保 全に留意した緑地等の維持管理に努めると ともに、その有効活用を図る。

第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は図 4-1 に示すとおり、名古屋市港区及び南区に位置し、現在は、河川（大江川）であり、その周囲は工場や運輸施設が立地する地域となっている。

事業予定地周辺の主要な道路としては、名古屋高速 4 号東海線、名古屋高速 3 号大高線、一般国道 23 号及び 247 号、主要県道名古屋半田線及び諸輪名古屋線等が通っており、鉄道は名鉄常滑線及び築港線、臨海鉄道東港線及び東築線が通っている。

事業予定地周辺の施設としては、東側に大江川緑地があり、市民の憩いの場となっている。

事業予定地及びその周辺地域の概況を把握する範囲は、工事中の大気質の影響と街区を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査地域」という。）を設定した。

表 4-1 調査地域

区名	学区名
港区	東築地学区の一部
南区	星崎学区の一部、大生学区の一部、宝学区の一部、宝南学区の一部、白水学区、千鳥学区の一部、柴田学区

以降は、この調査地域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、町（大字）の区分ができるものについては町（大字）ごとに、区のデータしか得られないものについては区ごとに行った。

資料の収集は、令和元年 12 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

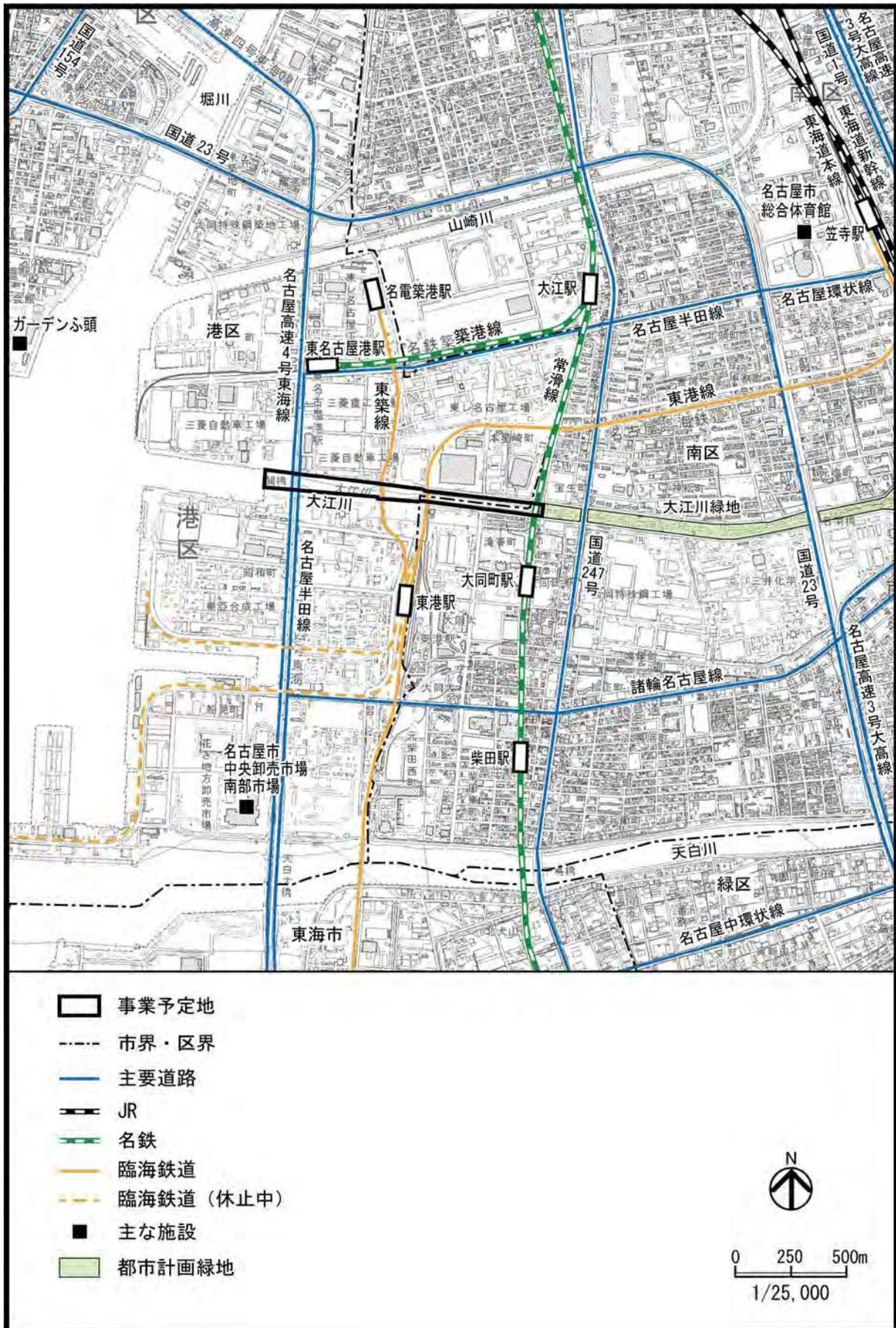


図 4-1 事業予定地とその周辺地域

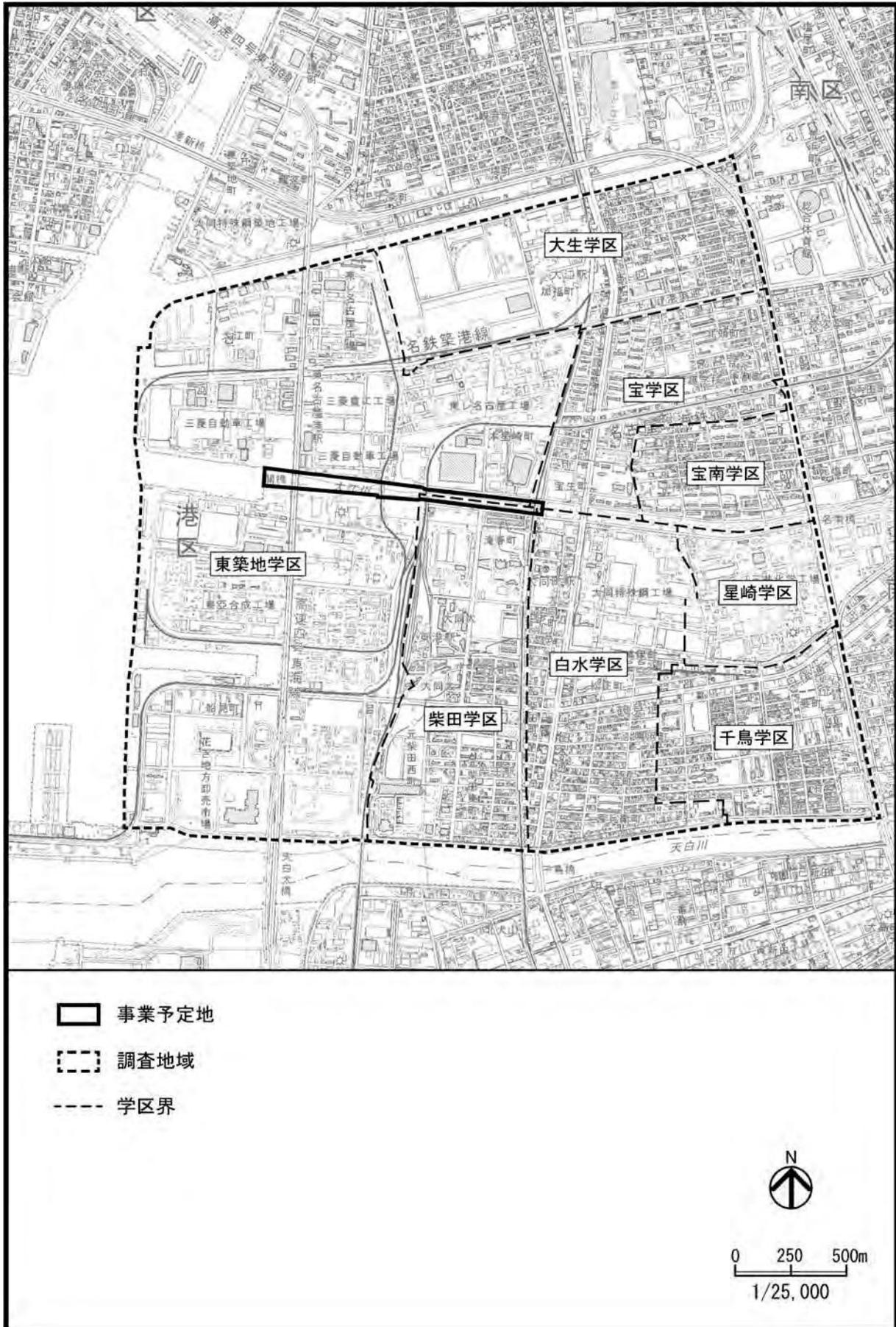


図 4-2 調査地域図

4-1 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

ア 地形・地質

(ア) 地形

a 陸上

調査地域及びその周辺の地形は、図 4-1-1 に示すとおり、盛土地、干拓地等からなる低地である。

なお、大江川の変遷及び現状については、「第 2 章 2-2(2)ア大江川の変遷及び現状」(p. 2～3 参照) に示すとおりである。

また、名古屋港の埋立完成年の状況は、図 4-1-2 に示すとおりである。調査地域の埋立地部分は、明治 34 年から埋立てが行われた区域であり、事業予定地の周辺に位置する大江ふ頭及び昭和ふ頭は、明治 34 年から昭和 56 年にかけて埋立てが行われた区域である。なお、事業予定地は、将来計画の区域となっている。

b 海底

調査地域及びその周辺の海底の地形は図 4-1-3 に示すとおりであり、事業予定地付近の海域の水深は 6～10m 程度である。

c 川底

大江川の河口付近の川底の地形は図 4-1-3 に示すとおりであり、水深は 0.5～8m 程度である。調査地域及びその周辺の山崎川河口、天白川河口及び昭和ふ頭と船見ふ頭の間には、干出浜が存在する。

(イ) 地質

a 陸上

調査地域及びその周辺の表層地質は、図 4-1-4 に示すとおり、埋立地、砂・泥を主とする層等からなる未固結堆積物である。

b 海底

調査地域及びその周辺の海底の地質は図 4-1-3 に示すとおりであり、調査地域及びその周辺の海底の地質は、泥及び細砂等である。

c 川底

事業予定地の位置する大江川の河口付近の川底の地質は、図 4-1-3 に示すとおりであり、泥及び細砂等である。

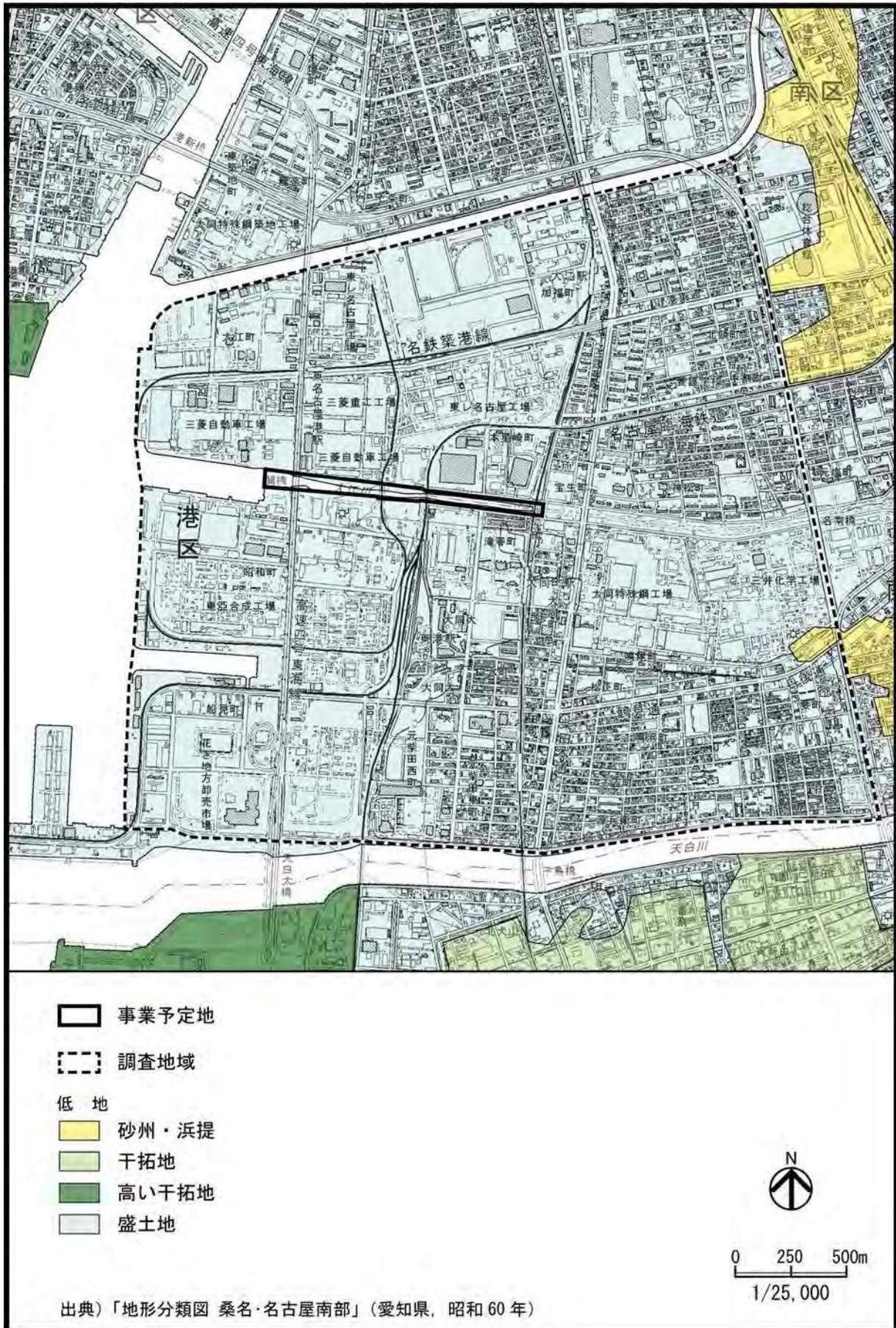


図 4-1-1 地形分類図



- 事業予定地
 - 調査地域
- | | |
|--|--|
| <p>埋立完成年</p> <ul style="list-style-type: none"> 明治34年～昭和26年
(1901年～1951年) 昭和27年～昭和36年
(1952年～1961年) 昭和37年～昭和46年
(1962年～1971年) 昭和47年～昭和56年
(1972年～1981年) | <ul style="list-style-type: none"> 昭和57年～平成3年
(1982年～1991年) 平成4年～平成13年
(1992年～2001年) 平成14年～現在
(2002年～現在) 埋立予定地 将来計画 |
|--|--|

注) 本図面は、出典資料に基づき、名古屋港のふ頭全体を示している。
 出典)「立地状況と埋立の変遷」(名古屋港管理組合ウェブサイト)

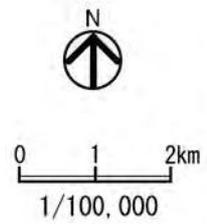
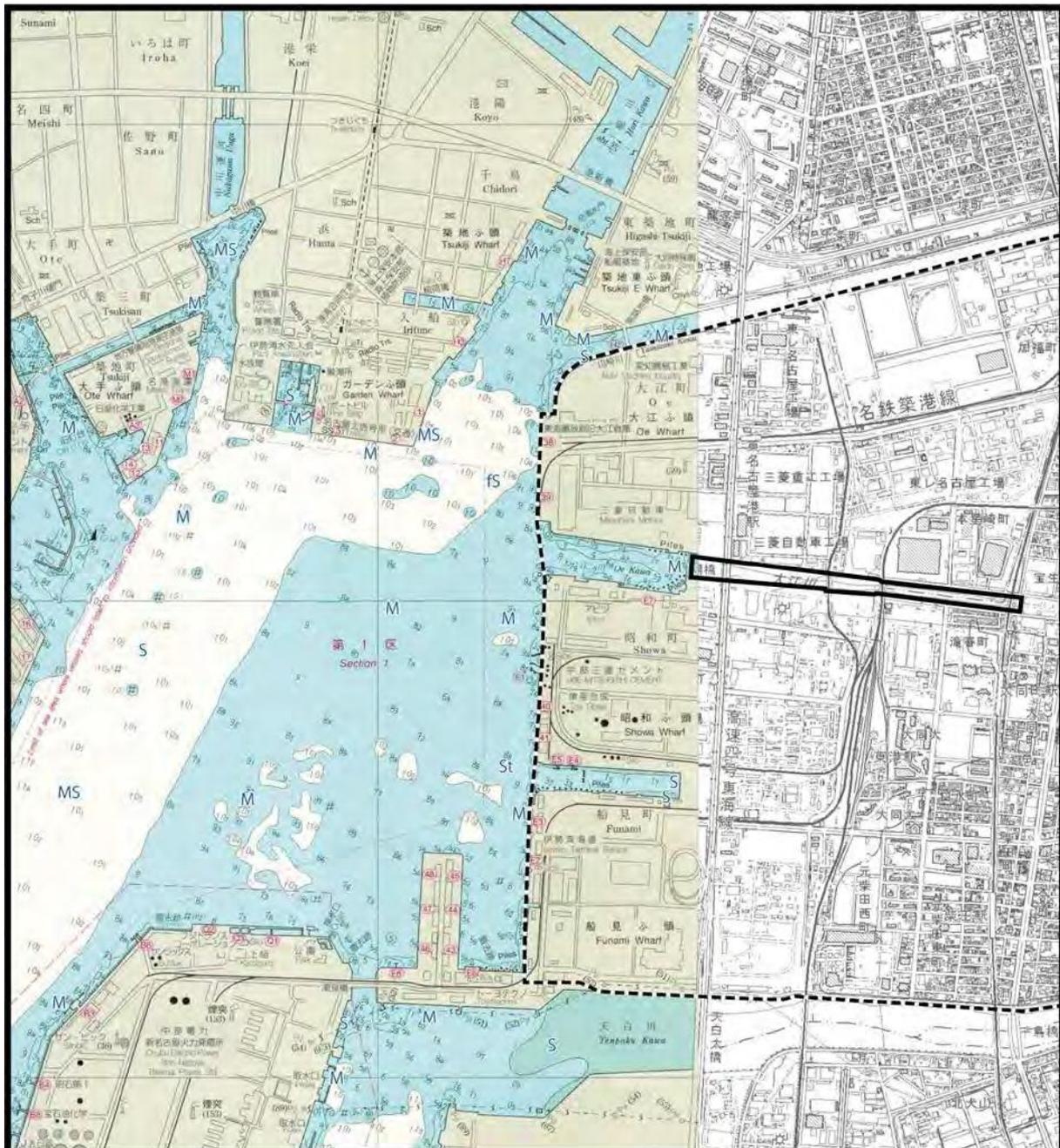


図 4-1-2 名古屋港の埋立完成年の状況



■ 事業予定地

⋯ 調査地域

■ 水深 10m より浅い場所

■ 水深 10m より浅い場所 (干出浜 (砂))

□ 水深 10m より深い場所

[底質]

M 泥

St 石

MS 砂混じりの泥

S 砂

fs 細砂

注) 1: 図内の数値は、水深を示す。

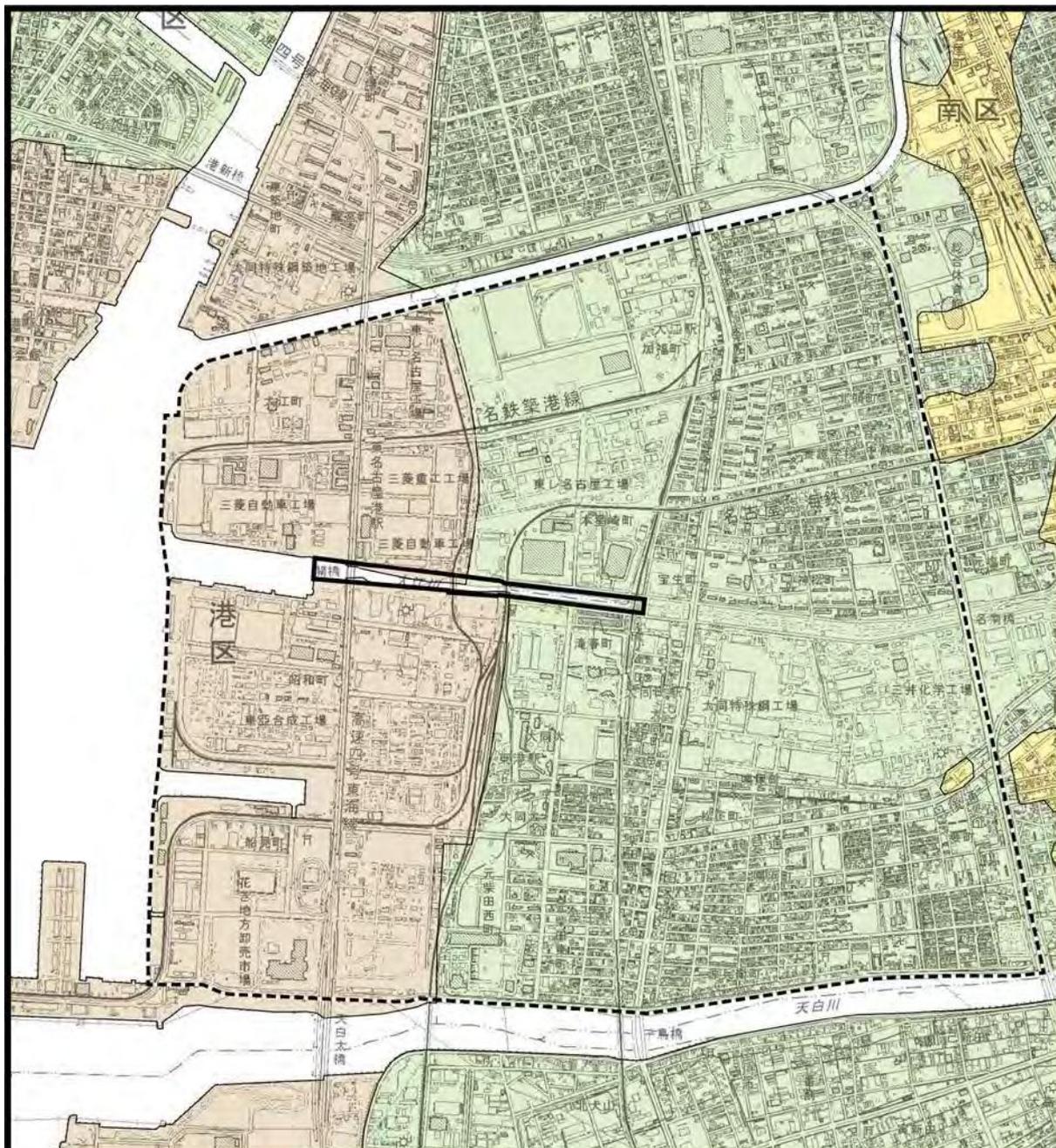
2: 本図面は、出典資料に基づき、調査地域 (本図面枠内) の情報を示している。

出典) 「W1055A 名古屋港北部」(海上保安庁, 平成 28 年)



0 250 500m
1/25,000

図 4-1-3 海底の地形及び地質図



■ 事業予定地

⋯ 調査地域

未固結堆積物

■ 埋立地

■ 砂を主とする層

■ 砂・泥を主とする層



0 250 500m
1/25,000

出典)「表層地質図 桑名・名古屋南部」(愛知県, 昭和60年)

図 4-1-4 表層地質図

(ウ) 干潟、藻場、砂浜

伊勢湾の海岸線の現状図は、図 4-1-5 に示すとおりである。調査地域周辺の海岸線は、人工海岸となっている。

「愛知県の自然環境」によると、調査地域周辺に藻場の記載はない。

「自然環境保全基礎調査（干潟調査）」によると、調査地域周辺に干潟の記載はない。

出典) 「愛知県の自然環境」(愛知県, 昭和 60 年)

「自然環境保全基礎調査（干潟調査）」(環境省ウェブサイト)



注) 本図面は、事業予定地周辺の海岸線の状況がわかるよう、縮尺を調整している。

出典) 「伊勢湾環境データベース」

(国土交通省名古屋港湾空港技術調査事務所ウェブサイト)

図 4-1-5 海岸線の現状図 (伊勢湾)

イ 地盤沈下

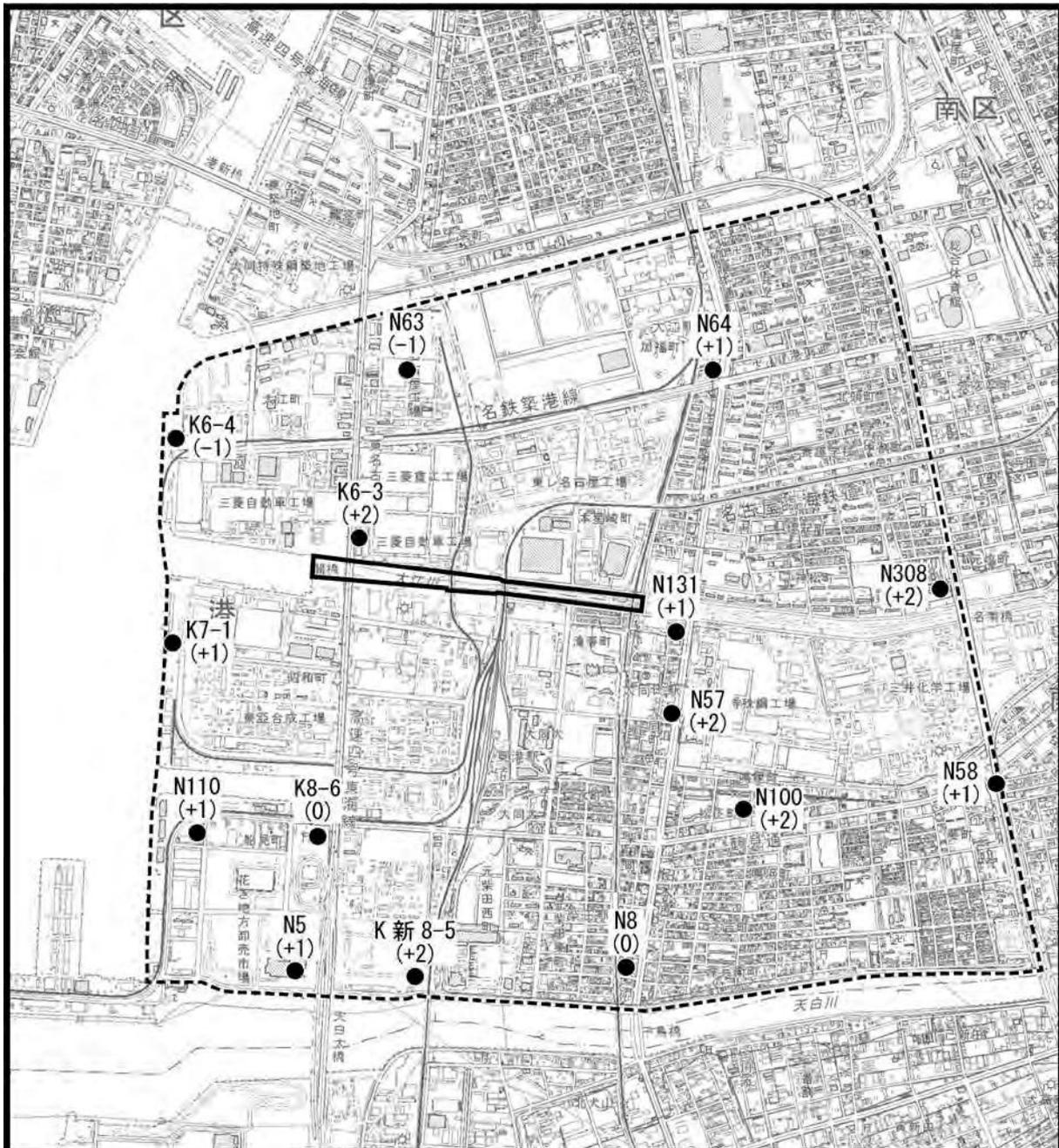
地盤沈下の状況は表 4-1-1 及び図 4-1-6 に示すとおりである。

調査地域には、名古屋港管理組合の水準点が 5 地点及び名古屋市の水準点が 10 地点ある。平成 30 年度の測量結果では、地盤沈下の目安とされている年間 1cm 以上の沈下はみられない。

表 4-1-1 水準点における年間沈下量の状況

管理機関	名古屋港管理組合					名古屋市									
水準点	K6-3	K6-4	K7-1	K新 8-5	K8-6	N5	N8	N57	N58	N63	N64	N100	N110	N131	N308
年間 沈下量 (mm)	+2	-1	+1	+2	0	+1	0	+2	+1	-1	+1	+2	+1	+1	+2

出典)「平成 30 年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会, 令和元年)



■ 事業予定地

⋯ 調査地域

● 水準点

注) 1: () 内の数値は、年間沈下量 (mm) を示す。

2: 図中の記号は、表 4-1-1 に対応する。

出典) 「平成 30 年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」
(東海三県地盤沈下調査会, 令和元年)



0 250 500m
1/25,000

図 4-1-6 水準点配置図

ウ 土壌等

要措置区域及び形質変更時要届出区域の状況は、表 4-1-2 に示すとおりである。

調査地域には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定が 2 箇所、形質変更時要届出区域の指定が 9 箇所、名古屋市環境保全条例に基づく措置管理区域が 1 箇所、形質変更時届出管理区域が 7 箇所ある。

なお、調査地域におけるダイオキシン類の調査は、平成 29 年に千鳥公園（南区天白町）で行われている。調査結果は 0.017pg-TEQ/g であり環境基準に適合している。

表 4-1-2(1) 要措置区域の状況（土壌汚染対策法）

指定番号	所在地	面積(m ²)	指定に係る特定有害物質の種類	指定年月日
指-118	南区鶴見通1丁目6番2の全部	502.47	ベンゼン	平成29年11月16日
指-146	港区船見町1番42の一部	300	四塩化炭素 シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	令和元年9月5日

注) 令和元年12月17日現在

出典) 「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-2(2) 形質変更時要届出区域の状況（土壌汚染対策法）

指定番号	所在地	面積 (m ²)	分類	指定に係る特定有害物質の種類	指定年月日
指-20	港区本星崎町字南 3998 番 16 の一部 及び 3998 番 33 の一部	2,304.3 1,904.3 1,204.3	一般	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成 22 年 9 月 15 日 一部解除 平成 25 年 2 月 20 日 一部解除 平成 26 年 8 月 29 日
指-48	港区大江町 1 番 5 の一部	1,152.8 952.8 400	埋管	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	平成 26 年 3 月 31 日 一部解除 平成 28 年 8 月 17 日 一部解除 平成 28 年 12 月 15 日
指-98	港区船見町 1 番 1 の一部	3,104.6 3,004.6 3,104.6	埋管	テトラクロロエチレン 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成 28 年 8 月 30 日 一部解除 平成 31 年 3 月 29 日 一部追加 令和元年 8 月 26 日
指-125	港区大江町 6 番 4 の一部	4,335	埋管	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	平成 30 年 4 月 24 日
指-137	港区大江町 7 番 2 の一部	100	埋管	砒素及びその化合物	平成 31 年 3 月 12 日
指-141	港区昭和町 8 番の一部、12 番 15 の一部、 12 番 16 の一部及び 12 番 35 の一部	2,517.64	埋管	クロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	令和元年 6 月 14 日
指-147	港区船見町 1 番 42 の一部	13,600	埋管	水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	令和元年 9 月 5 日
指-89	南区加福町 3 丁目 2 番 1 の一部	2,677.5 5,365.5 1,879	一般	六価クロム化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物	平成 27 年 11 月 5 日 一部追加 平成 28 年 3 月 16 日 一部解除 平成 28 年 4 月 28 日
指-93	南区丹後通 2 丁目 1 番の一部	954	一般	ベンゼン ふっ素及びその化合物	平成 28 年 5 月 27 日

注) 令和元年 12 月末現在

出典) 「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-2(3) 措置管理区域の状況（名古屋市環境保全条例）

指定番号	所在地	面積 (m ²)	指定に係る特定有害物質の種類	指定年月日
管-157	南区鶴見通 3 丁目 3 番の一部	1,825	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン	令和元年 6 月 26 日

注) 令和元年 12 月末現在

出典) 「名古屋市環境保全条例に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-2(4) 形質変更時届出管理区域の状況（名古屋市環境保全条例）

指定 番号	所在地	面積 (m ²)	分類	指定に係る特定有害物質の種類	指定年月日
管-7	港区大江町10番1の一部	67 82	埋管	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	平成25年7月30日 一部追加 平成28年7月14日
管-11	港区大江町10番5の一部	38.4	埋管	砒素及びその化合物	平成25年11月6日
管-48	港区大江町2番15の一部	1,719	埋管	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	平成27年3月3日
管-60	港区大江町地内、昭和町地内及び 船見町地内	27,189	埋管	砒素及びその化合物	平成27年9月30日
管-95	港区大江町2番14の一部	4,160.5 4,360.5	埋管	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 シス-1,2-ジクロロエチレン	平成28年12月15日 一部追加 平成29年6月19日
管-170	港区昭和町14番28の一部	904.2	埋管	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 砒素及びその化合物	令和元年11月6日
管-37	南区六条町4丁目78番の一部	65.98	一般	ふっ素及びその化合物	平成26年8月22日

注) 令和元年12月20日現在

出典) 「名古屋市環境保全条例に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

(2) 水環境の状況

ア 水象

(7) 海域における潮位

名古屋港の潮位は、表 4-1-3 及び図 4-1-7 に、名古屋港検潮所の位置は、図 4-1-8 に示すとおりである。

名古屋港の潮位は、名古屋港基準面 (N.P.) に対して平均水面 +1.40m、朔望平均満潮面 +2.61m、朔望平均干潮面 +0.04m であり、潮位差は 2.57m である。

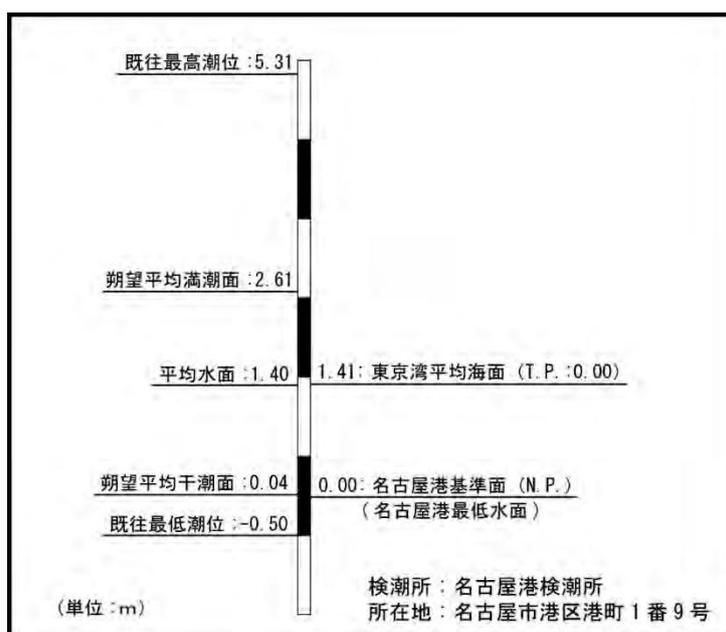
また、過去の既往最高潮位は +5.31m (昭和 34 年 9 月 26 日、伊勢湾台風)、既往最低潮位は -0.50m (平成 2 年 12 月 4 日) である。

なお、東京湾平均海面 (T.P.) は、名古屋港基準面の +1.41m となっている。

表 4-1-3 名古屋港の潮位

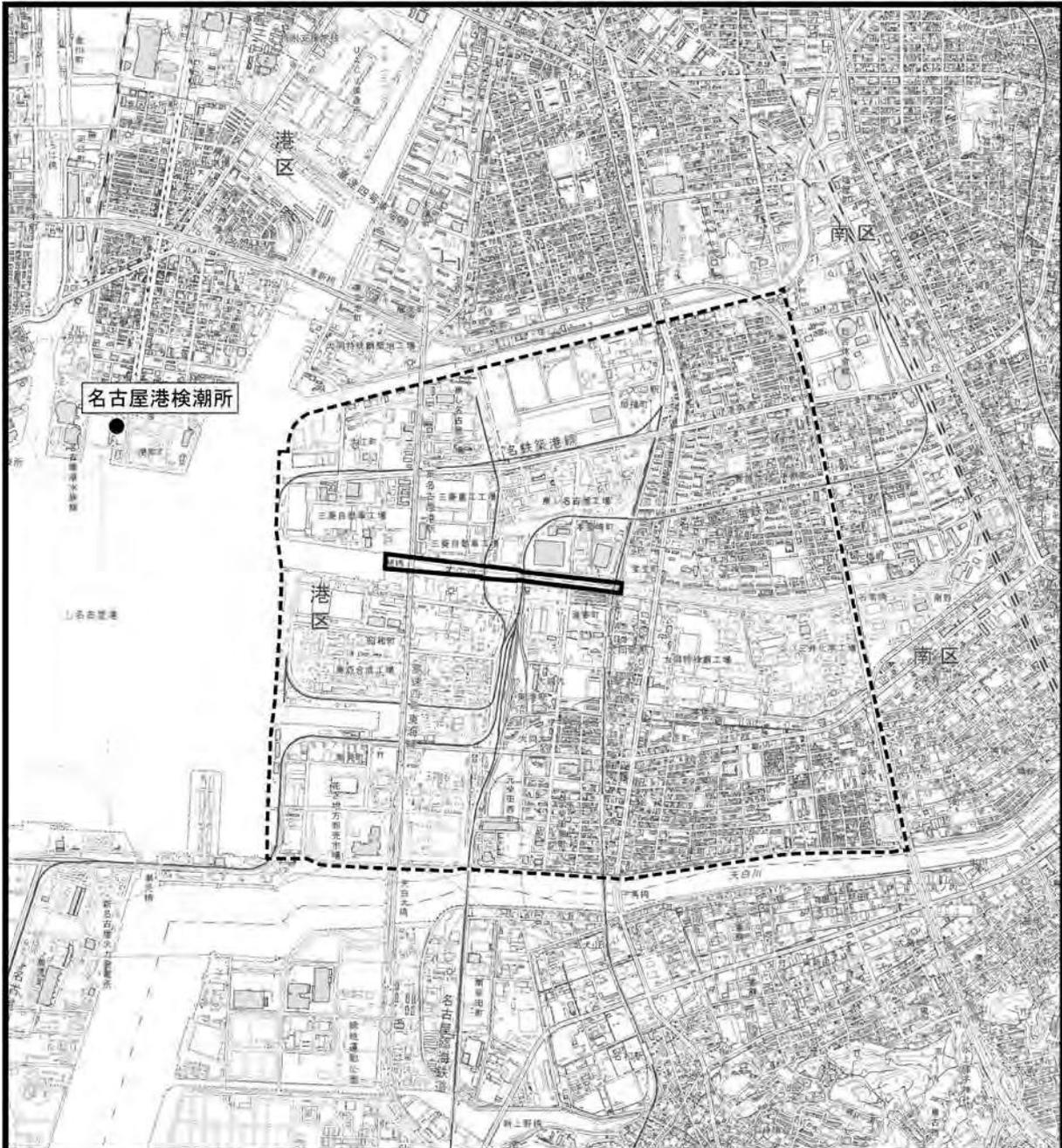
潮位種別	潮位 (m)	観測時	備考
朔望平均満潮面	2.61	昭和 23 年～昭和 31 年 観測平均	夏季 (5 月～10 月) : 2.71m 冬季 (11 月～4 月) : 2.52m
朔望平均干潮面	0.04	昭和 23 年～昭和 31 年 観測平均	夏季 (5 月～10 月) : 0.17m 冬季 (11 月～4 月) : -0.09m
平均水面	1.40	昭和 43 年 5 月～ 昭和 44 年 4 月	海上保安庁水路部決定
既往最高潮位	5.31	昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風
既往最低潮位	-0.50	平成 2 年 12 月 4 日	—

出典)「名古屋港の潮位」(名古屋港管理組合ウェブサイト)



出典)「名古屋港の潮位」(名古屋港管理組合ウェブサイト)

図 4-1-7 名古屋港の潮位



- 事業予定地
- 調査地域
- 検潮所



0 350 700m
1/35,000

注) 本図面は、調査地域周辺の名古屋港検潮所の位置がわかるよう、縮尺を3万5千分の1としている。

図 4-1-8 名古屋港検潮所の位置

(イ) 海域における潮流

伊勢湾の上げ潮時及び下げ潮時の潮流は、図 4-1-9 に示すとおりである。

伊勢湾及び三河湾西部の潮流は、ほぼ地形に沿って流れている。上げ潮流は湾奥へ向かい、下げ潮流は湾口に向かって流れている。外海から湾内に向かう潮流は、伊良湖水道で、神島寄りを通過する流れは伊勢湾に向かい、伊良湖岬寄りを通過する流れは三河湾へ向かって流入する。

流速は、伊良湖岬寄りから中山水道を通過して三河湾へ向かう流れが強く、神島寄りから知多半島西岸沿いを通過して伊勢湾奥へ向かう流れは弱くなっている。

伊勢湾における潮流の主流部は、ほぼ知多半島の西岸に沿って流れ、湾奥に向かうに従って流速は次第に弱まっている。

(ウ) 河川

調査地域及びその周辺の河川の状況は、図 4-1-10 に示すとおりである。

調査地域には、大江川が流れている。また、調査地域の北側には山崎川及び堀川が、南側には天白川が流れている。

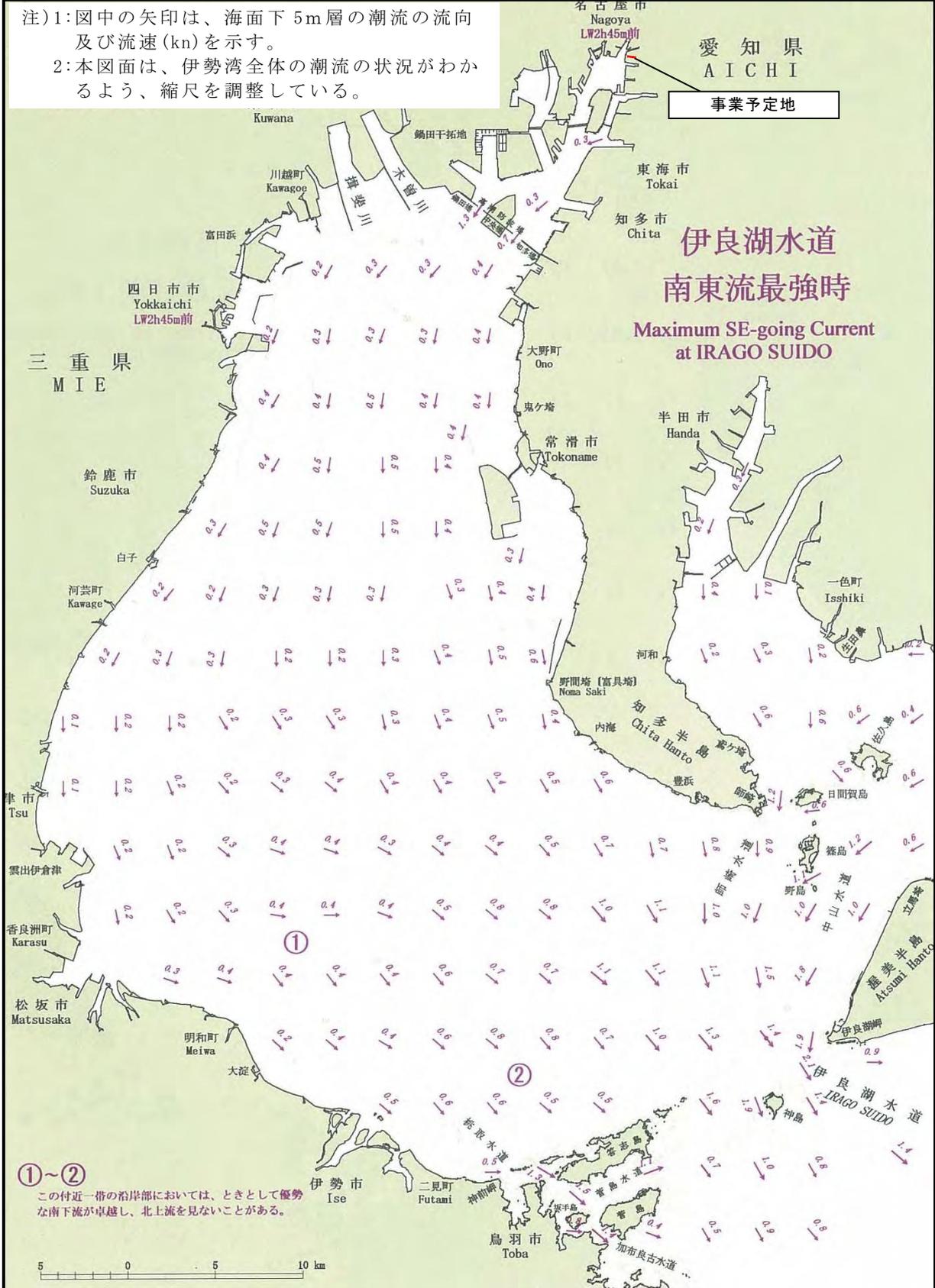
なお、事業予定地は大江川に位置する。

注)1: 図中の矢印は、海面下 5m 層の潮流の流向及び流速(kn)を示す。
 2: 本図面は、伊勢湾全体の潮流の状況がわかるよう、縮尺を調整している。



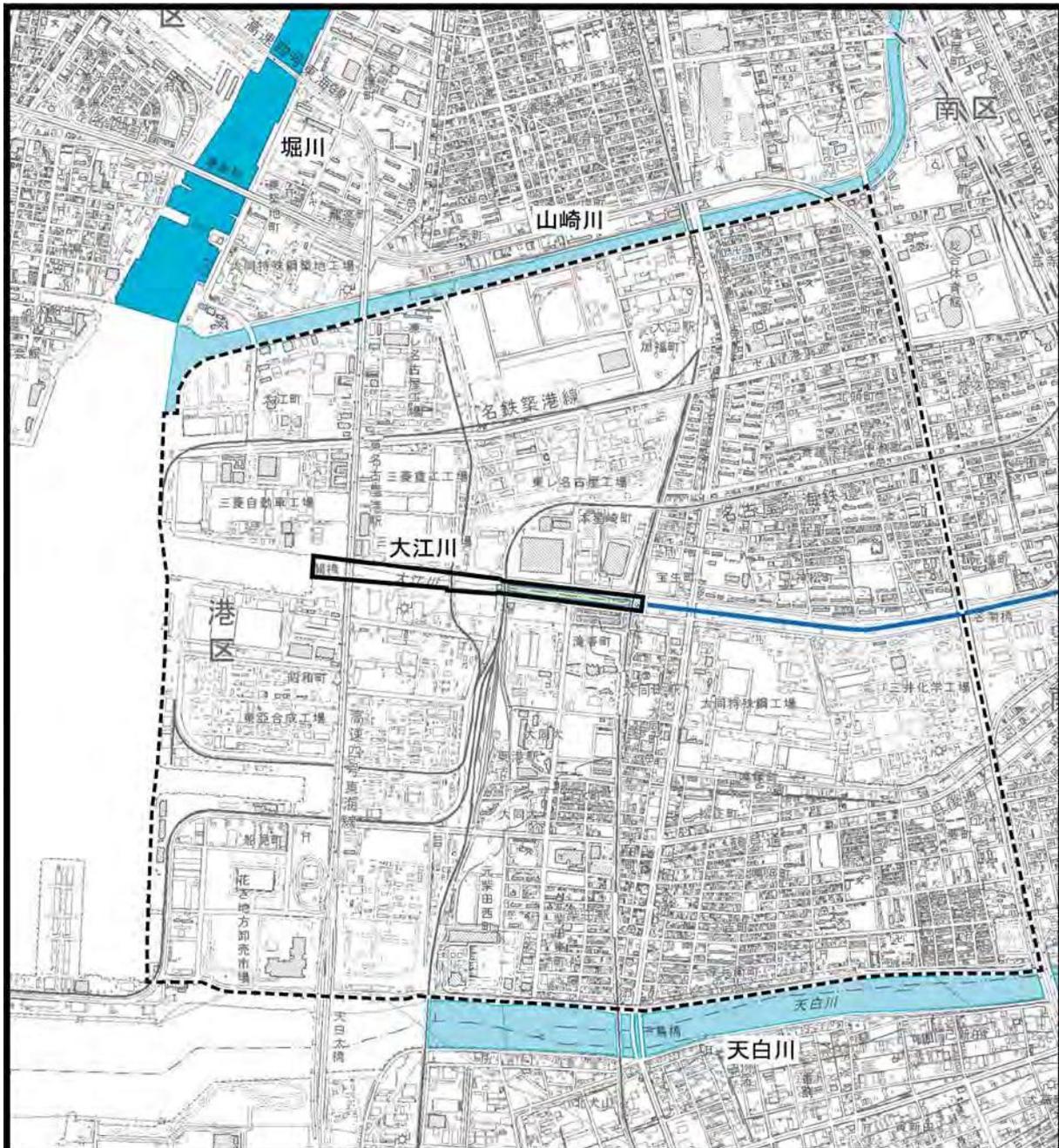
出典)「伊勢湾潮流図」(海上保安庁, 平成 16 年)

図 4-1-9(1) 伊勢湾の上げ潮時の潮流図



出典)「伊勢湾潮流図」(海上保安庁, 平成 16 年)

図 4-1-9(2) 伊勢湾の下げ潮時の潮流図



- 事業予定地
- 調査地域
- 1級河川
- 2級河川
- 普通河川
- 普通河川（暗渠）



出典) 「河川図」(名古屋市緑政土木局, 平成 31 年)
 「庄内川水系堀川圏域河川整備計画 (名古屋市策定)」(名古屋市ウェブサイト)
 「山崎川水系河川整備基本方針 (名古屋市策定)」(名古屋市ウェブサイト)
 「天白川水系河川整備計画 (愛知県、名古屋市策定)」(名古屋市ウェブサイト)

0 250 500m
 1/25,000

図 4-1-10 河川図

イ 水 質

(7) 河川及び海域

調査地域及びその周辺における水質調査地点は図 4-1-11 に、調査結果は表 4-1-4 に示すとおりである。平成 30 年度の調査結果では、生活環境項目で環境基準もしくは環境目標値に適合していない項目がある。なお、健康項目は、測定項目の全てで環境基準に適合している。

また、名古屋港における平成 30 年度の溶存酸素濃度調査結果は表 4-1-5 に示すとおりである。

表 4-1-4(1) 水質調査結果（生活環境項目）[河川]

項目	調査地点	水域	堀川	山崎川	天白川
	地点名		港新橋	道徳橋	千鳥橋
	類型		D・生物 B	D・生物 B	C・生物 B
	区分		☆☆	☆	☆☆
pH	年平均値		7.2	7.1	7.3
	最小～最大		6.9～7.4	6.8～7.4	7.0～8.0
DO (mg/L)	年平均値		4.8	4.0	5.9
	最小～最大		2.5～6.7	1.5～6	3.6～10
BOD (mg/L)	75%値		4.2	3.2	2.9
	最小～最大		1.8～5.7	1.7～12	1.5～4.2
SS (mg/L)	年平均値		3	3	4
	最小～最大		1～9	1～6	1～10
全窒素 (mg/L)	年平均値		4.2	5.8	5.3
	最小～最大		2.6～5.3	3.0～8	3.6～7.8
全リン (mg/L)	年平均値		0.33	0.23	0.42
	最小～最大		0.22～0.49	0.14～0.31	0.32～0.54
全亜鉛 (mg/L)	年平均値		0.028	0.020	0.019
	最小～最大		0.017～0.043	0.011～0.032	0.014～0.028
ノニルフェノール (mg/L)	年平均値		0.00016	0.00010	0.00023
	最小～最大		0.00009～0.00023	0.00006～0.00017	0.00008～0.00051
LAS (mg/L)	年平均値		0.013	0.017	0.011
	最小～最大		<0.0006～0.0490	<0.0006～0.160	<0.0006～0.025

注) 1: 環境基準及び環境目標値は、資料-1 1 (p. 217) 参照。

2: 最小～最大は、日平均値の最小値、最大値を示す。

3: 類型について、「C 及び D」は pH、DO、BOD、SS に、「生物 B」は全亜鉛、ノニルフェノール、LAS に係る。

4: 「区分」は、名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値に基づく地域区分を示す。

5: 赤字は、DO については環境基準の値もしくは環境目標値の値未満であることを、BOD、全亜鉛については環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過していることを示す。

6: 「<」は、測定下限値未満であることを示す。

出典) 「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-4(2) 水質調査結果（生活環境項目）〔海域〕

調査地点 項目	水域	名古屋港	名古屋港	名古屋港
	地点名	潮見ふ頭北	N-1 潮見ふ頭西	M-1 ガーデンふ頭
	類型	C・IV・生物 A	C・IV・生物 A	C・IV・生物 A
	区分	☆	☆	☆
pH	年平均値	8.0	8.0	8.1
	最小～最大	7.6～8.5	7.3～8.8	7.5～9.3
DO (mg/L)	年平均値	7.7	7.3	7.7
	最小～最大	3.0～11	2.3～12	2.3～17
COD (mg/L)	75%値	2.8	3.7	3.1
	最小～最大	1.7～5.2	1.5～6.1	1.3～8.5
SS (mg/L)	年平均値	3	3	4
	最小～最大	1～6	1～12	1～15
全窒素 (mg/L)	年平均値	1.1	1.1	1.3
	最小～最大	0.83～1.4	0.75～1.6	0.76～2.1
全リン (mg/L)	年平均値	0.12	0.11	0.13
	最小～最大	0.07～0.17	0.055～0.17	0.056～0.23
全亜鉛 (mg/L)	年平均値	0.006	0.01	0.012
	最小～最大	0.003～0.012	0.004～0.02	0.003～0.024
ノニルフェノール (mg/L)	年平均値	<0.00006	0.00010	0.00008
	最小～最大	<0.00006	0.00010	0.00008
LAS (mg/L)	年平均値	<0.0006	<0.0006	0.0014
	最小～最大	<0.0006	<0.0006	0.0014

注)1:環境基準及び環境目標値は、資料-1 1 (p.217) 参照。

2:最小～最大は、日平均値の最小値、最大値を示す。

3:類型について、「C」は pH、DO、COD に、「IV」は全窒素、全リンに、「生物 A」は全亜鉛、ノニルフェノール、LAS に係る。

4:「区分」は、名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値に基づく地域区分を示す。

5:赤字は、pH については環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過していることを、DO については環境目標値の値未満であることを、COD、全窒素、全リンについては環境基準の値もしくは環境目標値の値を超過していることを示す。

6:「<」は、測定下限値未満であることを示す。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-4(3) 水質調査結果（健康項目）〔河川〕

項目	調査地点	堀川	山崎川	天白川	環境基準
		港新橋	道徳橋	千鳥橋	
カドミウム	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下
全シアン	(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと
PCB	(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.76	0.91	1.65	10以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	—	0.8以下
ほう素	(mg/L)	—	—	—	1以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注)1: 「—」は、測定が行われていない項目である。

2: 「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示す。

3: 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典)「平成30年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-4(4) 水質調査結果（健康項目）〔海域〕

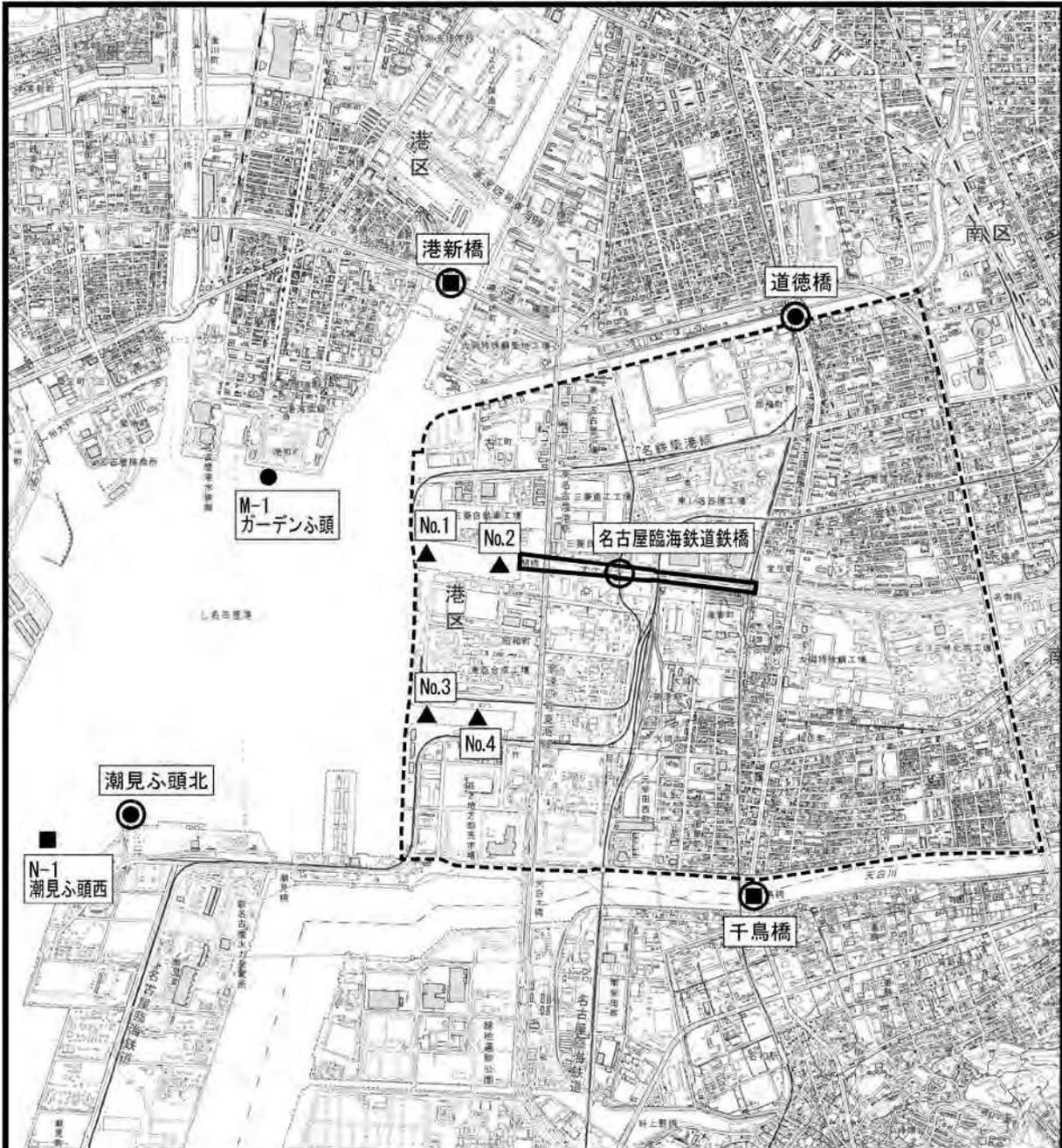
項目	調査地点	名古屋港	名古屋港	環境基準
		N-1 潮見ふ頭西	M-1 ガーデンふ頭	
カドミウム	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	ND	ND	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
PCB	(mg/L)	ND	—	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	—	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	—	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	—	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	—	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	—	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	—	—	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	—	0.05 以下

注)1: 「—」は、測定が行われていない項目である。

2: 「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示す。

3: 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)



- 事業予定地
- 水質調査地点
- 水質・底質調査地点
- ▲ 底質調査地点
- ダイオキシン類調査地点
- ⋯ 調査地域

注) 本図面は、調査地域周辺の水質・底質の状況がわかるよう、調査地域及びその周辺(本図面枠内)の調査地点を示している。

出典) 「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」

(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年版名古屋環境白書(資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年度大江川のダイオキシン類継続調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)



0 350 700m
1/35,000

図 4-1-11 水質・底質及びダイオキシン類調査地点

表 4-1-5 溶存酸素濃度調査結果

単位：mg/L

調査地点	採取位置	平均	最小	最大
潮見ふ頭北	底層	5.9	3.0	9.5
	表層	8.6	6.3	11
	中層	6.8	4.2	9.6
N-1 潮見ふ頭西	底層	5.7	2.3	11
	表層	8.5	5.2	12
	中層	6.2	4.1	9.8
M-1 ガーデンふ頭	底層	5.4	2.3	11
	表層	9.2	6.1	17
	中層	6.3	3.6	12

注) 底層は海底上 0.5m、表層は水面下 0.5m、中層は水面下 5.0m で測定している。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」
(名古屋市ウェブサイト)

(イ) ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査結果は表 4-1-6 に、調査地点は前掲図 4-1-11 に示すとおりである。調査地域及びその周辺におけるダイオキシン類の調査は、港新橋、道德橋、千鳥橋及び潮見ふ頭北で行われている。平成 30 年度の調査結果は、全ての地点で環境基準に適合している。

また、調査地域の報告対象事業場における排出水の測定結果は表 4-1-7 に示すとおりである。平成 30 年度の報告では、全ての事業場で排出基準を下回っている。

大江川では、平成 12 年にダイオキシン類による高濃度汚染が明らかになって以降、ダイオキシン類の調査が名古屋臨海鉄道鉄橋において行われている。平成 30 年度の調査結果は、年間平均値で 0.15pg-TEQ/L であり環境基準に適合している。

また、平成 12 年度～平成 30 年度におけるダイオキシン類の経年変化は図 4-1-12 に示すとおりである。名古屋臨海鉄道鉄橋の調査結果は、平成 16 年度以降は、平成 22 年度を除き環境基準に適合している。

表 4-1-6 ダイオキシン類調査結果 (水質)

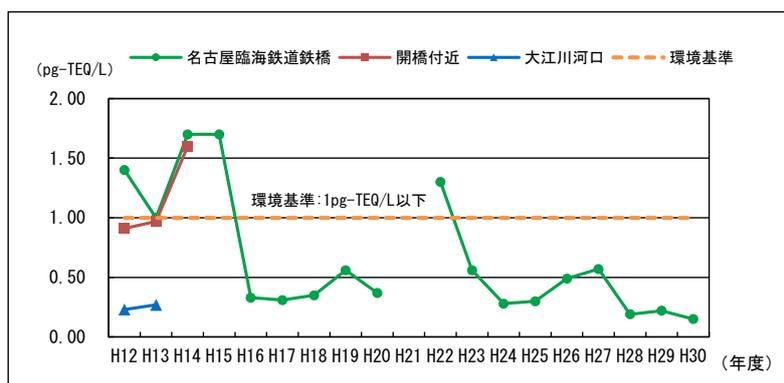
区分	調査地点	年間平均値 (pg-TEQ/L)	環境基準
河川	港新橋	0.061	1pg-TEQ/L 以下
	道德橋	0.033	
	千鳥橋	0.056	
海域	潮見ふ頭北	0.041	

出典)「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-7 ダイオキシン類事業者測定結果（排出水）

事業場	測定結果 (pg-TEQ/L)	採取年月日	排出基準
中部リサイクル株式会社	0	H30.5.9	10pg-TEQ/L以下
東亜合成株式会社名古屋工場	0.16	H30.8.30	
東レ株式会社名古屋事業場	0.090	H30.10.24	
名古屋市上下水道局柴田水処理センター	0.00080	H30.9.13	

出典)「平成30年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)



注) 対策前の調査結果は、下表のとおりである。

単位: pg-TEQ/L

	H12.2.18	H12.4.14	H12.6.2
名鉄常滑線鉄橋付近	23	21	0.97
名古屋臨海鉄道鉄橋付近	-	-	25
開橋付近	3.8	1.6	6.0
大江川河口	-	-	0.57

出典)「大江川ダイオキシン類調査結果」
(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-12 大江川におけるダイオキシン類（水質）の経年変化

ウ 底 質

調査地域及びその周辺における底質調査地点は前掲図 4-1-11 に、調査結果は表 4-1-8 に示すとおりである。平成 30 年度の調査結果では、暫定除去基準の定められている PCB 及び総水銀は全ての地点で基準値を下回っている。

また、調査地域及びその周辺におけるダイオキシン類の調査結果は表 4-1-9 に示すとおりである。平成 30 年度の調査結果では、全ての地点で環境基準に適合している。

なお、大江川下流部における底泥の有害物質汚染状況については、「第 2 章 2-2(2) ウ 大江川下流部における底泥の有害物質汚染状況」(p.7 参照)に示すとおりである。

表 4-1-8(1) 底質調査結果

項目	調査地点	大江川河口域		昭和・船見ふ頭間運河	
		No.1	No.2	No.3	No.4
総水銀	(mg/kg)	1.1	1.4	1.2	4.5
PCB	(mg/kg)	0.23	0.80	—	—

注) 1: 「—」は、測定が行われていない項目である。

2: 暫定除去基準は、PCB は10ppm(mg/kg)、水銀(河川及び湖沼)は25ppm(mg/kg)である。

出典)「令和元年版 名古屋市環境白書(資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-8(2) 底質調査結果

項目	調査地点	堀川	天白川	名古屋港
		港新橋	千鳥橋	N-1 潮見ふ頭西
一般項目	pH	8.0	7.6	7.9
	COD	(mg/g) 13	12	46
	全硫化物	(mg/g) 0.25	0.74	1.0
	ヨウ素消費量	(mg/g) 10	13	20
健康項目	カドミウム	(ppm) 0.99	0.20	0.58
	全シアン	(ppm) <0.5	<0.5	<0.5
	鉛	(ppm) 42	21	42
	砒素	(ppm) 5.8	3.9	10
	総水銀	(ppm) 0.18	0.09	0.33
	アルキル水銀	(ppm) <0.01	<0.01	<0.01
	PCB	(ppm) 0.30	0.03	0.11
特殊項目等	フェノール類	(ppm) <0.1	0.1	<0.1
	銅	(ppm) 86	39	86
	亜鉛	(ppm) 270	130	240
	クロム	(ppm) 96	40	100
	全窒素	(ppm) 1,100	1,900	3,000
	全燐	(ppm) 430	360	560

注) 1: 「<」は、測定下限値未満であることを示す。

2: 暫定除去基準は、PCB は10ppm(mg/kg)、水銀(河川及び湖沼)は25ppm(mg/kg)である。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」

(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-9 ダイオキシン類調査結果（底質）

区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準
河川	港新橋	54	150pg-TEQ/g 以下
	道徳橋	12	
	千鳥橋	4.1	
海域	潮見ふ頭北	15	

出典)「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

エ 地下水

調査地域及びその周辺における、地下水調査の結果は表 4-1-10 に示すとおりである。平成 30 年度の調査では、南区要町のクロロエチレンが環境基準に適合していない。

表 4-1-10(1) 地下水調査結果

調査区分	調査地点	概況定点	汚染井戸周辺地区調査		環境基準
		4 南区立脇町	34 南区滝春町	35 南区滝春町	
採水年月日		H30.11.29	H30.12.25	H30.12.25	
カドミウム (mg/L)		<0.0005	—	—	0.003 以下
全シアン (mg/L)		<0.1	—	—	検出されないこと
鉛 (mg/L)		<0.005	—	—	0.01 以下
六価クロム (mg/L)		<0.01	—	—	0.05 以下
砒素 (mg/L)		<0.005	—	—	0.01 以下
総水銀 (mg/L)		<0.0005	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)		—	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)		<0.0005	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		<0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	—	—	0.002 以下
クロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0004	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.01	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0005	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0006	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0005	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0002	—	—	0.002 以下
チウラム (mg/L)		<0.0006	—	—	0.006 以下
シマジン (mg/L)		<0.0003	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	—	—	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)		<0.001	—	—	0.01 以下
セレン (mg/L)		<0.002	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)		<0.10	—	—	10 以下
ふっ素 (mg/L)		<0.08	—	—	0.8 以下
ほう素 (mg/L)		0.02	—	—	1 以下

注)1:「<」は測定下限値未満であることを、「—」は測定を行っていないことを示す。

2:環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-10(2) 地下水調査結果

調査区分	汚染井戸周辺地区調査			環境基準
	36	37	38	
調査地点	南区白水町	南区鳴浜町	南区要町	
採水年月日	H31. 3. 13	H31. 3. 13	H31. 3. 13	
カドミウム (mg/L)	—	—	—	0.003 以下
全シアン (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
鉛 (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
六価クロム (mg/L)	—	—	—	0.05 以下
砒素 (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
総水銀 (mg/L)	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
PCB (mg/L)	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)	—	—	—	0.002 以下
クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0009	0.0044	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	—	—	0.002 以下
チウラム (mg/L)	—	—	—	0.006 以下
シマジン (mg/L)	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
セレン (mg/L)	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	—	—	—	10 以下
ふっ素 (mg/L)	—	—	—	0.8 以下
ほう素 (mg/L)	—	—	—	1 以下

注)1:「<」は測定下限値未満であること、「—」は測定を行っていないことを示す。

2:環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典)「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(3) 大気環境の状況

ア 気象

名古屋地方気象台における過去5年間(平成26～30年度)の年間平均気温は16.5℃、年平均降水量は1,644mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査地域周辺の常監局である白水小学校、惟信高校、元塩公園及び港陽における過去5年間(平成26～30年度)の風向・風速の測定結果は表4-1-11に、常監局の位置は図4-1-13に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台及び白水小学校が北北西、惟信高校、元塩公園及び港陽が北西となっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、白水小学校が2.0m/s、惟信高校が3.0m/s、元塩公園が1.3m/s、港陽が2.7m/sとなっている。

出典)「気象観測データ」(気象庁ウェブサイト)

表4-1-11 気象測定結果(月別最多風向及び平均風速(平成26～30年度))

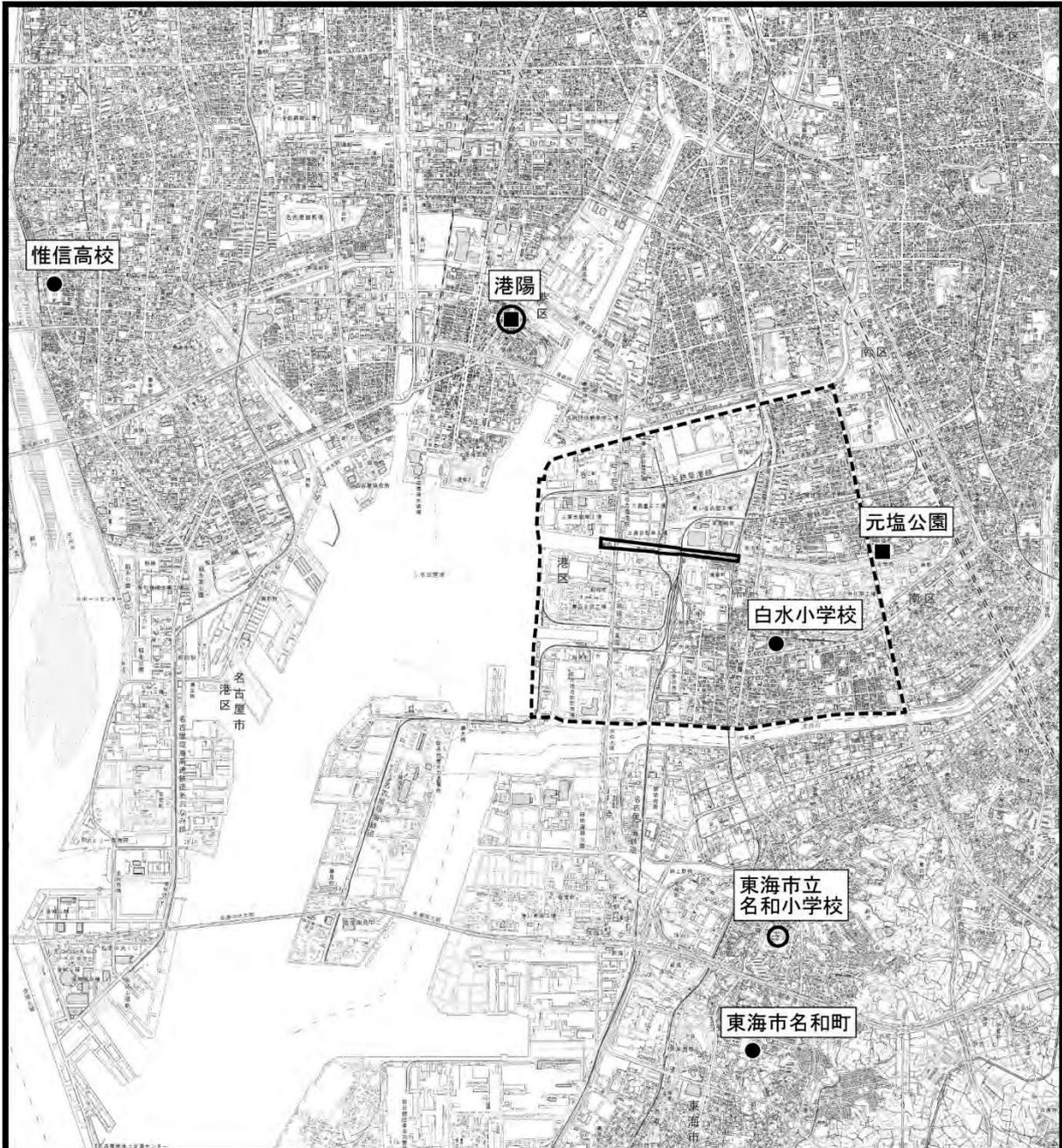
単位：風速 (m/s)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
名古屋地方 気象台	平均風速	3.2	3.2	3.0	2.9	2.9	2.8	2.9	2.6	3.0	3.2	3.3	3.5	3.0	
	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW								
常 監 局	白水小学校	平均風速	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.0	1.9	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0
		最多風向	NNW	S	S	S	S	N	N	N	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
	惟信高校	平均風速	3.2	3.2	3.0	2.9	3.0	2.8	2.9	2.6	3.0	3.2	3.3	3.4	3.0
		最多風向	NW												
	元塩公園	平均風速	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	1.0	1.2	1.2	1.5	1.6	1.7	1.7	1.3
		最多風向	NW												
	港陽	平均風速	2.8	2.7	2.5	2.4	2.5	2.5	2.7	2.5	2.9	3.0	3.2	3.2	2.7
		最多風向	NW	NW	NW	SE	NW								

注)1:1時間値に基づき作成した。

2:東海市名和町については、測定期間が平成31年3月5日からとなっているため記載していない。

出典)「愛知県大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)



- | | |
|---|---|
|  事業予定地 |  一般局 |
|  調査地域 |  自排局 |
| |  ダイオキシン類調査地点 |

注) 本図面は、調査地域周辺の常監局の位置がわかるよう、縮尺を6万分の1としている。

出典) 「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)
 「平成30年度 大気汚染調査結果」(愛知県ウェブサイト)
 「平成30年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)
 「ダイオキシン類環境調査結果」(愛知県ウェブサイト)



0 600 1200m
 1/60,000

図 4-1-13 常監局及びダイオキシン類調査地点位置図

イ 大気質

調査地域及びその周辺の常監局は、一般局である白水小学校、惟信高校及び東海市名和町、自排局である元塩公園及び港陽があり、これらの測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の測定が行われている。これらの常監局の位置は、前掲図 4-1-13 に示すとおりである。

(7) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 30 年度における測定結果は、表 4-1-12 に示すとおりであり、白水小学校では環境基準を達成している。

表 4-1-12 二酸化硫黄測定結果

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			1 時間値の最高値
		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
		(時間)	(%)	(日)	(%)					
白水小学校	0.001	0	0	0	0	○	0.004	○	○	0.035

注)1:環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。」である。

2:評価方法は、「1 日平均値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」である。

出典)「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 30 年度における測定結果は、表 4-1-13 に示すとおりであり、元塩公園が環境目標値を達成していない。なお、他の測定局は環境基準及び環境目標値を達成している。

表 4-1-13 二酸化窒素測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	長期的評価			日平均値が0.06ppmを 超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを 超えた日数とその割合	
			日平均値 の年間 98%値 (ppm)	達成状況		(日)	(%)	(日)	(%)
				環境 基準	環境 目標値				
白水小学校	0.017	0.077	0.038	○	○	0	0	3	0.8
惟信高校	0.013	0.067	0.029	○	○	0	0	0	0
東海市名和町	0.016	0.067	0.036	○	△	0	0	1	0.3
元塩公園	0.026	0.088	0.046	○	×	0	0	32	8.8
港陽	0.016	0.073	0.036	○	○	0	0	0	0

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である
 2:環境基準の評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。」である。
 3:環境目標値は、「1時間の1日平均値が0.04ppm以下であること。」である。
 4:環境目標値の評価方法は、環境基準と同一である。
 5:東海市名和町に環境目標値は適用されない。
 出典)「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)
 「大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)

(ウ) 一酸化炭素

一酸化炭素の平成30年度における測定結果は、表4-1-14に示すとおりであり、元塩公園では環境基準を達成している。

表 4-1-14 一酸化炭素測定結果

測定局	年平均値 (ppm)	短期的評価				長期的評価		1時間値 の最高値 (ppm)	
		8時間値が20ppm を超えた回数と その割合		日平均値が10ppm を超えた日数と その割合		環境基準の 達成状況	日平均値 の2%除 外値		環境基準の 達成状況
		(回数)	(%)	(日)	(%)	○:達成 ×:非達成	(ppm)		○:達成 ×:非達成
元塩公園	0.3	0	0	0	0	○	0.5	○	1.8

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。
 2:評価方法は、「年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。
 出典)「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(イ) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成30年度における測定結果は、表4-1-15に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）は達成しているが、環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）は達成していない。

表 4-1-15 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価			環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）の達成状況	1時間値の最高値
		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準・環境目標値の達成状況	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準・環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況		
		(時間)	(%)	(日)	(%)						
	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	○:達成 ×:非達成	(mg/m ³)	○:無 ×:有	○:達成 ×:非達成	(mg/m ³)	
白水小学校	0.019	0	0	0	0	○	0.048	○	○	×	0.118
惟信高校	0.018	0	0	0	0	○	0.043	○	○	×	0.080
東海市名和町	0.021	0	0	0	0	○	0.052	○	○	△	0.117
元塩公園	0.016	0	0	0	0	○	0.035	○	○	×	0.092
港陽	0.019	0	0	0	0	○	0.047	○	○	×	0.097

注)1:環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）は、「1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

3:環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の評価方法は、環境基準と同一である。

4:環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）の評価方法は、「年平均値が0.015 mg/m³以下であること。」である。

5:東海市名和町に環境目標値は適用されない。

出典)「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)

(オ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成30年度における測定結果は、表4-1-16に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成していない。

表 4-1-16 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の 1時間値の 年平均値	短期的評価						昼間の 1時間値の 最高値
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 日数及び時間数とその割合				環境基準の 達成状況	環境目標 値の達成 状況	
	(ppm)	(日)	(%)	(時間)	(%)	○:達成 ×:非達成	○:達成 ×:非達成	(ppm)
白水小学校	0.030	48	13.2	221	4.1	×	×	0.107
惟信高校	0.033	63	17.3	300	5.5	×	×	0.116
東海市名和町	0.028	53	14.5	215	4.0	×	△	0.097
港陽	0.030	50	13.7	230	4.2	×	×	0.097

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。
 2:環境基準及び環境目標値の評価方法は、「5時から20時の昼間時間帯において、
 年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。」である。
 3:東海市名和町に環境目標値は適用されない。
 出典)「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)
 「大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)

(カ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の平成30年度における測定結果は、表4-1-17に示すとおりであり、
 いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表 4-1-17 微小粒子状物質測定結果

測定局	長期的評価							
	短期基準				長期基準		環境基準の 達成状況	環境目標値 の達成状況
	1日平均値が35 μg/m ³ を超えた 日数とその割合		1日平均値 の年間98 パーセント値	短期基準 との比較	年平均値	長期基準 との比較		
(日)	(%)	(μg/m ³)	○:達成 ×:非達成	(μg/m ³)	○:達成 ×:非達成	○:達成 ×:非達成	○:達成 ×:非達成	
白水小学校	1	0.3	27.9	○	11.8	○	○	○
惟信高校	2	0.7	31.3	○	12.4	○	○	○
東海市名和町	4	1.1	32.4	○	13.7	○	○	△
元塩公園	4	1.1	31.5	○	14.1	○	○	○
港陽	2	0.6	29.5	○	13.2	○	○	○

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が
 35μg/m³以下であること。」である。
 2:環境基準及び環境目標値の評価方法は、1年平均値が15μg/m³以下であること(長期
 基準)かつ、1日平均値のうち年間98パーセント値が35μg/m³以下であること(短期
 基準)」である。
 3:東海市名和町に環境目標値は適用されない。
 出典)「平成30年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)
 「大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)

(キ) 有害大気汚染物質

a 環境基準が定められている物質

有害大気汚染物質（環境基準が定められている物質）の平成 29 年度もしくは平成 30 年度における測定結果は、表 4-1-18 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-1-18 環境基準が定められている物質の測定結果（年平均値）

測定局	白水小学校	東海市 名和町	元塩公園	港陽	環境基準の 達成状況 ○：達成 ×：非達成
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.1	1.1	0.98	0.90	○
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.84	0.63	0.95	1.6	○
テトラクロロエチレン($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.27	0.11	0.26	0.19	○
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.8	2.1	4.5	2.6	○

注)1:東海市名和町は平成 29 年度、他の測定局は平成 30 年度の測定結果である。

2:環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン： $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

トリクロロエチレン： $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

テトラクロロエチレン： $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ジクロロメタン： $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

出典)「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「有害大気汚染物質等調査結果」(愛知県ウェブサイト)

b 指針値が定められている物質

有害大気汚染物質（指針値が定められている物質）の平成 29 年度もしくは平成 30 年度における測定結果は、表 4-1-19 に示すとおりであり、いずれの測定局も指針値を達成している。

表 4-1-19 指針値が定められている物質の測定結果（年平均値）

測定局		白水小学校	東海市 名和町	元塩公園	港陽	指針値の 達成状況 ○：達成 ×：非達成
アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.11	0.24	0.13	0.065	○
塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.0086	0.019	0.0063	0.0086	○
水銀及びその化合物	(ng/m^3)	2.4	2.2	2.2	2.7	○
ニッケル化合物	(ng/m^3)	22	7.8	12	6.7	○
クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.73	0.19	0.32	0.27	○
1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.15	0.12	0.15	0.15	○
1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.10	0.054	0.11	0.10	○
ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	1.3	0.94	1.2	1.3	○
マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	58	63	41	54	○

注)1:東海市名和町は平成 29 年度、他の測定局は平成 30 年度の測定結果である。

2:指針値は、以下に示すとおりである。

アクリロニトリル： $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

塩化ビニルモノマー： $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

水銀及びその化合物： $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

ニッケル化合物： $25\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

クロロホルム： $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1,2-ジクロロエタン： $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

1,3-ブタジエン： $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

ヒ素及びその化合物： $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

マンガン及びその化合物： $140\text{ng}/\text{m}^3$ 以下

出典)「平成 30 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

「有害大気汚染物質等調査結果」(愛知県ウェブサイト)

(ク) ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査地点は前掲図 4-1-13 に、平成 30 年度における大気環境調査結果は表 4-1-20 に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、調査地域の事業場におけるダイオキシン類の測定結果は表 4-1-21 に示すとおりであり、平成 30 年度の測定結果は、全ての事業場で排出基準及び処理基準を下回っている。

表 4-1-20 ダイオキシン類調査結果（大気環境）

測定局	年平均値 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)	環境目標値 の達成状況 ○：達成 ×：非達成
港陽	0.026	○
東海市立名和小学校	0.026	○

注) 環境基準は、「年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下」である。

出典)「平成 30 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

「ダイオキシン類環境調査結果」(愛知県ウェブサイト)

表 4-1-21(1) 行政検査によるダイオキシン類測定結果（排出ガス）

事業場	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	採取年月日	排出基準
中部リサイクル株式会社	0.054	H30.10.12	5ng-TEQ/m ³ N 以下

出典)「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-21(2) ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）

事業場	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	採取年月日	排出基準
中部リサイクル株式会社	0.043	H30.5.18	5ng-TEQ/m ³ N 以下
東亜合成株式会社名古屋工場	0.0000016	H30.5.21	
	0.000067	H30.8.30	
	0.000001	H30.11.22	
名古屋市上下水道局柴田水処理センター	0.0000032	H30.10.19	1ng-TEQ/m ³ N 以下
	0.00023	H30.9.27	

出典)「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-21(3) ダイオキシン類事業者測定結果（ばいじん及び燃え殻）

事業場	種別	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日	処理基準
中部リサイクル株式会社	ばいじん	0.81	H30.5.18	3ng-TEQ/g 以下
名古屋市上下水道局柴田水処理センター	燃え殻	0.00046	H30.10.19	
	燃え殻	0.000000098	H30.9.27	

出典)「平成 30 年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 騒音

(7) 環境騒音

調査地域では港区船見町及び南区堤起町で環境騒音の測定が行われている。

平成 26 年度の調査結果は表 4-1-22 に示すとおりであり、港区船見町及び南区堤起町は、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は図 4-1-14 に示すとおりであり、自動車騒音が 60.2%と最も多く、次いで工場騒音の 10.7%、航空機騒音の 1.9%の順となっている。

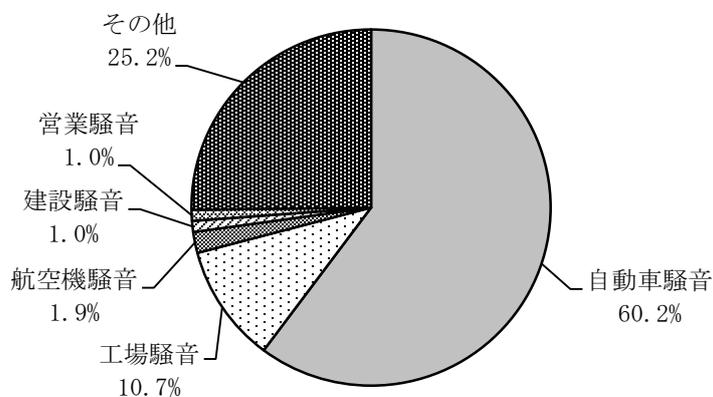
表 4-1-22 環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	等価騒音レベル [L _{Aeq}] (dB)		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
港区船見町	工業専用地域	62	60	60	50
南区堤起町	第1種住居地域	58	49	55	45

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日6時までである。

2:網掛けは、環境基準に適合していないことを示す。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 26 年度)」(名古屋市ウェブサイト)



出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成 26 年度)」
(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-14 環境騒音の主な寄与音源

(イ) 道路交通騒音

調査地域における平成 29～30 年度の道路交通騒音の調査結果は表 4-1-23 に示すとおりである。等価騒音レベルの測定結果は昼間が 59～70dB、夜間が 58～70dB であり、昼間及び夜間ともに要請限度（昼間 75dB、夜間 70dB）を下回っている。

また、調査地域における平成 29～30 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は表 4-1-24 に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、0% の区間が 1 区間あるが、他の区間は 81.1～100%となっている。

表 4-1-23 道路交通騒音調査結果

路線名	測定地点	等価騒音レベル [L _{Leq}] (dB)		交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
		昼間	夜間	小型車	大型車	
一般国道 23 号 名古屋高速 3 号大高線	南区要町	63	61	458	260	36.2
	南区要町	59	58	550	280	33.7
一般国道 23 号	南区浜田町	70	70	436	304	41.1
	南区東又兵ヱ町	66	63	278	233	45.6
一般国道 247 号	南区大同町	67	63	375	64	14.6
主要県道諸輪名古屋線	南区白水町	69	64	81	41	33.6
主要県道名古屋半田線	南区港東通	68	63	146	49	25.1

注)1:昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 29・30 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-24 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

評価対象路線	評価区間		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
名古屋高速3号大高線	南区 丹後通	南区 丹後通	1	1	0	0	0	100
	南区 本地通	南区 丹後通	44	43	1	0	0	97.7
一般国道23号 名古屋高速3号大高線	緑区 鳴海町	南区 天白町	4	4	0	0	0	100
	南区 天白町	南区 要町	55	51	4	0	0	92.7
	南区 要町	南区 要町	94	81	8	0	5	86.2
	南区 要町	南区 丹後通	11	11	0	0	0	100
一般国道23号	南区 丹後通	南区 弥次エ町	270	219	48	0	3	81.1
	南区 弥次エ町	南区 弥次エ町	108	108	0	0	0	100
	南区 弥次エ町	南区 東又兵エ町	78	73	4	0	1	93.6
	南区 東又兵エ町	南区 東又兵エ町	19	19	0	0	0	100
	南区 東又兵エ町	南区 堤町	69	69	0	0	0	100
一般国道247号	南区内田橋 2丁目29	南区 港東通	1,155	1,125	0	3	27	97.4
	南区 港東通	緑区 鳴海町	836	832	1	0	3	99.5
主要県道諸輪名古屋線	南区 丹後通	港区 船見町	530	529	0	0	1	99.8
主要県道名古屋半田線	南区 弥次エ町	南区 港東通	316	315	0	0	1	99.7
	南区 港東通	港区 大江町	56	54	0	2	0	96.4
	港区 大江町	港区 大江町	0	0	0	0	0	—
主要県道名古屋半田線 名古屋高速4号東海線	港区 大江町	港区 船見町	9	0	0	0	9	0.0
一般県道名古屋東港線 名古屋高速4号東海線	港区 大江町	港区 竜宮町	1	1	0	0	0	100

注) 面的評価結果は以下のとおりである。

- ・達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(昼間) : 昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数(夜間) : 夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数(昼夜間) : 昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成29・30年度)」(名古屋市ウェブサイト)

(ウ) 在来鉄道騒音

調査地域における、在来鉄道騒音の調査結果を表 4-1-25 に示す。平成 28 年度の調査結果(等価騒音レベル)は、名鉄常滑線が近接側軌道の中心より 12.5m の地点で 53～62dB、18m の地点で 63dB、25m の地点で 52～61dB、臨海鉄道東港線が近接側軌道の中心より 12.5m の地点で 62dB、25m の地点で 51dB である。

表 4-1-25 在来鉄道騒音の調査結果 (平成 28 年度)

路線名	調査地点	軌道構造	測定側	等価騒音レベル [L _{Aeq}] (dB)		最大騒音レベル [L _{Amax}] (dB)		列車速度 (km/h)	備考
				12.5m	25m	12.5m	25m		
名鉄 常滑線	南区宝生町	平地	下り側	63 [※]	61	81 [※]	78	89	※18m
	南区大同町	高架	下り側	53	52	70	69	109	
臨海鉄道 東港線	南区浜田町	鉄橋	単(下)	62	51	89	80	18	

- 注) 1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。なお、臨海鉄道東港線は笠寺駅方向を上りとする。
 2:12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。
 3:※は、周辺環境等の影響で、備考に記載した距離で測定したことを示す。
 4:列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典)「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編 (平成 28 年度)」(名古屋市ウェブサイト)

エ 振 動

(7) 道路交通振動

調査地域における平成 29～30 年度の道路交通振動の調査結果は表 4-1-26 に示すとおりであり、振動レベルは 49～56dB である。

表 4-1-26 道路交通振動調査結果

路線名	測定地点	振動レベル [L ₁₀] (dB)	交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	
一般国道 23 号	南区要町	49	458	260	36.2
名古屋高速 3 号大高線	南区要町	49	550	280	33.7
一般国道 247 号	南区大同町	49	375	64	14.6
主要県道諸輪名古屋線	南区白水町	55	81	41	33.6
主要県道名古屋半田線	南区港東通	56	146	49	25.1

注)1:振動レベルは、昼間 10 分間における 80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編 (平成 29・30 年度)」

(名古屋市ウェブサイト)

(4) 在来鉄道振動

調査地域周辺における、在来鉄道振動の調査結果を表 4-1-27 に示す。平成 28 年度の調査結果(振動レベル)は、名鉄常滑線が近接側軌道の中心より 12.5m の地点で 46～58dB、18m の地点で 55dB、25m の地点で 49～55dB、臨海鉄道東港線が近接側軌道の中心より 12.5m の地点で 58dB、25m の地点で 55dB である。

表 4-1-27 在来鉄道振動の調査結果 (平成 28 年度)

路線名	調査地点	軌道 構造	測定側	振動レベル (dB)		列車速度 (km/h)	備考
				12.5m	25m		
名鉄 常滑線	南区宝生町	平地	下り側	55※	55	89	※:18m
	南区大同町	高架	下り側	46	49	109	
臨海鉄道 東港線	南区浜田町	鉄橋	単(下)	58	55	18	

注)1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。なお、臨海鉄道東港線は笠寺駅方向を上りとする。

2:12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。

3:※は、周辺環境等の影響で、備考に記載した距離で測定したことを示す。

4:列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典)「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編 (平成 28 年度)」

(名古屋市ウェブサイト)

オ 悪 臭

平成 30 年度の名古屋市における悪臭に関する公害苦情処理件数は 339 件あり、公害苦情処理件数総数 1,721 件の約 20%を占めている。また、港区では総数 183 件のうち 52 件（約 28%）、南区では総数 124 件のうち 23 件（約 19%）が、悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典)「令和元年版 名古屋市環境白書（資料編）」(名古屋市ウェブサイト)

カ 温室効果ガス等

名古屋市における温室効果ガス排出量は表 4-1-28 に示すとおりである。2016 年度の排出量は、基準年の 2013 年度から 7.9%減少している。なお、最も排出量が多いのはオフィス・店舗等で次いで工場等となっている。

また、名古屋市における 2016 年度の部門別温室効果ガス排出量は図 4-1-15 に示すとおりであり、運輸の割合が 28.9%と最も多く、次いで業務その他の 27.5%、産業の 20.4%の順となっている。

一方、市内 2 局（農業センター（天白区）及び科学館（中区））における二酸化炭素濃度の測定結果は図 4-1-16 に示すとおりであり、農業センター及び科学館ともに増加傾向にある。

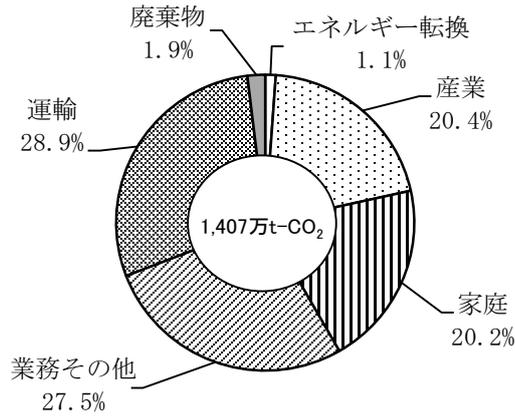
表 4-1-28 温室効果ガス排出量（2016 年度）

単位：万 t-CO₂

ガス種	主体	活動区分		2013 年度 (基準年度)	2016 年度	基準年度比
CO ₂	市民	家庭	家庭生活	338	287	-15.1%
			廃棄物(家庭)	16	15	-6.5%
		マイカー	自動車(家庭)	152	138	-8.7%
		小計		505	440	-12.9%
	事業者	業務用車	自動車(事業)	198	175	-11.8%
		オフィス・店舗等	オフィス・店舗等	391	384	-1.9%
			工場等	341	303	-11.2%
		工場・その他	その他の交通機関	94	93	-0.7%
			廃棄物(事業)	13	13	-1.8%
	小計		1,037	967	-6.7%	
	CO ₂ 小計				1,542	1,407
CO ₂ 以外の温室効果ガス				57	65	14.4%
温室効果ガス合計				1,599	1,472	-7.9%

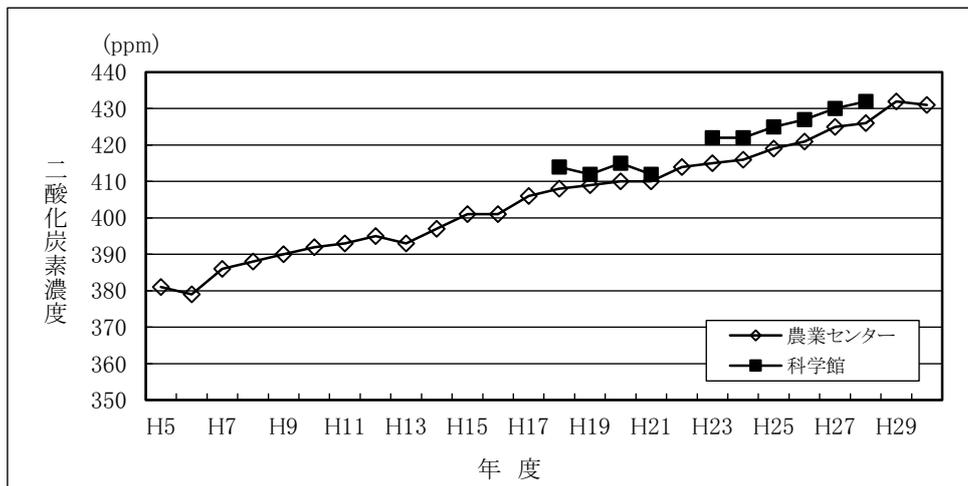
注) 四捨五入により計算が合わないことがある。

出典)「温室効果ガス排出量等の調査結果」(名古屋市ウェブサイト)



出典)「温室効果ガス排出量等の調査結果」
(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-15 部門別温室効果ガス排出量 (2016 年度)



注) 科学館での測定は、平成 19 年 1 月から平成 29 年 2 月までとなっている。
 なお、平成 21 年 8 月から平成 23 年 3 月は測定を休止したため、平成 18 年度と 21 年度の値は参考値。また、平成 22 年度は欠測となっている。
 出典)「平成 30 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-16 二酸化炭素濃度年平均値の推移

(4) 動植物、生態系及び緑地の状況

調査地域及びその周辺における動物・植物プランクトン、底生生物（動物）、付着生物（動物・植物）、魚卵・稚仔魚、魚類、鳥類の調査地点は、図 4-1-17 に示すとおりである。

ア 動物

(ア) 動物プランクトン（資料－1（p.205）参照）

ガーデンふ頭南の動物プランクトンは、種類数及び個体数ともに夏季に多くなっている。主な出現種は、節足動物門の COPEPODA (nauplius) 及び *Acartia sinjiensis* 等である。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

(イ) 底生生物（動物）（資料－2（p.206）参照）

ガーデンふ頭南の底生生物（動物）は、種類数及び個体数ともに春季に多くなっている。主な出現種は、環形動物門のシノブハネエラスピオ等である。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

(ウ) 付着生物（動物）（資料－3（p.207）参照）

大手ふ頭南の付着生物（動物）は、種類数及び個体数ともに夏季に多くなっている。主な出現種は、軟体動物門の二枚貝類であるコウロエンカワヒバリガイ及びマガキ等である。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

(エ) 魚卵・稚仔魚（資料－4（p.208）参照）

ガーデンふ頭南の魚卵の種類数は夏季に、個体数は秋季に多くなっている。稚仔魚の種類数及び個体数は夏季に多くなっている。主な出現種は、サッパ、カタクチイワシ及びカサゴ等である。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成 24 年）

(オ) 海棲哺乳類

伊勢湾・三河湾におけるスナメリの生息数は、水産総合研究センター国際水産資源研究所が 2003 年秋に実施した飛行機を用いた目視調査により、約 3,000 頭と推定されている。また、名古屋港内で 2011 年 8 月から毎月 2 回行われた船上からの目視観察結果では、2011 年 8 月から 2013 年 7 月までの 2 年間 48 回の調査で、スナメリが確認さ

れたのは、24回73群165頭であった。季節別では、夏季に少なく、冬季に多い傾向がみられた。また、名古屋港内では単独での確認が多く、5頭以上の群れでの確認は少なかった。

(カ) 鳥類 (資料－5 (p.209) 参照)

大江川河口における平成26年度の調査では、9目24科52種の鳥類が確認されている。季節では10月～4月に確認種数が多く、年間の総確認羽数はカワウ、ホシハジロ及びキンクロハジロが多くなっている。

大江川緑地における平成26年度の調査では、9目28科57種の鳥類が確認されている。季節では4月、5月、8月～11月に確認種数が多く、年間の総確認羽数はムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、ハシボソガラス及びカワラバト(ドバト)が多くなっている。

出典)「名古屋の野鳥2014」(名古屋市ウェブサイト)

(キ) 魚類 (資料－6 (p.211) 参照)

堀川における平成25年度(尾頭橋及び新堀川合流点)の調査では、ニホンウナギ、マハゼ及びカダヤシ等、4目6科11種の魚類が確認されている。

山崎川における平成25年度(可和名橋)及び平成26年度(新瑞橋)の調査では、オイカワ、ドジョウ及びゴクラクハゼ等、8目13科27種の魚類が確認されている。

出典)「市内河川の生き物と水環境」(名古屋市ウェブサイト)

イ 植物

(7) 植物プランクトン (資料－7 (p.212) 参照)

ガーデンふ頭南の植物プランクトンは、種類数は春季、細胞数は夏季が多くなっている。主な出現種は、珪藻綱のThalassiosiraceae及び*Skeletonema* spp.等である。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合,平成24年)

(イ) 付着生物(植物) (資料－8 (p.213) 参照)

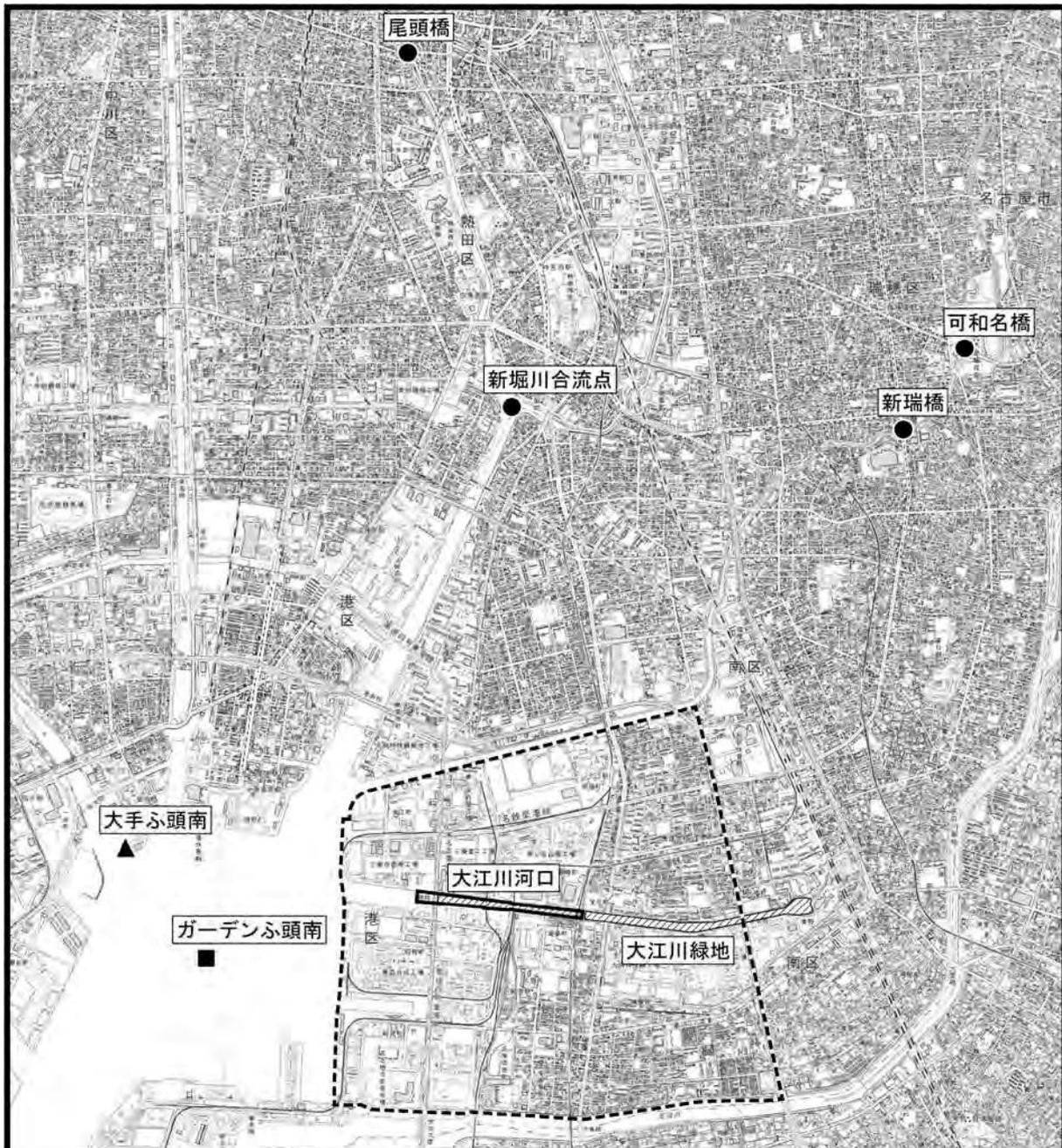
大手ふ頭南では付着生物(植物)は、ほとんど確認されていない。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合,平成24年)

(ウ) 陸域の植生

調査地域及びその周辺の現存植生図は、図4-1-18に示すとおりである。

調査地域の大部分は市街地及び工場地帯であり、その他に路傍・空地雑草群落、緑の多い住宅地及び造成地等がみられる。



- | | |
|---------|---|
| □ 事業予定地 | ■ 動物プランクトン、植物プランクトン、
底生生物（動物）、魚卵・稚仔魚 |
| ⋯ 調査地域 | ▲ 付着生物（動物）、付着生物（植物） |
| | ● 魚類 |
| | ▨ 鳥類 |

注) 本図面は、調査地域周辺の動植物の状況がわかるよう、縮尺を5万分の1として、本図面枠内の調査地点を示している。

出典) 「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成24年）
「市内河川の生き物と水環境」（名古屋市ウェブサイト）
「名古屋の野鳥2014」（名古屋市ウェブサイト）

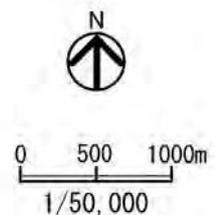
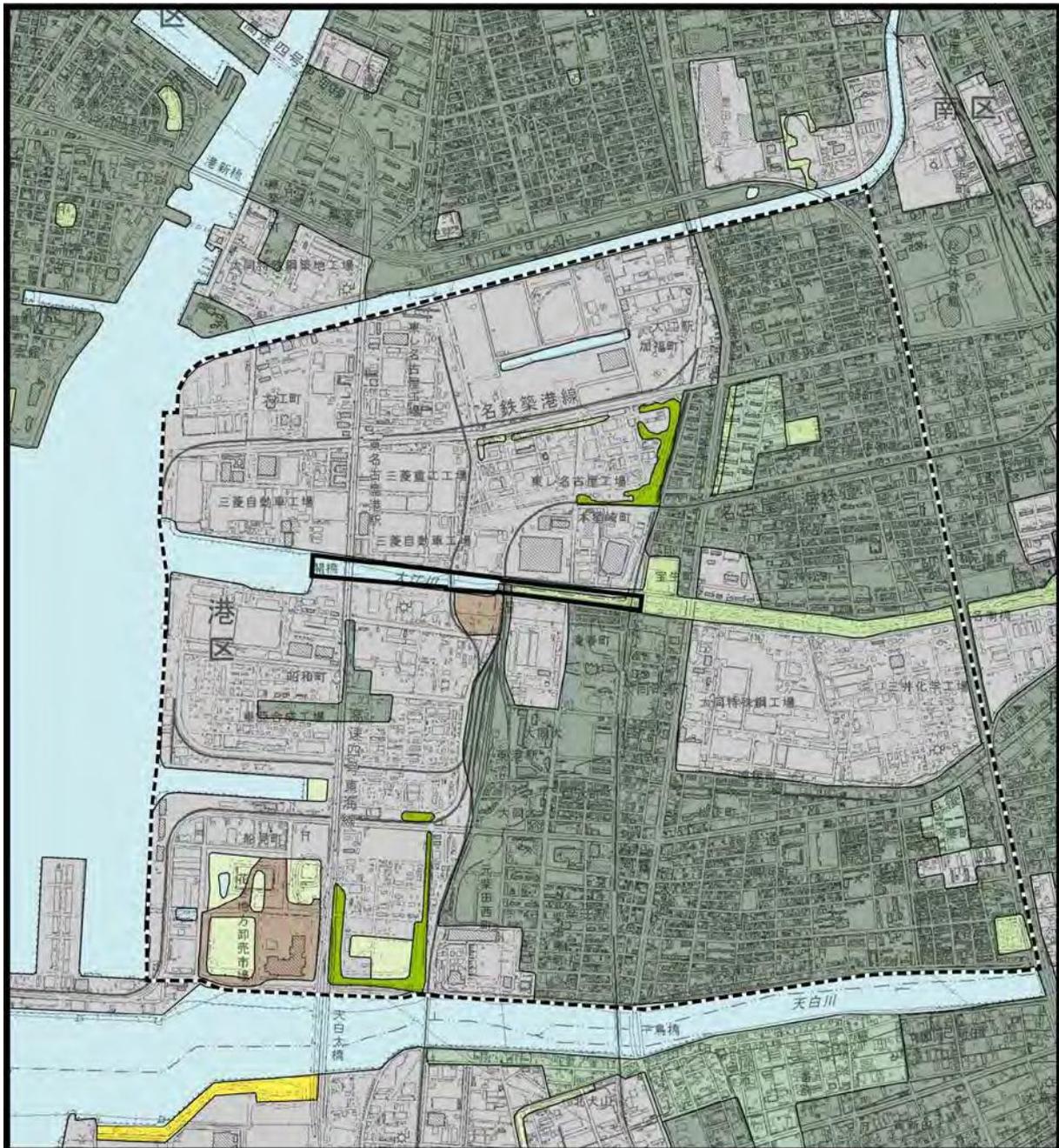
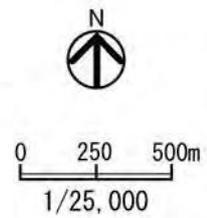


図 4-1-17 動植物（既往調査）の調査地点



- | | |
|---|---|
|  事業予定地 |  その他植林（常緑広葉樹） |
|  調査地域 |  路傍・空地雑草群落 |
| |  ゴルフ場・芝地 |
| |  緑の多い住宅地 |
| |  市街地 |
| |  工場地帯 |
| |  造成地 |
| |  残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| |  開放水域 |



出典)「第6・7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省ウェブサイト)

図 4-1-18 現存植生図

ウ 重要な種及び群落

(7) 重要な種

重要な種は、表 4-1-29 に示す選定基準に該当する種とした。

表 4-1-29 重要な種の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準と区分
1	天然記念物	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)に基づく天然記念物及び特別天然記念物 (区分) 特天:特別天然記念物 県:愛知県指定 天:天然記念物 市:名古屋市指定
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種及び緊急指定種 (区分) 国内:国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種 国際:国際希少野生動植物種
3	環境省RL	「環境省レッドリスト2019」(環境省ウェブサイト)の選定種 (区分) EX:絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。) EW:野生絶滅(飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。) CR:絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。) EN:絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。) VU:絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種。) NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種。) LP:絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。)
4	環境省海洋生物RL	「環境省海洋生物レッドリスト(2017)」(環境省ウェブサイト)の選定種 (区分) EX:絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。) EW:野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種。) CR:絶滅危惧IA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。) EN:絶滅危惧IB類(IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。) VU:絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種。) NT:準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種。) LP:絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。)
5	愛知県RL	「レッドリストあいち2015」(愛知県ウェブサイト)の選定種 (区分) EX・EW:絶滅・野生絶滅(愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。) CR:絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。) EN:絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。) VU:絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種。) NT:準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種。) DD:情報不足(「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。) LP:地域個体群(その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。)
6	愛知県指定種	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日条例第3号)に基づく指定希少野生動植物種の指定種
7	名古屋市RL	「名古屋市版レッドリスト2015」(名古屋市ウェブサイト)の選定種 (区分) EX・EW:絶滅・野生絶滅(名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。) CR:絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。) EN:絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種で、IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。) VU:絶滅危惧II類(絶滅の危険が増大している種。) NT:準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種。) DD:情報不足(評価するだけの情報が不足している種。)

調査地域及びその周辺における既往調査等では、表 4-1-30 に示すとおり、海棲哺乳類 1 種、鳥類 14 種、魚類 12 種、二枚貝 1 種の計 28 種が確認されている。

表 4-1-30 重要な種一覧（既往調査等確認種）

No.	分類	目名	科名	種名	確認地点	重要な種の選定基準											
						1	2	3	4	5	5(鳥類) 繁殖 越冬・ 通過	6	7				
1	海棲哺乳類	クジラ	ネズミイルカ	スナメリ	名古屋港内		国際			NT				CR			
2	鳥類	カモ	カモ	オンドリ	大江川河口			DD			NT						
3		タカ	ミサゴ	ミサゴ	大江川河口 大江川緑地			NT			VU			NT			
4				オオタカ	大江川緑地			NT			NT	NT		NT			
5		ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	大江川河口		国内	VU			VU	NT		VU			
6		チドリ	チドリ	イカルチドリ	大江川河口						VU	NT		NT			
7				ケリ	大江川河口			DD									
8				シギ	ハマシギ	大江川河口			NT				NT		NT		
9			カモメ	コアジサシ	大江川河口			VU			EN	NT		VU			
10		フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	大江川緑地						NT	NT		NT			
11		スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	大江川緑地			VU						NT			
12				ミソサザイ	ミソサザイ	大江川緑地						NT					
13				ヒタキ	アカハラ	大江川緑地						CR					
14					コサメビタキ	大江川緑地						NT					
15				ムシクイ	オオムシクイ	大江川緑地			DD								
16		魚類	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	新堀川合流点 新瑞橋			EN		EN				EN		
17	コイ		コイ	コイ	可和名橋 新瑞橋									DD			
18				ドジョウ	ドジョウ	可和名橋 新瑞橋			NT		VU				VU		
19	ナマズ		ナマズ	ナマズ	可和名橋									NT			
20	サケ		アユ	アユ	新瑞橋									VU			
21	スズキ		カジカ	カマキリ	新瑞橋			VU		EN				EN			
22				カワアナゴ	カワアナゴ	新瑞橋					NT				VU		
23				ハゼ	トビハゼ	トビハゼ	新堀川合流点			NT		VU			EN		
24						マサゴハゼ	新堀川合流点			VU		VU				EN	
25						スミウキゴリ	新堀川合流点 可和名橋 新瑞橋										NT
26						ウキゴリ	新瑞橋										NT
27	ダツ		メダカ	ミナミメダカ	可和名橋 新瑞橋			VU		NT				VU			
28	二枚貝	マルスダレガイ	フナガタガイ	ウネナシトマヤガイ	大手ふ頭南			NT					NT				
計	—	14目	23科	28種	—	0種	2種	16種	0種	8種	10種	6種	0種	22種			

注) 重要な種の選定基準は、前掲表 4-1-29 の No. に対応する。

(イ) 重要な群落

重要な群落は、表 4-1-31 に示す選定基準に該当する種とした。

重要な群落は、調査地域及びその周辺では確認されていない。

表 4-1-31 重要な群落の選定基準

No.	略称	重要な種の選定基準
1	群落 RDB	「植物群落レッドデータ・ブック」(財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会, 平成 8 年) の選定群落
2	特定植物群落	「第 2 回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 昭和 57 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 平成元年)、「第 5 回自然環境保全基礎調査」(環境庁, 平成 12 年) における特定植物群落

エ 生態系

調査地域及びその周辺は名古屋港湾奥部に位置し、西側は埋立地に工場地帯が広がり、東側は名古屋市南区の市街地となっている。河川は事業予定地である大江川のほか、北側には堀川及び山崎川、南側には天白川があり、閉鎖性の高い港湾に流下している。河岸及び海岸ともに人工護岸となっており、注目される干潟、藻場、砂浜等は報告されていない。全体的には人為的影響を強く受けた環境であるため、そこに成立する陸域生態系及び海域生態系ともに貧弱であると考えられる。

事業予定地及びその周辺についてみると、生物に関する既往調査等の情報は少ないが、鳥類は継続的・定期的に調査が実施されている。平成26年度の調査結果によると、大江川河口にはヨシ原と工場内緑地を利用する小鳥類や、川面を利用する水鳥が確認されている。また、大江川緑地では、渡りシーズンに多種の鳥類を見ることができると報告されている。なお、「レッドデータブックなごや2015植物編」によると、大江川河口部には低湿地性植物のコギシギシ、塩湿地性植物のアキノミチヤナギの確認情報がある。

これらの情報を踏まえると、事業予定地及びその周辺の生物相は単調と考えられるものの、大江川にはヨシ原を中心とした湿地生態系、海域生物とつながりのある河川生態系が成立しているものと考えられる。また、大江川緑地には、まとまった緑地が少ない都市空間の中で、多くの鳥類が利用する樹林生態系が成立していると考えられる。

オ 緑地の状況

調査地域の都市計画公園及び都市計画緑地の分布状況は図4-1-19に示すとおりである。

調査地域には、都市計画公園、都市計画緑地があり、水袋公園、千鳥公園等の公園が分布している。なお、事業予定地の東側には、宝生公園及び大江川緑地がある。

調査地域の緑被地の分布状況は図4-1-20に示すとおりである。

緑被地としては高木、草及び芝の割合が多くなっている。なお、事業予定地の東側の大江川緑地には、まとまった高木がある。

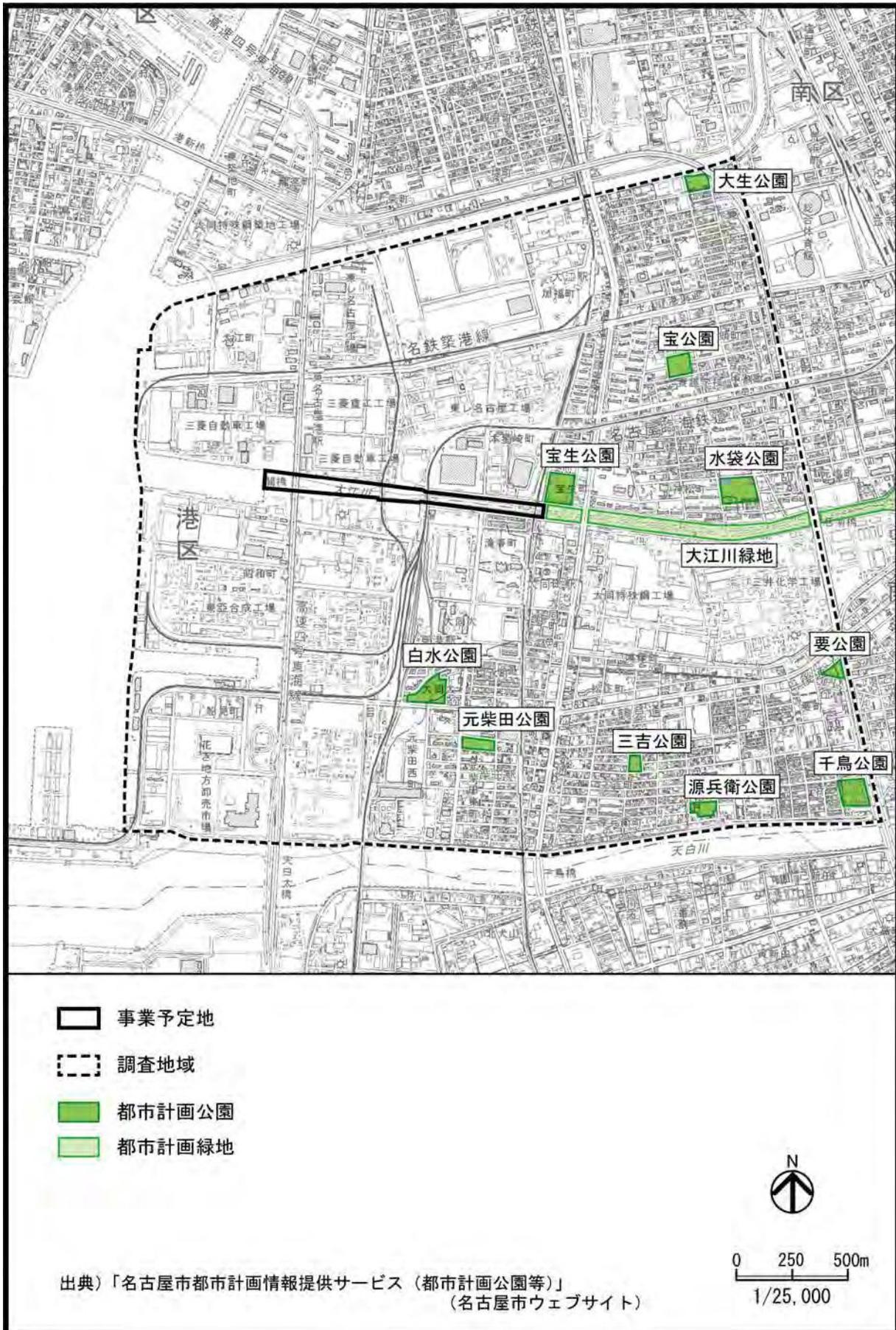


図 4-1-19 緑地の分布状況

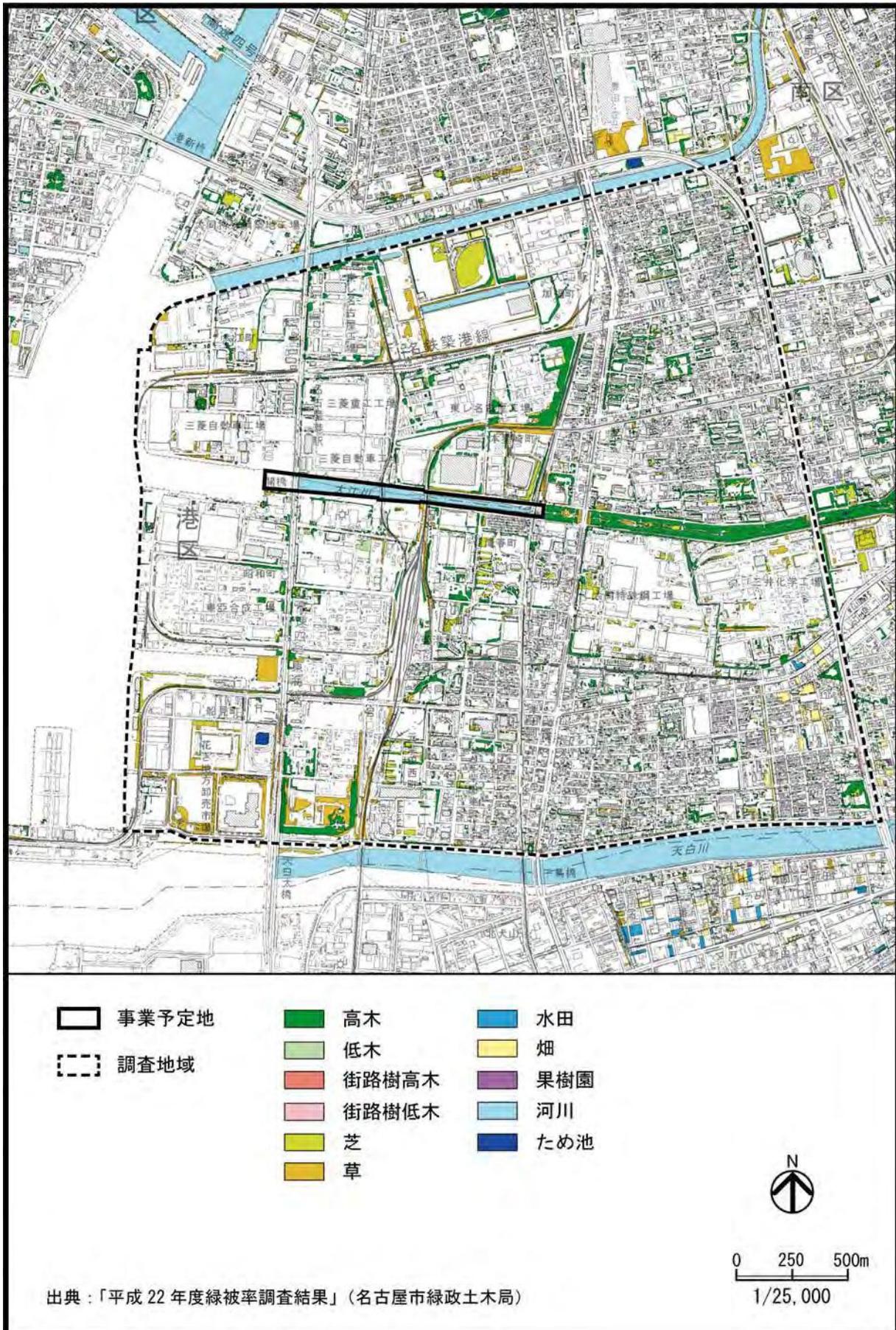


図 4-1-20 緑被地の分布状況

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

ア 景観資源・眺望景観

調査地域は、大部分が市街地及び工場地帯であり、特筆すべき景観資源及び眺望景観は存在しない。

出典)「第3回自然環境保全基礎調査(愛知県自然環境情報図)」(環境庁,平成元年)
「都市景観重要建築物等指定物件」(名古屋市ウェブサイト)
「港区のまちめぐり」(名古屋市ウェブサイト)
「南区のまちめぐり」(名古屋市ウェブサイト)

イ 屋外レクリエーション施設

調査地域における屋外レクリエーション施設の状況は表4-1-32及び図4-1-21に示すとおりである。

調査地域には11箇所の屋外レクリエーション施設があり、サイクリングコース、野球場、広場等が整備されている。

表4-1-32 屋外レクリエーション施設の状況

名称	概要
大江川緑地	芝生広場、サイクリングコース、人工水路、池
大生公園	広場、スポーツレクリエーション広場
宝公園	広場、児童球戯場
宝生公園	広場、野球場
水袋公園	広場、児童球戯場
要公園	広場
千鳥公園	広場、児童球戯場
源兵衛公園	広場、児童球戯場
三吉公園	広場
元柴田公園	広場、児童球戯場
白水公園	広場、野球場

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス(都市計画公園等)」
(名古屋市ウェブサイト)

「公園・緑地など」(名古屋市ウェブサイト)
「港区のまちめぐり」(名古屋市ウェブサイト)
「南区のまちめぐり」(名古屋市ウェブサイト)

ウ 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は図4-1-21に示すとおりである。

事業予定地の東側には大江川緑地があり、池、人工水路、芝生広場、サイクリングコース等が整備されている。また、季節により桜、彼岸花、紅葉が楽しめる。



図 4-1-21 屋外レクリエーション施設、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

4-2 社会的状況

(1) 人口及び産業

ア 人口、世帯数及び人口動態

平成 27 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 4-2-1 に、年齢別人口構成比は図 4-2-1 に、港区及び南区の平成 27 年 10 月 1 日現在における昼夜間人口は表 4-2-2 に示すとおりである。

平成 27 年の人口については、名古屋市は増加傾向を示しているが、港区、南区及び調査地域を含む町（大字）は減少している。なお、事業予定地を含む町（大字）の平成 27 年の人口は 40,230 人である。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市、港区、南区及び調査地域を含む町（大字）は、ほぼ同じ値である。

年齢別人口については、名古屋市と比べ港区及び南区ともに 15 歳未満及び 15～64 歳の比率は低く、65 歳以上の比率は高くなっている。

平成 27 年 10 月 1 日現在の昼夜間人口比率は、港区が約 114%、南区が約 100%であり、港区は事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

表 4-2-1 人口及び世帯数（平成 27 年）

区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり の人員 (人)	平成 22 年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,295,638	1,058,497	2.17	2,263,894	1.4
港 区	146,745	61,713	2.38	149,215	-1.7
南 区	136,935	61,064	2.24	141,310	-3.1
調査地域を含む 町(大字)	40,230	18,527	2.17	42,679	-6.0

注)1:人口及び世帯数は平成 27 年 10 月 1 日現在

2:増加率(%) = ((A - B) / B) × 100

出典)「平成 27 年度国勢調査 名古屋市の人口と世帯数（確定値）」

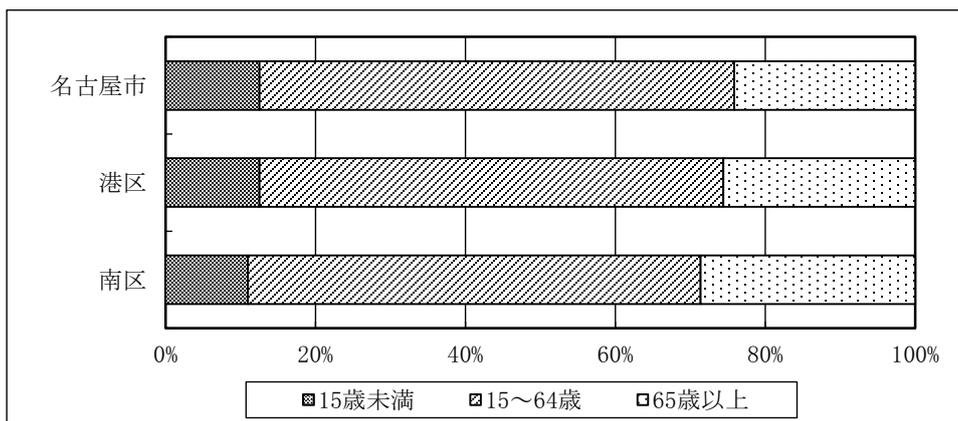
(名古屋市ウェブサイト)

「平成 27 年度国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」

(名古屋市ウェブサイト)

「平成 22 年度国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」

(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成 27 年 10 月 1 日現在

出典) 「平成 27 年度国勢調査 名古屋市の人口と世帯数 (確定値)」

(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-1 年齢別人口構成比 (平成 27 年)

表 4-2-2 昼夜間人口 (平成 27 年)

区分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
名古屋市	2,569,376	2,263,894	113.5
港区	170,191	149,215	114.1
南区	141,832	141,310	100.4

注) 1:平成 27 年 10 月 1 日現在

2:昼夜間人口比率 = (昼間人口/夜間人口) × 100

出典) 「平成 27 年度国勢調査 名古屋の昼間人口」

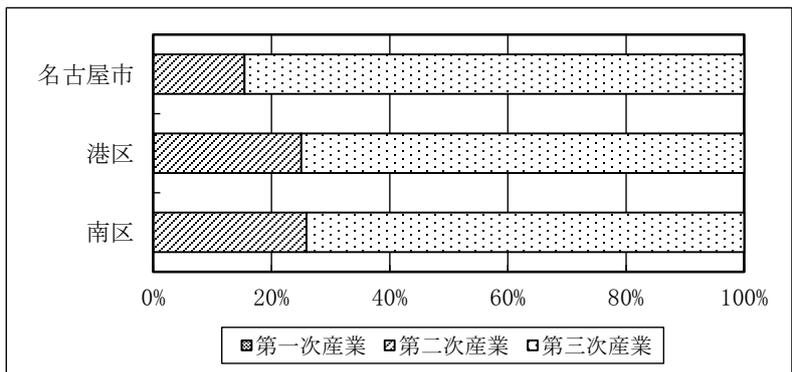
(名古屋市ウェブサイト)

イ 産 業

名古屋市、港区及び南区の平成 28 年 6 月 1 日現在における産業別事業所数は図 4-2-2 に、従業者数は図 4-2-3 に示すとおりである。

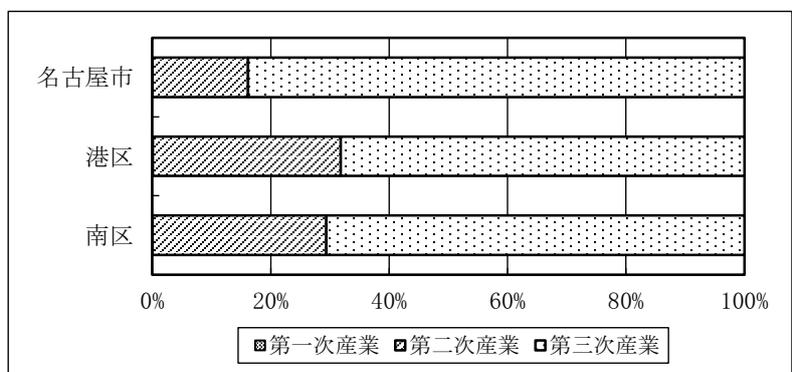
名古屋市、港区及び南区における事業所数及び従業者数は、第三次産業の割合が高くなっている。

名古屋市との比較では、第三次産業の事業所数及び従業者数の割合は、港区及び南区ともに名古屋市よりも低く、第二次産業の割合は名古屋市よりも高くなっている。



注) 平成 28 年 6 月 1 日現在
 出典) 「平成 28 年度 経済センサス活動調査 (確報) 結果の概要」
 (名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-2 産業別事業所数



注) 平成 28 年 6 月 1 日現在
 出典) 「平成 28 年度 経済センサス活動調査 (確報) 結果の概要」
 (名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-3 産業別従業者数

(2) 土地利用

ア 土地利用の状況

名古屋市、港区及び南区の平成30年1月1日現在における土地利用の状況は、表4-2-3に示すとおりである。名古屋市、港区及び南区における土地利用区分は、宅地の割合が高く、名古屋市では約82%、港区では約71%、南区では約86%となっている。

調査地域の建物用途の状況は、図4-2-4に示すとおりである。調査地域は、工業施設用地、住居施設用地及び供給・処理・運輸施設用地が多くなっている。事業予定地の周囲は、工業施設用地、供給・処理・運輸施設用地が多く、住居施設用地、公園・緑地等が点在している。

表 4-2-3 土地利用の状況

単位：a

区分	総数	田	畑	宅地		池沼	山林	原野	鉄道軌道用地	雑種地
					宅地率					
名古屋市	1,840,094	61,842	57,891	1,506,354	81.9%	572	24,715	2,426	28,264	158,030
港区	240,604	38,320	9,079	171,820	71.4%	—	—	—	1,975	19,410
南区	114,289	—	1,007	98,452	86.1%	239	10	—	3,646	10,935

注)1:平成30年1月1日現在

2:宅地率＝宅地面積/総数×100

出典)「平成30年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

イ 都市計画法に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

用途地域の指定状況は、図4-2-5に示すとおりである。事業予定地の用途区分は工業専用地域、工業地域及び第1種住居地域である。また、事業予定地周辺の用途区分も工業専用地域、工業地域及び第1種住居地域となっている。

臨港地区の指定状況は、図4-2-6に示すとおりである。調査地域には、臨港地区の指定があり、商港区、工業港区及び特殊物資港区に指定されている。なお、事業予定地の周囲には、工業港区の指定がある。

高度地区の指定状況は、図4-2-7に示すとおりである。調査地域には、31m高度地区、絶対高31m高度地区及び絶対高45m高度地区の指定がある。なお、事業予定地及びその周囲には、31m高度地区及び絶対高31m高度地区の指定がある。

また、調査地域に風致地区の指定はない。

出典)「名古屋市都市計画情報提供サービス(その他の地域地区、地区計画)」
(名古屋市ウェブサイト)



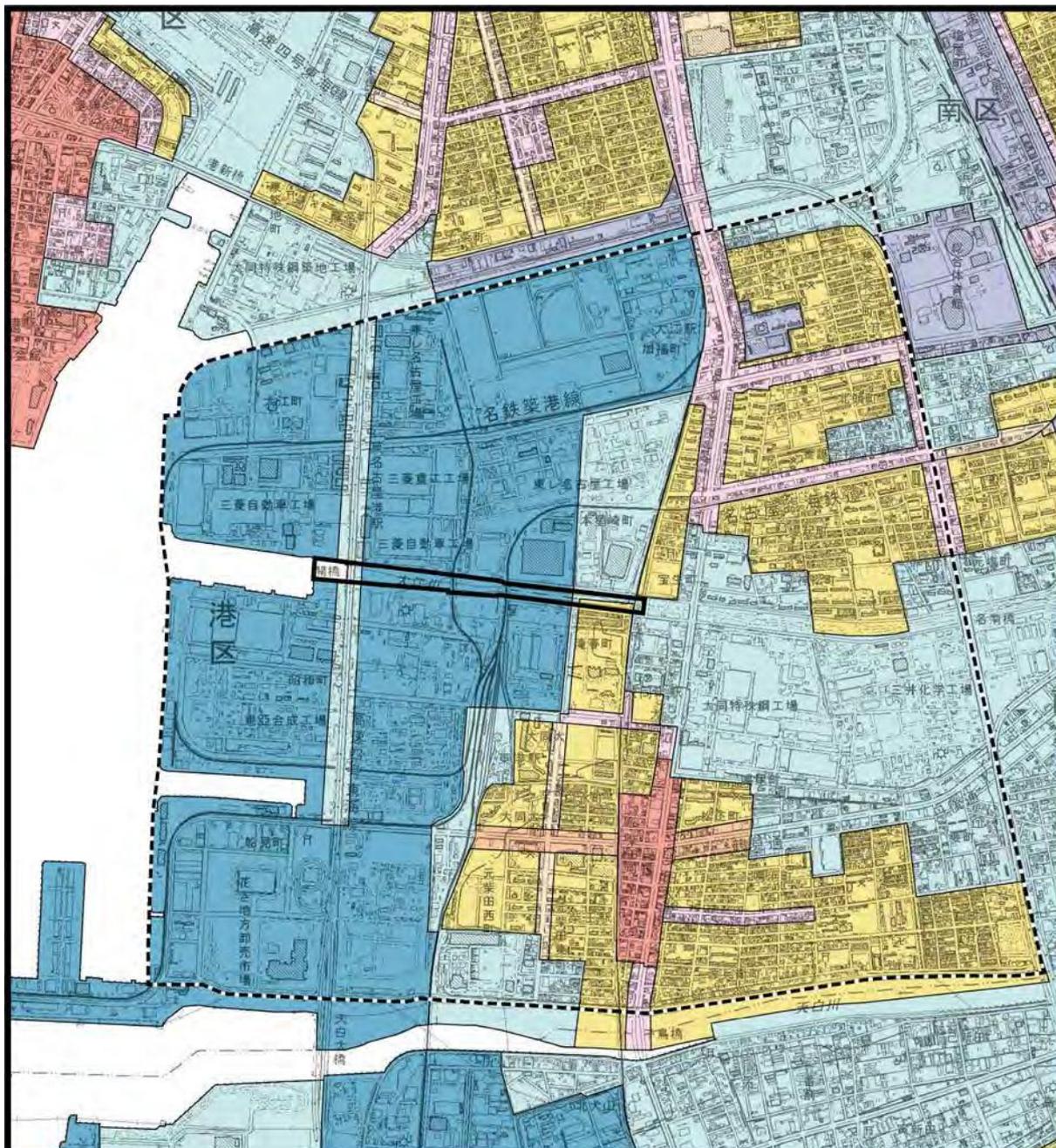
- 事業予定地
- 調査地域
- 商業施設用地
- 一般店舗・商業的サービス施設用地
- 娯楽施設用地
- 工業施設用地
- 工業的サービス施設用地
- 住居施設用地
- 官公庁施設用地
- 教育施設用地
- 宗教・文化・医療・養護施設用地
- 供給・処理・運輸施設用地
- 公園・緑地等



0 250 500m
1/25,000

注) 本図面は、出典資料に基づき、名古屋市内の情報を示している。
出典) 「名古屋市建物用途別現況図 (平成 28 年現在)」 (名古屋市, 平成 30 年)

図 4-2-4 建物用途の状況



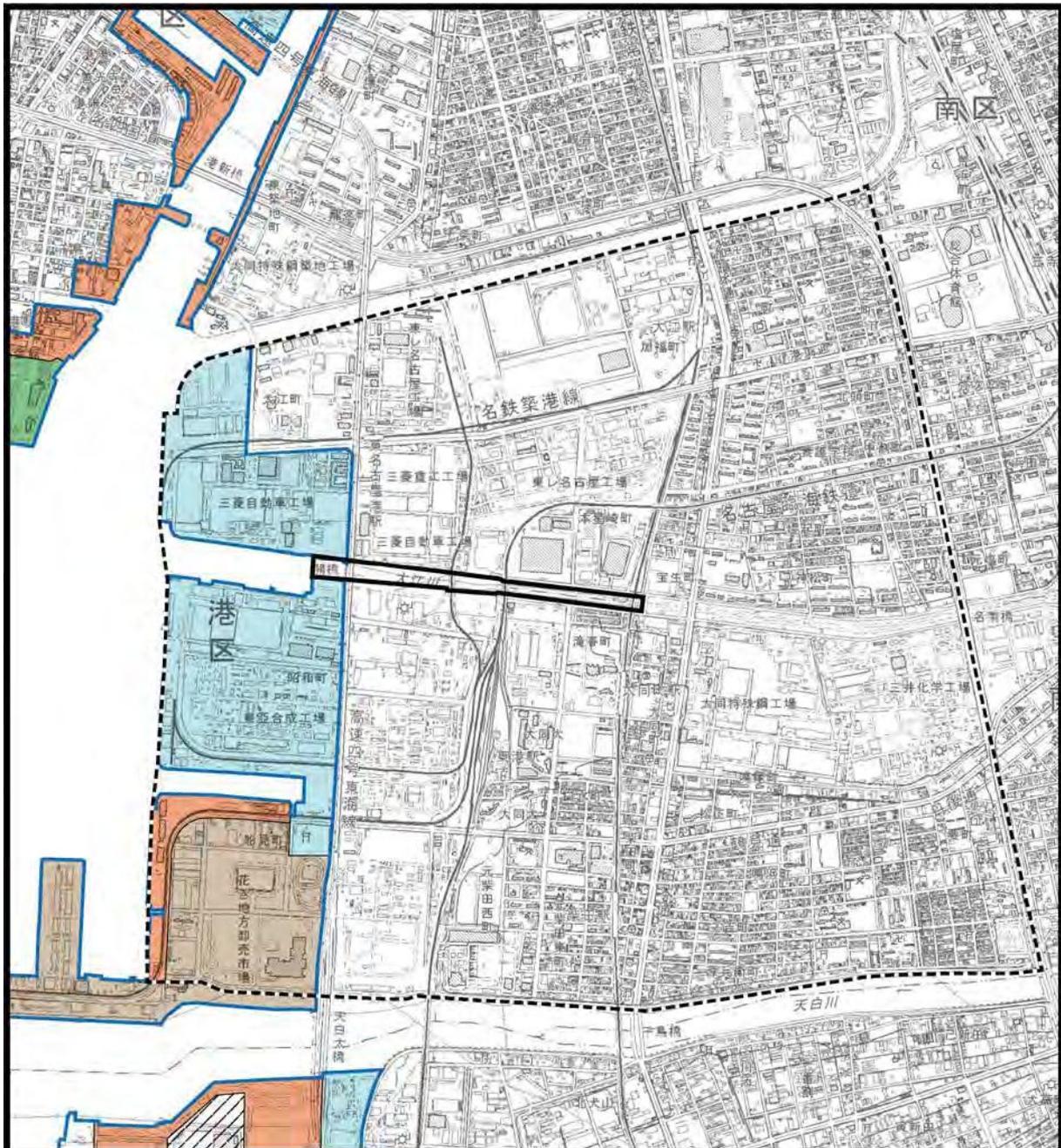
- 事業予定地
- 調査地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



0 250 500m
1/25,000

出典)「名古屋市都市情報提供サービス(用途地域)」(名古屋市ウェブサイト)
「東海市都市計画図」(東海市ウェブサイト)

図 4-2-5 用途地域の指定状況図



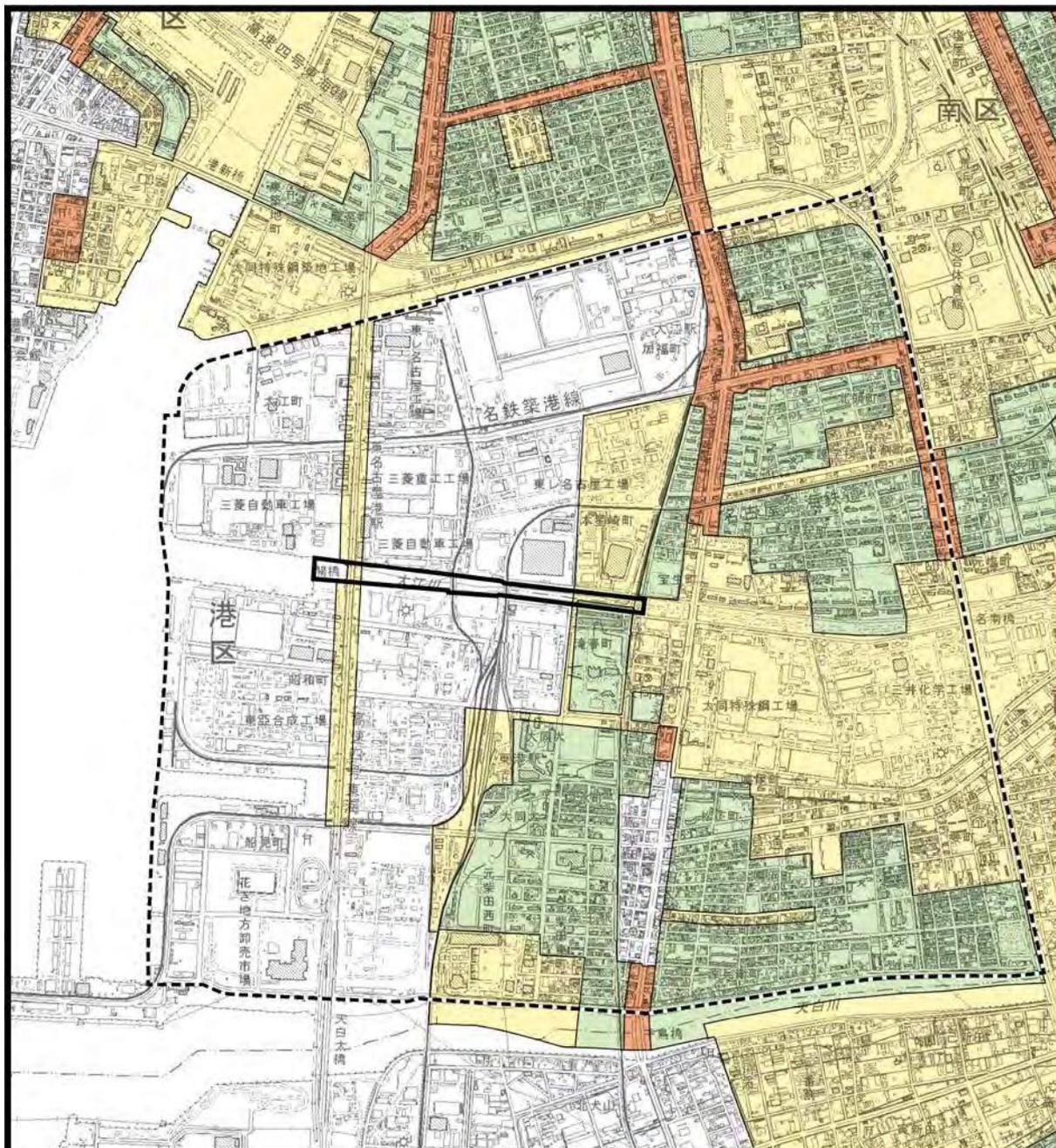
- 事業予定地
- 調査地域
- 臨港区
 - 商港区
 - 工業港区
 - 特殊物資港区
 - 修景厚生港区
 - 分区指定なし



0 250 500m
1/25,000

出典)「名古屋港臨港区区分区規制(用途規制)」(名古屋港管理組合ウェブサイト)

図 4-2-6 臨港区



- 事業予定地
- 調査地域
- 31m 高度地区
- 絶対高 31m 高度地区
- 絶対高 45m 高度地区



0 250 500m
1/25,000

出典)「名古屋市都市情報提供サービス (高度地区)」(名古屋市ウェブサイト)
「東海市都市計画図」(東海市ウェブサイト)

図 4-2-7 高度地区

ウ 周辺地域における開発の動向

大江川の河口において、防潮壁を設置する計画が存在する。

その他の事業予定地周辺における大規模な開発計画は予定されていない。

(3) 水域利用

ア 河川の利用の状況

調査地域の北側を流れる山崎川に許可水利権及び慣行水利権は存在しない。調査地域の南側を流れる天白川水系には、農業用の許可水利権が6件、慣行水利権が18件、工業用の許可水利権が存在する。

なお、調査地域及びその周辺の河川に漁業権は設定されていない。

出典)「二級河川山崎川水系 河川整備基本方針」(名古屋市, 平成25年)

「二級河川天白川水系 河川整備基本方針」(愛知県, 平成20年)

「内水面における禁止区域及び禁止期間」(愛知県ウェブサイト)

イ 海域の利用の状況

事業予定地周辺における海域の利用規制の状況は、図4-2-8に示すとおりである。事業予定地周辺の海域は、名古屋港港湾区域及び名古屋港港域に指定されている。

なお、事業予定地周辺の海域に漁業権は設定されていない。

出典)「伊勢湾流域の環境(漁業・漁場)」(伊勢湾環境データベース)



図 4-2-8 水域利用規制状況

(4) 交通

ア 陸上交通

(7) 交通網（道路網、公共交通機関網）

主要な道路網は、図 4-2-9 に示すとおりである。調査地域には、名古屋高速 4 号東海線、名古屋高速 3 号大高線、一般国道 23 号及び 247 号、主要県道名古屋半田線及び諸輪名古屋線等が通っている。

鉄道の状況は、図 4-2-10 に示すとおりである。調査地域には、名鉄の常滑線及び築港線、臨海鉄道の東港線及び東築線が通っている。

バス路線の状況は、図 4-2-10 に示すとおりである。調査地域には、市バスが通っている。

(イ) 道路交通状況

調査地域における平成 27 年度の交通量調査区間は図 4-2-11 に、調査結果は表 4-2-4 に示すとおりである。事業予定地周辺の道路の自動車交通量は、一般国道 247 号(No.7) が 35,561 台/12 時間及び 48,008 台/24 時間、主要県道諸輪名古屋線 (No.8) が 11,150 台/12 時間及び 14,607 台/24 時間、主要県道名古屋半田線 (No.10) が 10,591 台/12 時間及び 14,721 台/24 時間、主要県道名古屋半田線 (No.11) が 18,836 台/12 時間及び 28,443 台/24 時間である。

また、大型車混入率は、12.9～43.3%である。

表 4-2-4 交通量調査結果（平成 27 年度）

道路種別	No.	路線名	調査区間	自動車 (台)		大型車 混入率 (%)	歩行者 (人)	自転車 (台)	動力付 二輪車類 (台)
				12 時間	24 時間	12 時間	12 時間	12 時間	12 時間
都市高速 道路	1	愛知県道 高速名古屋新宝線 (名古屋高速 4 号 東海線)	江川線～港区・東海市境	19,679	23,902	20.5	—	—	—
	2	名古屋市道 高速 2 号 (名古屋高速 3 号 大高線)	諸輪名古屋線～南区・緑区境	48,686	61,436	12.9	—	—	—
一般国道	3	23 号	緑区・南区境～諸輪名古屋線	56,572	85,989	31.2	—	—	—
	4		諸輪名古屋線～名古屋半田線	56,234	84,351	32.0	—	—	—
	5		名古屋半田線～名古屋東港線	56,265	88,899	36.5	—	—	—
	6	247 号	東海橋線～名古屋半田線	31,272	43,156	13.1	0	0	0
	7		名古屋半田線～南区・緑区境	35,561	48,008	13.6	0	0	0
主要県道	8	諸輪名古屋線	一般国道 23 号～名古屋半田線	11,150	14,607	26.8	0	0	0
	9	名古屋半田線	一般国道 23 号～ 一般国道 247 号	17,831	24,072	18.3	0	0	0
	10		一般国道 247 号～南区・港区境	10,591	14,721	21.5	0	0	0
	11		南区・港区境～港区・東海市境	18,836	28,443	35.1	0	0	0
一般県道	12	名古屋東港線	諸輪名古屋線～名古屋東港線	7,991	10,628	43.3	0	0	0
一般市道	13	明治町東築地線	南区明治一丁目～港区大江町	7,654	—	14.8	393	529	190
	14	弦月宝生線	南区本地通二丁目～ 南区港東通一丁目	7,348	—	14.4	153	533	164

注) 1:12 時間交通量の観測時間は、午前 7 時～午後 7 時。

2:「—」は、非観測区間でデータのないものを示す。

3:路線名の（ ）内は、通称名を示す。

出典)「平成 27 年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)

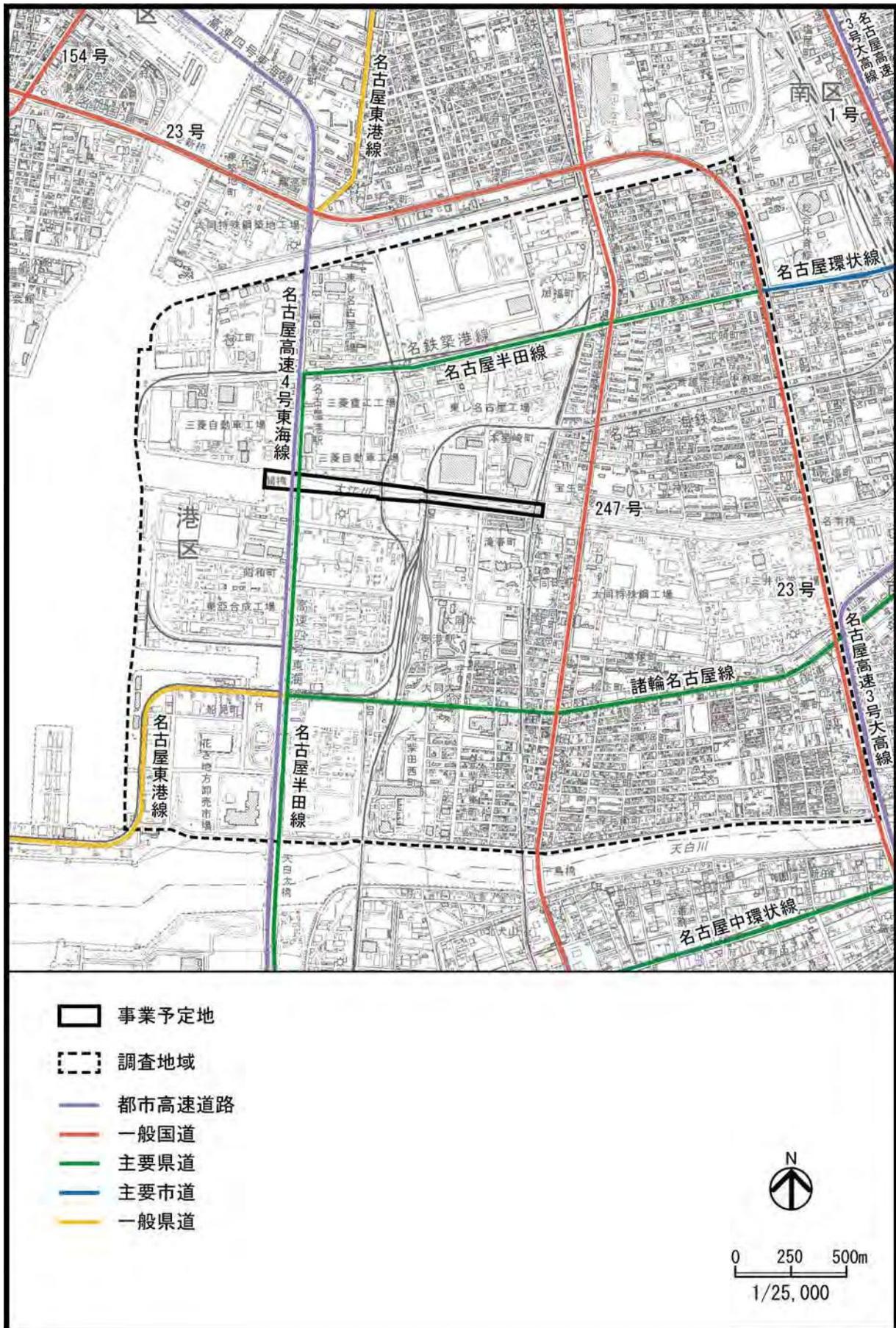
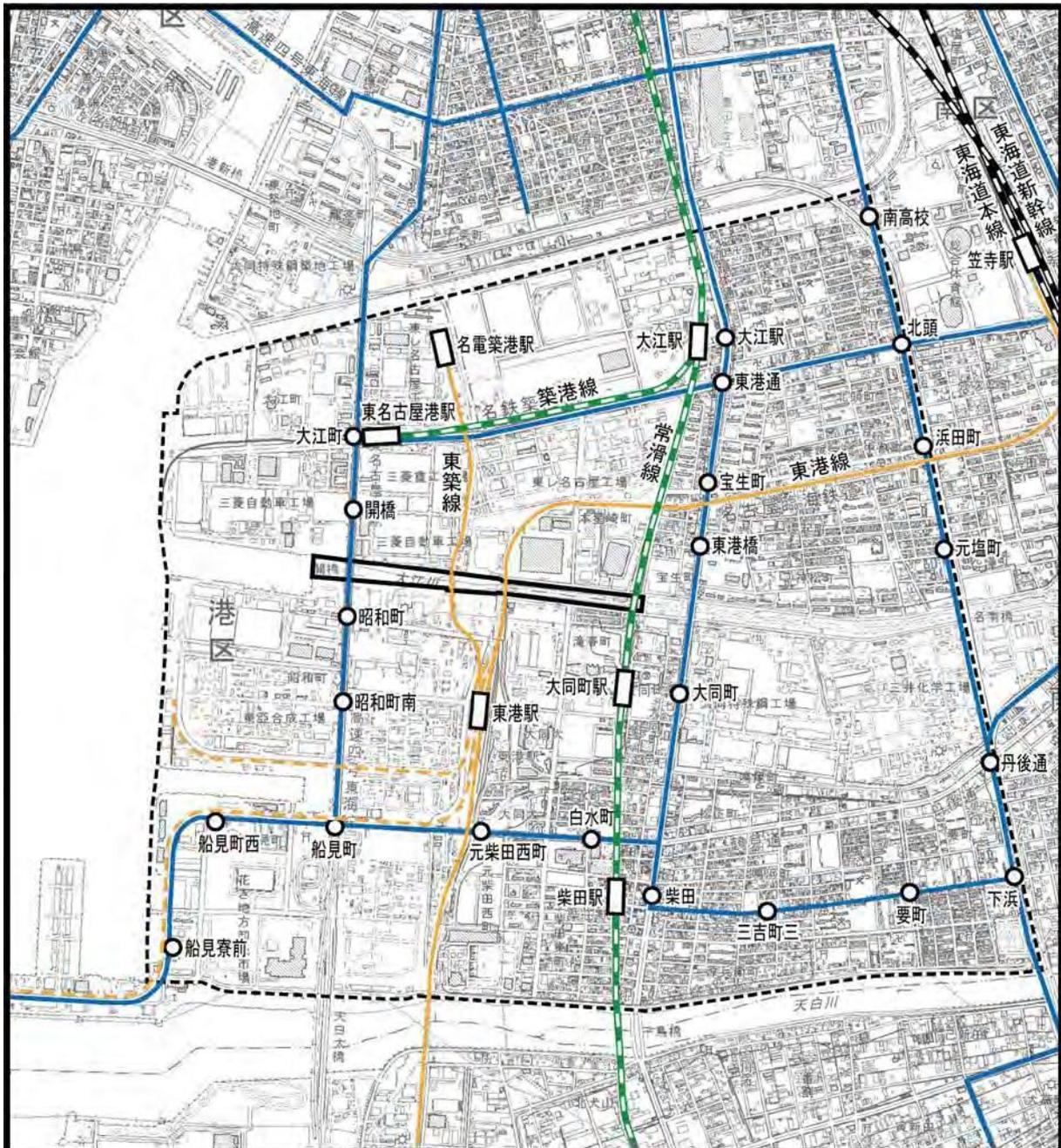


図 4-2-9 主要な道路網



- 事業予定地
- 調査地域
- JR
- 名鉄
- 臨海鉄道
- 臨海鉄道（休止中）
- 駅
- 市バス
- バス停

注) バス停は、調査地域内のバス停のみ記載した。

出典) 「中京圏鉄道網図」(愛知県, 平成 24 年)
「名古屋臨海鉄道路線図」(名古屋臨海鉄道株式会社ウェブサイト)
「名古屋市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ウェブサイト)

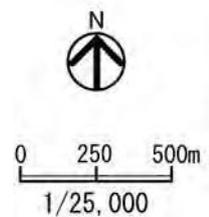
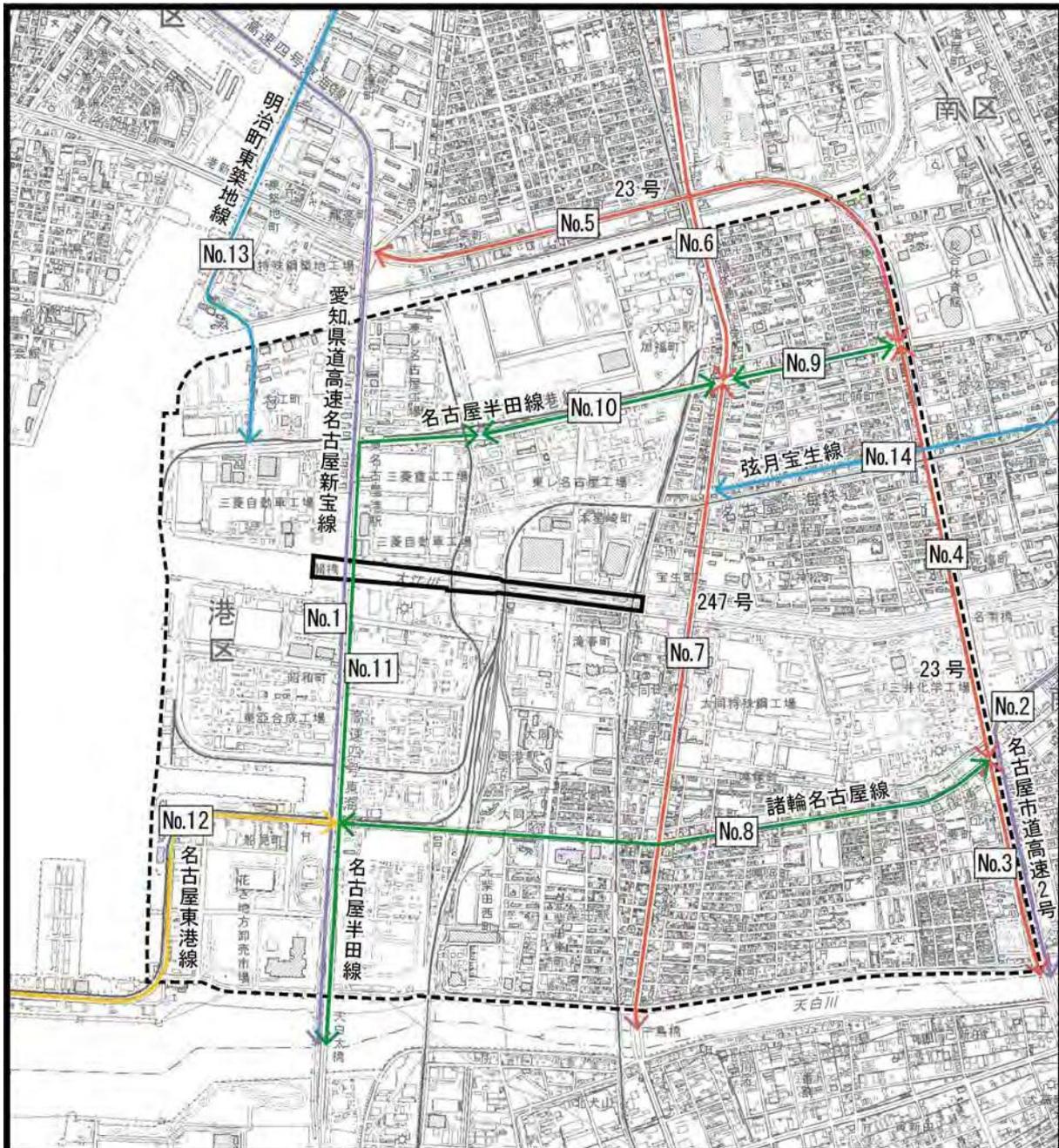


図 4-2-10 鉄道網及びバス路線図



- | | |
|-------|---------|
| 事業予定地 | 交通量調査区間 |
| 調査地域 | 都市高速道路 |
| | 一般国道 |
| | 主要県道 |
| | 一般県道 |
| | 一般市道 |



0 250 500m
1/25,000

注) 図中のNo.は、表 4-2-4 に対応する。

出典) 「平成 27 年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-11 交通量調査区間

(ウ) 公共交通機関の利用状況

調査地域を通る名鉄線における平成 29 年度の駅別乗車人員は、表 4-2-5 に示すとおりである。平成 29 年度における駅別乗車人員は、大江駅が約 1,040,000 人、大同町駅が約 2,400,000 人、柴田駅が約 820,000 人及び東名古屋港駅が約 1,250,000 人である。

表 4-2-5 駅別乗車人員（平成 29 年度）

単位：人

路線名	駅名	乗車人員
名鉄常滑線	大江	1,035,839
	大同町	2,399,311
	柴田	818,945
名鉄築港線	東名古屋港	1,249,435

出典)「平成 30 年版 名古屋市統計年鑑」

(名古屋市ウェブサイト)

イ 海上交通

(7) 航路の状況

名古屋港の航路の状況は、表 4-2-6 及び前掲図 4-2-8 に示すとおりである。名古屋港には、高潮防波堤開口部を通る東航路及び西航路と、それらに接続する北航路がある。

表 4-2-6 名古屋港の航路

名称	延長 (m)	幅員 (m)	水深 (m)
東航路	10,000	580~610	15.0~16.0
西航路	8,400	350~400	12.0~16.0
北航路	5,000	200~400	10.0~12.0

出典)「名古屋港要覧 2019」(名古屋港管理組合)

(イ) 入港船舶の状況

名古屋港の入港船舶数及び総トン数は、表 4-2-7 に示すとおりである。平成 30 年の入港船舶数は約 33,000 隻、総トン数は約 2 億 4 千万トンである。

表 4-2-7 名古屋港の入港船舶数及び総トン数（平成 30 年）

合 計		外航船		内航船	
隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
33,404	237,613,594	8,008	197,813,120	25,396	39,800,474

出典)「名古屋港統計年報（平成 30 年）」(名古屋港管理組合ウェブサイト)

(5) 地域社会等

ア 学校、病院、コミュニティ施設等

学校、病院、コミュニティ施設等の状況は、表 4-2-8 及び図 4-2-12 に示すとおりである。調査地域には、保育所・子ども園が 9 箇所、幼稚園が 1 箇所、小学校が 6 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、特別支援学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、コミュニティセンターが 6 箇所、病院・診療所が 4 箇所、福祉施設が 5 箇所、児童館が 1 箇所ある。

表 4-2-8 学校、病院、コミュニティセンター等

区分	No.	名称	区分	No.	名称
保育所・ 子ども園	1	神松保育園	特別支援学校	19	南養護学校分校
	2	宝生保育園	大学	20	大同大学
	3	ゆう保育園	コミュニティセンター	21	大生ふれあいセンター
	4	eagle HOUSE		22	宝生コミュニティセンター
	5	白水保育園		23	宝南コミュニティセンター
	6	葵第二幼稚園		24	白水コミュニティセンター
	7	大生幼児園		25	千鳥コミュニティセンター
	8	葵第一幼稚園		26	つどいの館和光
	9	菜の花保育園	病院・診療所	27	大同病院
幼稚園	10	大江幼稚園		28	山口病院
	小学校	11		白水小学校	29
12		柴田小学校	30	アイ・レディスクリニック	
13		大生小学校	福祉施設	31	ゆうあいの里大同
14		宝小学校		32	南生苑
15		千鳥小学校		33	はるかぜ
16		宝南小学校		34	ケアマキス柴田
中学校	17	名南中学校	35	なごやの家中割	
高等学校	18	大同大学大同高等学校	児童館	36	南児童館

注) 診療所は、病床を有する診療所のみ記載した。

出典) 「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)

「幼稚園」(名古屋市ウェブサイト)

「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)

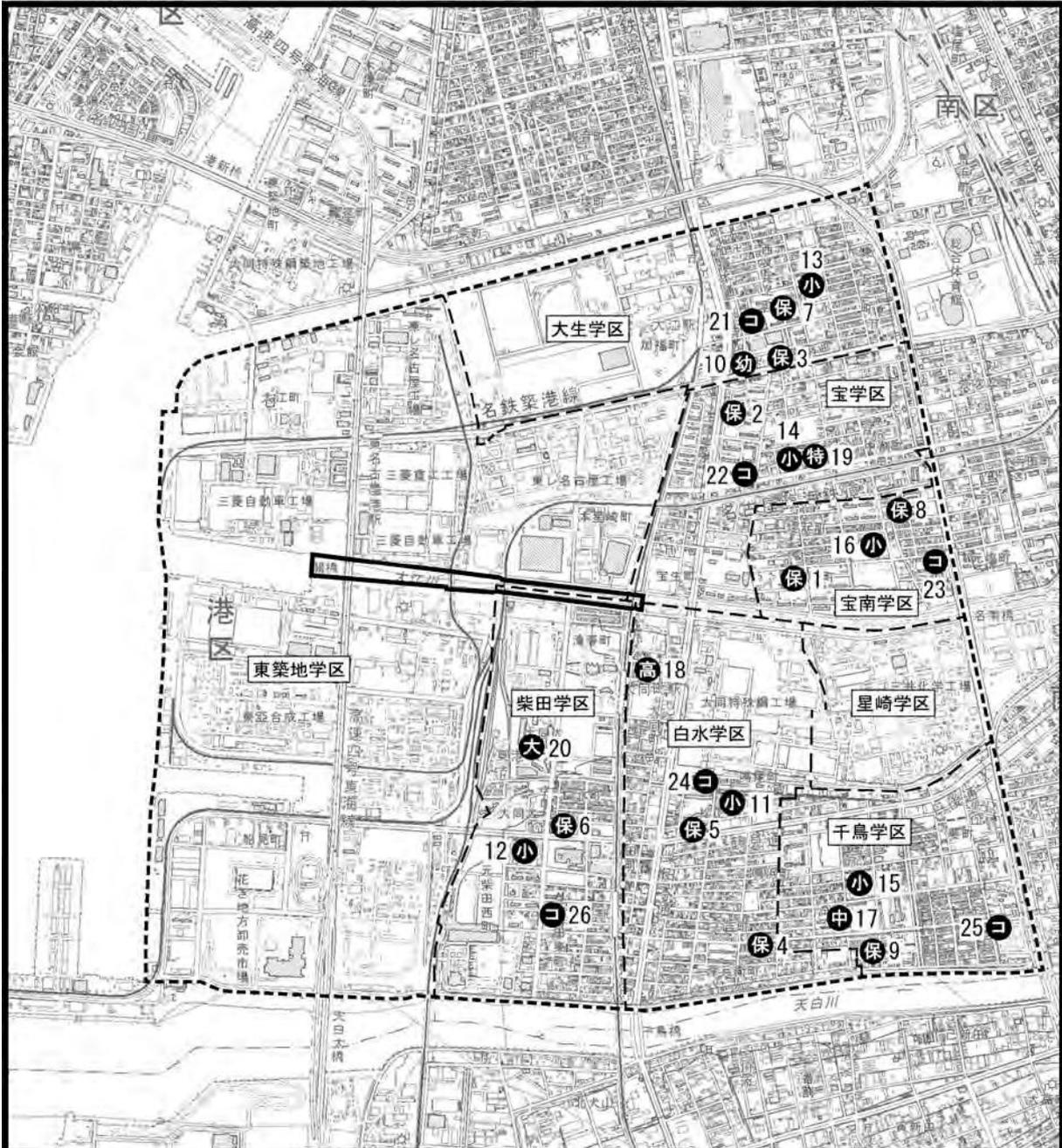
「病院名簿(平成 30 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ウェブサイト)

「医院・病院検索」(名古屋市医師会ウェブサイト)

「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)

「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」(名古屋市ウェブサイト)

「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)



- | | | |
|-------|----------|------------|
| 事業予定地 | 保育所・こども園 | 高等学校 |
| 調査地域 | 幼稚園 | 特別支援学校 |
| 学区界 | 小学校 | 大学 |
| | 中学校 | コミュニティセンター |

注) 図中の番号は、表 4-2-8 に対応する。

出典) 「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)
「幼稚園」(名古屋市ウェブサイト)
「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)
「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)
「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)

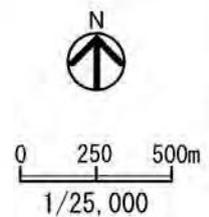
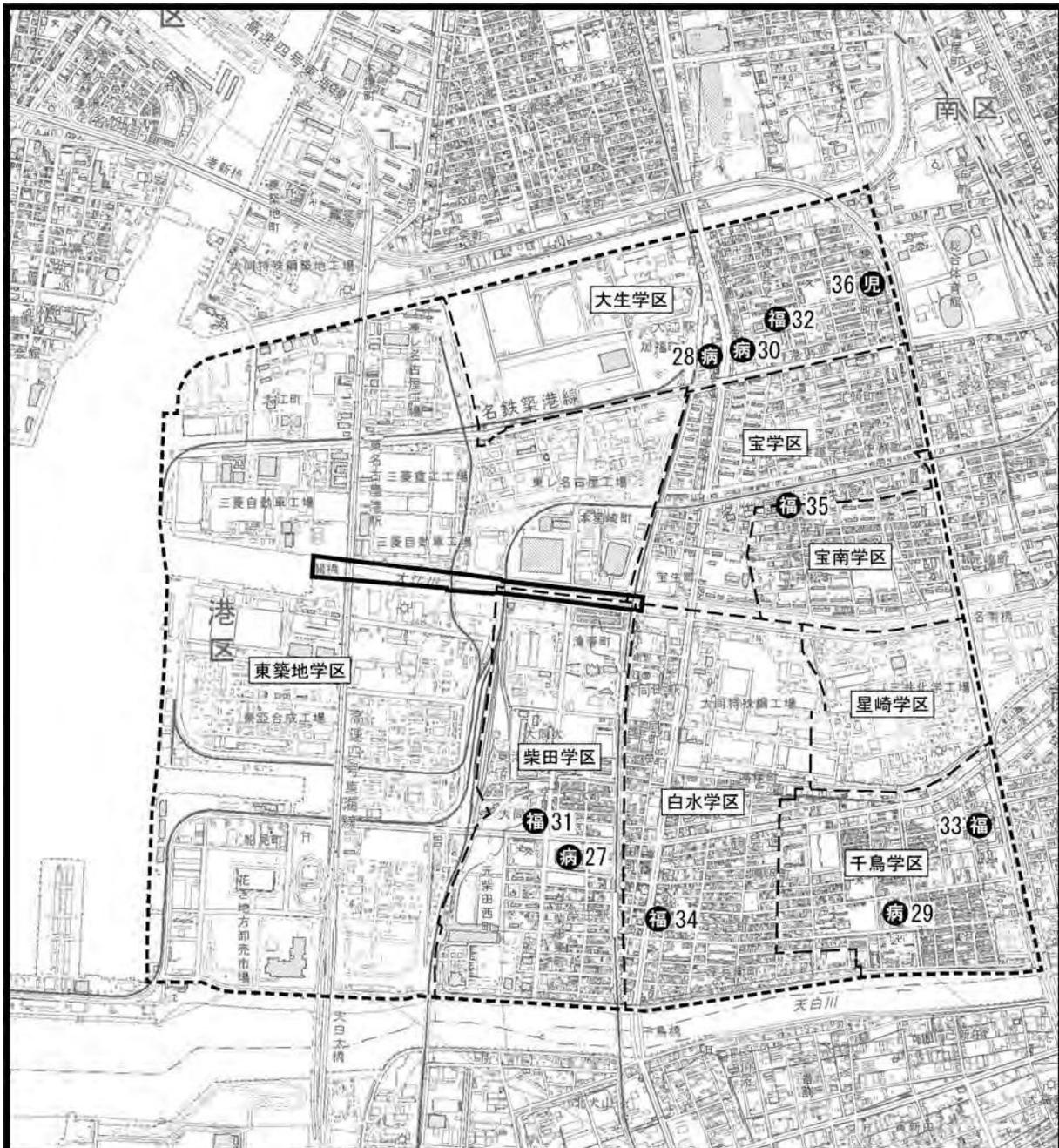


図 4-2-12(1) 保育所・子ども園、教育施設、コミュニティ施設位置図



- 事業予定地
- 調査地域
- 学区界
- 病 病院・診療所
- 福 福祉施設
- 児 児童館

注) 1: 診療所は、病床を有する診療所のみ記載した。
 2: 図中の番号は、表 4-2-8 に対応する。

出典) 「病院名簿 (平成 30 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ウェブサイト)
 「医院・病院検索」(名古屋市医師会ウェブサイト)
 「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)
 「名古屋市内の有料老人ホーム一覧」(名古屋市ウェブサイト)
 「暮らしの情報 (施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)

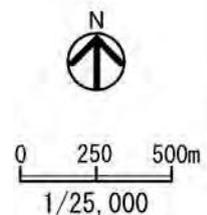


図 4-2-12(2) 病院、福祉施設等位置図

イ 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年愛知県条例第 6 号）及び「名古屋市文化財保護条例」（昭和 47 年名古屋市条例第 4 号）により規定された文化財はない。

出典）「指定文化財等目録一覧」（名古屋市ウェブサイト）
「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト）

ウ 交通安全の状況

平成 30 年における名古屋市内の交通事故死者数は 55 人となっており、前年からは 16 人増加している。また、調査地域が位置する港区及び南区の交通事故死亡者数は港区が 9 人、南区が 5 人となっており、前年から港区で 2 人、南区で 5 人増加している。

出典）「市内の交通事故発生状況（平成 30 年中）」（名古屋市ウェブサイト）

エ 下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 30 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^{注）}は 99.3%（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっている。

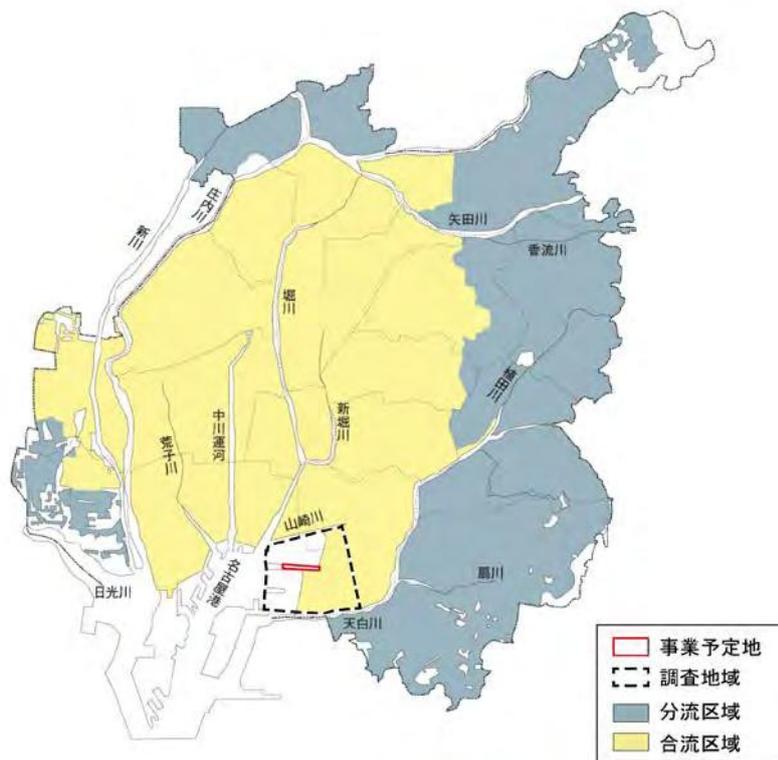
また、名古屋市の下水道整備状況は図 4-2-13 に示すとおりであり、調査地域の東側は合流区域となっている。

なお、事業予定地の一部を含む大江川河口地域には公共下水道が整備されていない。

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）×100

出典）「平成 30 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市ウェブサイト）

参考）名古屋市への聞き取り調査



注) 平成 29 年度末現在
 出典)「なごやの水道・下水道 (令和元年度版)」
 (名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 4-2-13 下水道の整備状況

オ 廃棄物等の発生状況等

名古屋市における平成 30 年度のごみ収集搬入量は 610,663 トンで、前年度と比べ約 0.1%減少している。

平成 30 年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表 4-2-9 に示すとおりである。港区及び南区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

表 4-2-9 ごみ及び資源収集量 (平成 30 年度)

単位：トン

区分	ごみ収集					資源収集	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水銀 体温計等	環境美化		
名古屋市	379,625 (80.9%)	18,541 (4.0%)	8,311 (1.8%)	122 (0.03%)	1,448 (0.3%)	60,922 (13.0%)	468,968 (100.0%)
港区	24,914 (81.3%)	1,271 (4.1%)	467 (1.5%)	—	252 (0.8%)	3,727 (12.2%)	30,630 (100.0%)
南区	22,914 (81.1%)	1,151 (4.1%)	423 (1.5%)	—	127 (0.4%)	3,645 (12.9%)	28,260 (100.0%)

注)1: () 内の数値は、収集量に対する各区分の収集割合を示す。
 2: 四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。
 3: 「環境美化」とは、「町美運動」により集められたごみ等の収集をいう。
 出典)「事業概要 (令和元年度資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

(6) 関係法令の指定・規制等

ア 公害関係法令

(7) 環境基準等

a 大気汚染（資料－ 9（p.214）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、環境基準は適用されない。

b 騒音（資料－ 10（p.216）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

c 水質汚濁（資料－ 11（p.217）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお、事業予定地周辺の河川の類型区分は(i)表では堀川及び山崎川が D 類型、天白川が C 類型、(ii)表では 3 河川ともに生物 B に該当する。

また、事業予定地周辺の海域の類型区分は、(i)表では C 類型（名古屋港（甲））、(ii)表では IV 類型（伊勢湾（イ））、(iii)表では生物 A に該当する。なお、現時点で、(iv)表による類型指定はなされていない。

d 土壌汚染（資料－ 12（p.225）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

e ダイオキシン類（資料－ 13（p.226）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

(イ) 規制基準等

a 大気質

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

b 騒音 (資料－14 (p.227) 参照)

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

c 振動 (資料－15 (p.231) 参照)

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

d 悪臭 (資料－16 (p.234) 参照)

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

e 水質及び底質（資料－17（p.236）参照）

「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）により、業種別に上乗せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷については、総量規制基準が定められている。

このほか、埋立場所等に排出しようとする水底土砂については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）により、判定基準が定められている。

また、水銀及びPCBを含む底質には、「底質の暫定除去基準について」（環水管第119号 昭和50年環境庁水質保全局長通達）により、暫定除去基準が定められている。

このほか、「名古屋市環境保全条例」に基づき、小規模工場等からの排水については、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事に伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。（資料－18（p.240）参照）

f 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、事業予定地を含む地域（公有水面は除く。）は、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）に基づく地下水揚水規制区域に指定されており、工業用に地下水を採取する場合であって、揚水機の吐出口断面積が6cm²を超える場合は市長の許可が必要となる。

g 土 壤

「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（名古屋市においては市長）が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、3,000m²以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については900

m²以上)の土地の形質の変更をしようとするときは、「土壤汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地において過去に特定有害物資等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等では、500m²以上3,000m²未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成・提出した後に、土壤汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。(「土壤汚染対策法」に基づき調査を行う場合を除く。)

土壤に係る規制基準は、「土壤汚染対策法」、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)、「名古屋市環境保全条例」において、それぞれ定められている。(資料-19 (p.241) 参照)

h ダイオキシソ類

「ダイオキシソ類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシソ類について、排出基準が定められている。

i 景 観

名古屋市は、平成16年6月に制定された「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

j 日 照

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)に基づき日影による中高層の建築物の高さの制限が定められている。

k 緑 化

「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、第1種住居地域、工業地域及び工業専用地域については、敷地面積300m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の10分の1.5以上を緑化する必要がある。

Ⅰ 地球温暖化

(a) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」（平成 15 年名古屋市告示 557 号）に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）により、床面積 2,000m² を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

(b) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」（平成24年名古屋市告示第184号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kL以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、名古屋市長に届け出なければならない。

Ⅱ 廃棄物関係法令

(7) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）に基づき、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

(4) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（環境省，平成 23 年）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター，平成 23 年）に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。愛知県では、同法第 4 条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」（愛知県，平成 14 年）が制定され、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標は、コンクリート塊 100%、ア

スファルト・コンクリート塊 100%、建設発生木材 95%となっている。

ウ 自然環境関係法令

(ア) 自然公園地域の指定状況

調査地域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

(イ) 自然環境保全地域の指定状況

調査地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

(ウ) 緑地保全地域の指定状況

調査地域には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地保全地域の指定はない。

(エ) 鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

エ 防災関係法令

(ア) 砂防指定地の指定状況

調査地域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

(イ) 地すべり防止区域の指定状況

調査地域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(エ) 災害危険区域の指定状況

調査地域は、図 4-2-14 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、

「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域に指定されている。

(オ) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査地域は、全域が「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく準防火地域に指定されている。

(カ) 河川保全区域の指定状況

調査地域の南側を流れる天白川には、「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川保全区域に指定されており、河川の法尻から 18m の範囲で土地の形状を変更する行為や工作物の新築、改築を行う場合には、河川管理者の許可が必要となる。

(キ) 海岸保全区域の指定状況

事業予定地の位置する大江川には、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号）に基づき、海岸保全施設（防潮壁）の位置にあわせて海岸保全区域が指定されている。

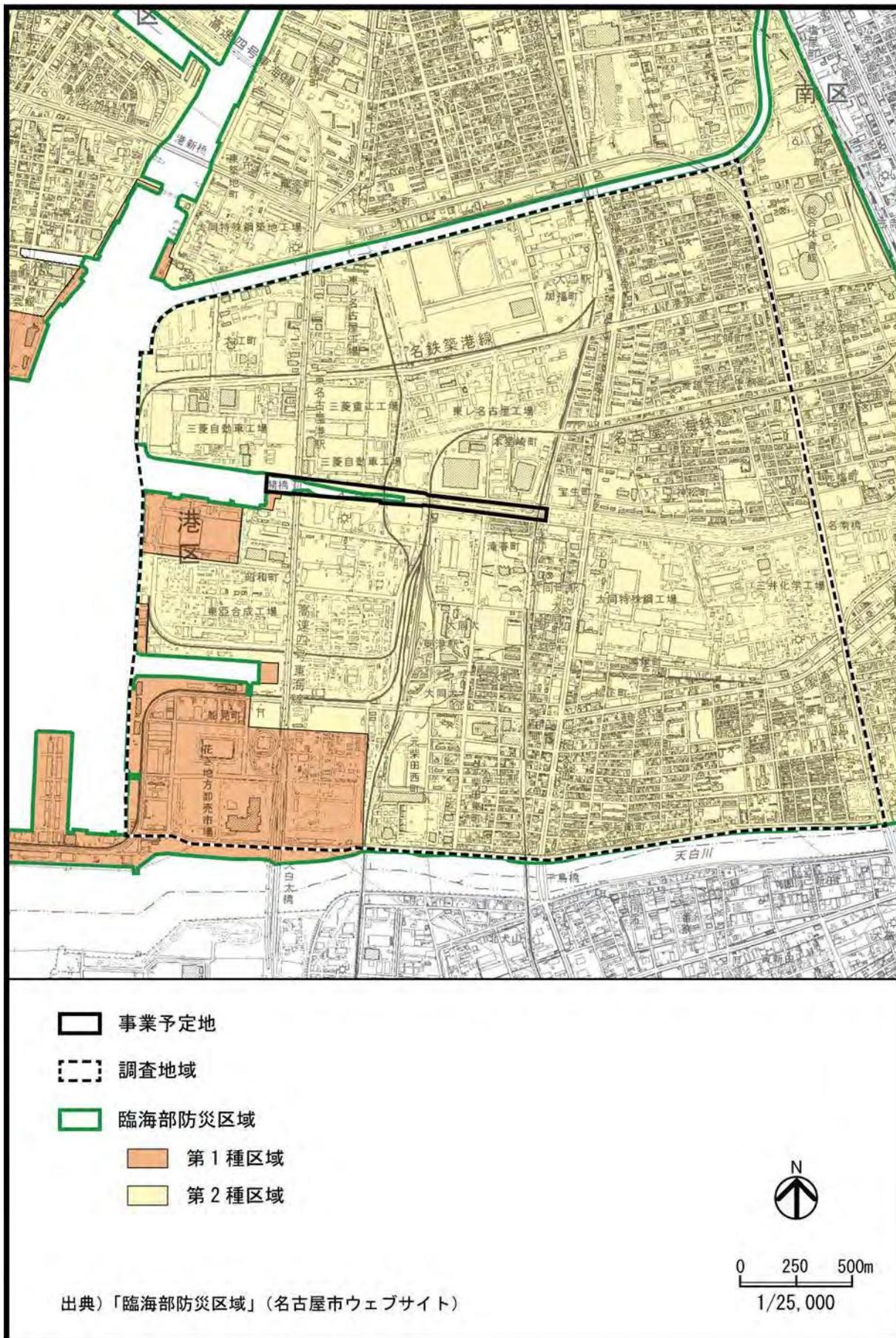


図 4-2-14 災害危険区域の指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

ア 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 23 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 7 市が含まれている。なお、計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっている。

イ 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として、平成 26 年 5 月に第 4 次として改訂されている。

ウ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成 11 年 8 月に、「第 2 次名古屋市環境基本計画」を平成 18 年 7 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境汚染物質への対応、ごみ減量への取り組みの推進、生物多様性条約 COP10 の開催、地球温暖化の防止、2050 年を見据えた水の環復活、低炭素都市、生物多様性の 3 つの戦略の策定など、名古屋市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定している。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策は、表 4-2-10 に示すとおりである。なお、計画の期間は平成 32 年度（2020 年度）である。

表4-2-10 第3次名古屋市環境基本計画の施策

2020年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る 環境首都 なごや	参加・協働を促進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報の共有化 環境教育・環境学習の推進 環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 環境に配慮した事業活動の推進 環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境の保全 水環境の保全 騒音・振動対策の推進 地盤環境の保全 公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 発生抑制・再使用の推進 分別・リサイクルの推進 産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	<ul style="list-style-type: none"> 埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全と創出 自然のネットワーク化と生物多様性の向上 歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 保水機能の保全と向上 水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギー等の有効利用の促進 低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい交通体系の創出 駅そば生活圏の形成 ヒートアイランド対策の推進

エ 名古屋港港湾計画

名古屋港では、「名古屋港港湾計画改訂」（名古屋港港湾管理者・名古屋港管理組合，平成27年12月）において、良好な港湾環境の形成に向け、表4-2-11に示す基本方針に基づき、環境施策に取り組んでいる。なお、事業予定地は、港湾計画において前掲図2-2-3に示すとおり「緑地」及び「その他緑地」となっている。

表4-2-11 名古屋港港湾計画における基本方針

基本方針	港湾環境の維持・回復・創造	周辺地域や海域への環境にも配慮し、身近で親しまれる港湾環境の創出とともに、貴重な自然環境の保全、生物多様性への配慮、水環境の改善により、「港湾環境の維持・回復・創造」を図っていく。
	港湾における環境負荷の軽減	大気環境対策や地球温暖化対策を推進するほか、資源循環に取り組み、「港湾における環境負荷の軽減」を図る。

オ 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取り組みや、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「①水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、②2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、③順応的管理を行うこと、④地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。現在は、2025 年までを目標とした「第 2 期実行計画」に基づく取り組みの期間中である。

カ 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出削減の挑戦目標として、2050 年までの長期目標として 8 割削減、2020 年までの中期目標で 25%削減（ともに 1990 年度比）を提示している。

キ 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市は、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

ク 低炭素都市なごや戦略実行計画

名古屋市は、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、戦略で提案した 2050 年の望ましい将来像「低炭素で快適な都市なごや」を実現する上での最初の 10 年間（中間目標）の手順をまとめた「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定している。

また、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」の策定等を踏まえ 2030 年度に向けた新たな温暖化対策の計画として「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画 2018-2030」を平成 30 年 3 月に策定し、2030 年度に向けた新たな削減目標として、温室効果ガス排出量の 27%削減及び最終エネルギー消費量の 14%削減（ともに 2013 年度比）を掲げている。

ケ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 28 年 3 月には、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ把握した結果は、表5-1-1に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の把握

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細区分	
工事中	水面の埋立て	大気汚染物質の発生、悪臭の発生、水質・底質への影響、地下水への影響、地盤への影響、廃棄物等の発生、動植物の生息地・生育地の改変、人と自然との触れ合いの活動の場への影響
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、人と自然との触れ合いの活動の場への影響
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、交通安全への影響、温室効果ガスの排出
存在・供用時	埋立地の存在	水質の変化、動植物・生態系への影響、水象への影響

5-2 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-2-1 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として抽出した理由は表 5-2-2 に、抽出しなかった理由は表 5-2-3 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、悪臭、騒音、振動、水質・底質、地下水、地盤、安全性、廃棄物等、植物、動物、生態系、水循環、人と自然との触れ合いの活動の場及び温室効果ガス等の計 15 項目である。

表 5-2-1 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中			存在・ 供用時
	細区分	水 面 の 埋 立 て	建 設 機 械 の 稼 働	工 事 関 係 車 両 の 走 行	埋 立 地 の 存 在
A 大気質	二酸化窒素	-	●	●	-
	浮遊粒子状物質	-	●	●	-
	粉じん	●	-	-	-
B 悪 臭	特定悪臭物質及び 臭気指数	●	-	-	-
C 風 害	-	-	-	-	-
D 騒 音	建設作業騒音	-	●	-	-
	道路交通騒音	-	-	●	-
E 振 動	建設作業振動	-	●	-	-
	道路交通振動	-	-	●	-
F 低周波音	-	-	-	-	-
G 水質・底質	人の健康の保護に関する 項目及びダイオキシン類	●	-	-	-
	浮遊物質	●	-	-	-
	化学的酸素要求量	-	-	-	●
H 地下水	人の健康の保護に関する 項目及びダイオキシン類	●	-	-	-
I 土 壌	-	-	-	-	-
J 地 盤	地盤変位	●	-	-	-
K 地形・地質	-	-	-	-	-
L 日照障害	-	-	-	-	-
M 電波障害	-	-	-	-	-
N 地域分断	-	-	-	-	-
O 安全性	交通安全	-	-	●	-
P 廃棄物等	廃棄物等	●	-	-	-
Q 植 物	重要な種・群落	●	-	-	●
R 動 物	重要な種 注目すべき生息地	●	-	-	●
S 生態系	地域を特徴づける生態系 に応じた注目種等	●	-	-	●
T 緑 地	-	-	-	-	-
U 水循環	水象	-	-	-	●
V 景 観	-	-	-	-	-
W 人と自然との 合いの活動の場	-	-	●	-	-
X 文化財	-	-	-	-	-
Y 温室効果ガス等	温室効果ガス	-	●	●	-
Z ヒートアイランド 現象	-	-	-	-	-

表 5-2-2 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	抽 出 理 由
A 大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
B 悪 臭	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴い発生する悪臭による影響が考えられる。
D 騒 音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
E 振 動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
G 水 質・ 底 質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴う水質・底質への影響が考えられる。
	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の存在による水質への影響が考えられる。
H 地下水	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴う周辺の地下水への影響が考えられる。
J 地 盤	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴う周辺の地盤変位が考えられる。
O 安全性	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
P 廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴い発生する廃棄物等による影響が考えられる。
Q 植 物	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴う重要な種及び群落への影響が考えられる。
	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の存在による重要な種及び群落への影響が考えられる。
R 動 物	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の存在による重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられる。
S 生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の存在による地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
U 水循環	存在時	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の存在による水象への影響が考えられる。
W 人と自然との 触れ合いの活動の場	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・水面の埋立てに伴い発生する粉じん等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。 ・建設機械の稼働に伴い発生する騒音等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられる。
Y 温室効果 ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働及び工事関係車両の走行等に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。

表 5-2-3 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 抽 出 理 由
A 大気質	供用時	・著しく大気汚染物質を排出する施設を設置しない。 ・周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。
B 悪 臭	供用時	・悪臭が発生する施設を設置しない。
C 風 害	供用時	・著しく風害が発生させる施設を設置しない。
D 騒 音	供用時	・周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。
E 振 動	供用時	・周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。
F 低周波音	工事中	・著しい低周波音が発生する建設機械を使用しない。
	供用時	・低周波音が発生する施設を設置しない。
H 地下水	供用時	・特定有害物質を使用する施設や、ダイオキシン類を排出する施設を設置しない。
I 土 壤	工事中	・公有水面の施工であり、陸地の掘削を行わない。
	供用時	・特定有害物質を使用する施設や、ダイオキシン類を排出する施設を設置しない。
J 地 盤	存在時	・大規模な建築物を設置しない。
K 地形・地質	工事中 存在時	・事業予定地に重要な地形・地質は存在しない。
L 日照障害	存在時	・著しく日照を障害する施設を設置しない。
M 電波障害	存在時	・著しく電波障害が発生させる施設を設置しない。
N 地域分断	工事中 存在時	・事業の実施により、地域の交流は促進されると考えられる。
O 安全性	供用時	・周辺の車両交通量を著しく増加させる施設を設置しない。
P 廃棄物等	供用時	・著しい量の廃棄物等が発生する施設を設置しない。
T 緑 地	存在・ 供用時	・埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。
V 景 観	存在・ 供用時	・埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。
W 人と自然との 触れ合いの 活動の場	供用時	・埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。
X 文化財	工事中 存在時	・調査地域に文化財は存在しない。
Y 温室効果 ガス等	供用時	・埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。
Z ヒートアイ ランド現象	供用時	・埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。

第6章 調査、予測及び評価の手法

6-1 調査及び予測

環境影響評価の項目として抽出した環境要素に係る調査及び予測の手法は以下に示すとおりである。

なお、調査及び予測には、最新の資料を用いる。

(1) 大気質

調査及び予測の手法を表 6-1-1 に示す。

表 6-1-1(1) 調査及び予測の手法（大気質）

[調査]

既存資料 調査	大気質	調査目的	事業予定地周辺の大気質濃度の現況把握 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度
		調査方法	常監局データの整理
	気象	調査目的	事業予定地周辺の現況気象概況の把握 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	常監局及び名古屋地方気象台データの整理
現地調査	交通量	調査目的	事業予定地周辺における交通量及び走行速度の現況把握
		調査事項	自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度
		調査方法	自動車交通量は小型車、中型車、大型車の3車種及び二輪車に分類し、数取り器を用いて計測する方法 走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法
		調査場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の2地点（図6-1-1参照）
		調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日（24時間）

表 6-1-1(2) 調査及び予測の手法（大気質）

[予 測]

工事中	水面の埋立て	予測事項	水面の埋立てによる粉じん濃度
		予測項目	粉じん濃度（季節別降下ばいじん量）
		予測条件	気象条件 工事の区分ごとの工事の種別等 建設機械の組み合わせ（ユニット） 工事施工範囲
		予測方法	ブルーム式を基本とする経験式による予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	水面の埋立てによる大気汚染物質排出量が最大となる時期
		建設機械の稼働	予測事項
	予測項目		二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
	予測条件		気象条件 排出源条件（排出源の配置、稼働台数、排出係数、排出量） 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
	予測方法		大気拡散モデルに基づく予測
	予測場所		事業予定地周辺
	予測時期		建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期
	工事関係車両の走行		予測事項
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 排出源条件（排出源の配置、排出係数） 道路条件（道路構造） 交通条件（背景交通量、工事関係車両交通量、走行速度） 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の2地点
		予測時期	工事関係車両による大気汚染物質排出量が最大となる時期

(2) 悪臭

調査及び予測の手法を表 6-1-2 に示す。

表 6-1-2(1) 調査及び予測の手法（悪臭）

[調査]

現地調査	調査目的	事業予定地周辺における悪臭の現況把握
	調査事項	特定悪臭物質、臭気指数
	調査方法	特定悪臭物質は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）に定める方法 臭気指数は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法
	調査場所	事業予定地周辺の1地点（図6-1-1参照）
	調査時期	夏季

表 6-1-2(2) 調査及び予測の手法（悪臭）

[予測]

工事中	水面の埋立て	予測事項	水面の埋立てによる悪臭の影響
		予測項目	特定悪臭物質及び臭気指数
		予測条件	埋立工法
		予測方法	工事計画、類似事例等に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

(3) 騒音

調査及び予測の手法を表 6-1-3 に示す。

表 6-1-3(1) 調査及び予測の手法（騒音）

[調査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成26年度）」（名古屋市, 平成27年）、「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成29・30年度）」（名古屋市, 令和元年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺における騒音の現況把握
	調査事項	環境騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度
	調査方法	環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 自動車交通量は小型車、中型車、大型車の3車種及び二輪車に分類し、数取り器を用いて計測する方法 走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法
	調査場所	環境騒音は、事業予定地周辺の1地点（図6-1-1参照） 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の2地点（図6-1-1参照）
	調査時期	環境騒音は、1年を通して平均的な日と考えられる平日の1日（6時～22時） 道路交通騒音は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日（6時～22時） 自動車交通量及び走行速度は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日（24時間）

表 6-1-3(2) 調査及び予測の手法（騒音）

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	建設作業騒音（時間率騒音レベル（ L_{A5} ））
		予測条件	建設機械の種類別周波数別パワーレベル 建設機械の種類別稼働台数及び配置 地表面の状況 騒音対策の方法
		予測方法	「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会, 2008年）に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））
		予測条件	道路条件（道路構造） 交通条件（背景交通量、工事関係車両交通量、走行速度）
		予測方法	「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”」（日本音響学会, 2019年）に基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の2地点
		予測時期	工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期

(4) 振 動

調査及び予測の手法を表 6-1-4 に示す。

表 6-1-4(1) 調査及び予測の手法（振動）

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	道路交通振動
	調査方法	「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成29年度・平成30年度）」 （名古屋市, 令和元年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	環境振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ）） 地盤卓越振動数 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度
	調査方法	環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通振動については「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法 地盤卓越振動数は、1/3オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分析による方法 自動車交通量は小型車、中型車、大型車の3車種及び二輪車に分類し、数取り器を用いて計測する方法 走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法
	調査場所	環境振動は、事業予定地周辺の1地点（図6-1-1参照） 道路交通振動、地盤卓越振動数及び自動車交通量は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の2地点（図6-1-1参照）
	調査時期	環境振動は、1年を通して平均的な日と考えられる平日の1日（6時～22時） 道路交通振動は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日（6時～22時） 地盤卓越振動数は道路交通振動と併せて実施する。 自動車交通量及び走行速度は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日（24時間）

表 6-1-4(2) 調査及び予測の手法（振動）

[予 測]

工事中	建設機械の稼働	予測事項	建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	建設作業振動（時間率振動レベル（ L_{10} ））
		予測条件	建設機械の種類別基準点振動レベル 建設機械の種類別稼働台数及び配置 地盤特性
		予測方法	振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期
		工事関係車両の走行	予測事項
	予測項目		道路交通振動（時間率振動レベル（ L_{10} ））
	予測条件		道路条件（道路構造） 交通条件（背景交通量、工事関係車両交通量、走行速度） 地盤特性
	予測方法		旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
	予測場所		工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の2地点
	予測時期		工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期

(5) 水質・底質

調査及び予測の手法を表 6-1-5 に示す。

表 6-1-5(1) 調査及び予測の手法（水質・底質）

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の水質・底質及び水象の概況把握
	調査事項	事業予定地及び事業予定地周辺の水質・底質及び水象
	調査方法	「平成30年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」（名古屋市, 令和元年）、「令和元年版名古屋市環境白書」（名古屋市, 令和元年）、「平成30年度大江川のダイオキシン類継続調査結果」（名古屋市, 令和元年）、「平成30年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市, 令和元年）及び「基本計画調査（地震・津波対策調査（大江川地区））設計概要書」（名古屋港管理組合, 平成30年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺海域の水質・底質及び水象の現況把握
	調査事項	生活環境項目：浮遊物質量（水質）及び化学的酸素要求量（水質・底質） 健康保護項目等：水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類（水質） 水象の現況
	調査方法	水質の生活環境項目、水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法 水質のダイオキシン類は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法 底質の化学的酸素要求量は、「底質調査方法」（平成24年環境省 水・大気環境局）に定める方法 水象は15昼夜潮流連続観測
	調査場所	水質・底質は事業予定地内2地点、海側1地点及び海域1地点の計4地点（図6-1-2参照） 水象は海側1地点及び海域1地点の計2地点（図6-1-2参照）
	調査時期	水質の生活環境項目は、春季、夏季、秋季及び冬季並びに出水時の計5回（1回につき干潮時、満潮時の2潮時に実施） 水質の健康保護項目等は、夏季及び冬季並びに出水時の計3回（1回につき干潮時、満潮時の2潮時に実施） 底質の化学的酸素要求量は、春季、夏季、秋季及び冬季の計4回 水象は、夏季、冬季の2回

表 6-1-5(2) 調査及び予測の手法（水質・底質）

[予 測]

工事中	水面の埋立	予測事項	工事による汚濁物質及び有害物質の拡散・流出
		予測項目	浮遊物質、水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類の拡散・流出による周辺の水質及び底質への影響
		予測条件	工事計画及び水象の調査結果
		予測方法	工事計画に基づく定性的な予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中
存在時	埋立地の存在	予測事項	埋立地の存在による水質・底質への影響
		予測項目	埋立地の存在による化学的酸素要求量の変化
		予測条件	埋立地の存在時の事業予定地周辺の水象（事業計画、河川流量及び事業予定地周辺の水象の現況を用いて、数値モデル（数値シミュレーションモデル）により求める）
		予測方法	事業計画及び水象変化による予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	埋立地の存在時

(6) 地下水

調査及び予測の手法を表 6-1-6 に示す。

表 6-1-6(1) 調査及び予測の手法 (地下水)

[調査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の地下水質の概況把握
	調査事項	事業予定地及び事業予定地周辺の地下水質
	調査方法	「平成30年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市, 令和元年) 及び「大江川の地震・津波対策に伴う汚染土壌分布調査業務委託」(名古屋市, 平成29年) の整理

表 6-1-6(2) 調査及び予測の手法 (地下水)

[予測]

工事中	水面の埋 立て	予測事項	工事による地下水汚染の発生・拡散
		予測項目	地下水汚染の発生・拡散による周辺の地下水への影響
		予測条件	工事計画
		予測方法	工事計画に基づく定性的な予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

(7) 地盤

調査及び予測の手法を表 6-1-7 に示す。

表 6-1-7(1) 調査及び予測の手法 (地盤)

[調査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の地盤の概況及び水面の埋立てに伴う周辺地盤への影響把握
	調査事項	事業予定地及び事業予定地周辺の地盤の現況及び周辺地盤への影響
	調査方法	「最新名古屋地盤図」(土質工学会中部支部, 昭和63年)、「名古屋地域地質断面図集」(土質工学会中部支部, 昭和62年)、「濃尾平野の地盤沈下と地下水」(東海三県地盤沈下調査会, 昭和60年)、「東海三県地盤沈下調査測量水準点成果表」(東海三県地盤沈下調査会, 平成23年)、「平成30年度 濃尾平野地域地盤沈下等等量線図」(東海三県地盤沈下調査会, 令和元年)及び「大江川の地震・津波対策に伴う汚染土壌対策検討調査業務委託」(名古屋市, 平成30年)の整理

表 6-1-7(2) 調査及び予測の手法 (地盤)

[予測]

工事中	水面の埋 立て	予測事項	水面の埋立てによる周辺地盤の沈下
		予測項目	盛土による地盤沈下
		予測条件	工事計画 (盛土厚 等)
			地下水位 地質性状
		予測方法	一次元圧密沈下計算 (断面2次元モデル) に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

(8) 安全性

調査及び予測の手法を表 6-1-8 に示す。

表 6-1-8(1) 調査及び予測の手法 (安全性)

[調査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	交通量の状況 交通事故の発生状況
	調査方法	「平成27年度 名古屋市一般交通量概況」(名古屋市)、「市内の交通事故発生状況(平成30年中)」(名古屋市)の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	通学路の指定状況 自動車、歩行者及び自転車交通量 交通安全施設及び交通規制の状況
	調査方法	通学路の指定状況は、聞き取りによる方法 自動車、歩行者及び自転車交通量は数取器を用いる方法 交通安全施設及び交通規制の状況は、現地踏査による方法
	調査場所	通学路の指定状況、交通安全施設及び交通規制の状況は、調査対象区域内 自動車交通量は、事業予定地周辺の3交差点(図6-1-1参照) 歩行者及び自転車交通量は、事業予定地出入口の1地点(図6-1-1参照)
	調査時期	通学路の指定状況、交通安全施設及び交通規制の状況は1回 自動車、歩行者及び自転車交通量は、1年を通して平均的な交通量と考えられる平日の1日のうち、6~22時の16時間

表 6-1-8(2) 調査及び予測の手法 (安全性)

[予測]

工事中	工事関係車両の走行	予測事項	工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 事業予定地出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	工事関係車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺の3交差点(図6-1-1参照) 事業予定地出入口の1地点(図6-1-1参照)
		予測時期	工事関係車両台数が最大となる時期

(9) 廃棄物等

予測の手法を表 6-1-9 に示す。

表 6-1-9 調査及び予測の手法（廃棄物等）

[予 測]

工事中	水面の埋立	予測事項	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	建設系廃棄物（建設廃材等）の種類及び発生量
		予測条件	工事計画及び廃棄物等の処理方法 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	工事計画及び発生原単位から発生量並びに再資源化量を推計
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	工事期間中

(10) 植物

調査及び予測の手法を表 6-1-10 に示す。

表 6-1-10(1) 調査及び予測の手法 (植物)

[調査 (陸生植物)]

既存資料調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の陸生植物の概況把握
	調査事項	植物相及び植生
	調査方法	「レッドデータブックあいち2009」(愛知県,平成21年)、「レッドデータブックなごや2015植物編」(名古屋市,平成27年)、「第6回・第7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省ウェブサイト)等の整理
現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の陸生植物の現況把握
	調査事項	植物相及び植生
	調査方法	植物相は目視観察調査 植生は植物社会学的手法に基づく調査(コドラート法)、現存植生図の作成
	調査場所	大江川緑地、事業予定地内及び海側(図6-1-3参照)
	調査時期	植物相は春季、夏季及び秋季の年3回、植生は秋季の1回

[調査 (水生植物)]

現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の水生植物の現況把握
	調査事項	植物相(植物プランクトン、付着生物)
	調査方法	植物プランクトンは採取調査 付着生物は目視観察調査及び採取調査
	調査場所	事業予定地内2地点、海側1地点及び海域1地点の計4地点(図6-1-4参照)
	調査時期	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回

表 6-1-10(2) 調査及び予測の手法（植物）

[予 測（陸生植物）]

工事中	水面の埋立て	予測事項	水面の埋立てによる陸生植物への影響
		予測項目	重要な陸生植物種及び群落への影響
		予測条件	工事計画
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

[予 測（水生植物）]

工事中	水面の埋立て	予測事項	水面の埋立てによる水生植物への影響
		予測項目	重要な水生植物種及び群落への影響
		予測条件	工事計画
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中
存在時	埋立地の存在	予測事項	埋立地の存在による水生植物への影響
		予測項目	重要な水生植物種への影響
		予測条件	事業計画 水質及び水象の予測結果
		予測方法	事業計画、水質及び水象変化に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	埋立地の存在時

(11) 動物

調査及び予測の手法を表 6-1-11 に示す。

表 6-1-11(1) 調査及び予測の手法 (動物)

[調査 (陸生動物)]

既存資料調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の陸生動物の概況把握
	調査事項	動物相 (哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸生貝類、クモ類)
	調査方法	「レッドデータブックあいち2009」 (愛知県, 平成21年)、「レッドデータブックなごや2015動物編」 (名古屋市, 平成27年) 等の整理
現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の陸生動物の現況把握
	調査事項	動物相 (哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類)
	調査方法	哺乳類は、フィールドサイン調査、トラップ調査及び目視観察調査 爬虫類及び両生類は、目視観察調査 昆虫類は、採集調査、ベイトトラップ調査及びライトトラップ調査 鳥類は、定点観察調査、ラインセンサス調査、任意観察調査
	調査場所	大江川緑地、事業予定地内及び海側 (図6-1-3参照)
	調査時期	哺乳類、爬虫類、両生類及び昆虫類は春季、夏季及び秋季の年3回 鳥類は春季、一般鳥類繁殖期、夏季、秋季及び冬季の年5回

[調査 (水生動物)]

既存資料調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の水生動物の概況把握
	調査事項	動物相 (底生生物、魚介類、付着生物)
	調査方法	「レッドデータブックあいち2009」 (愛知県, 平成21年)、「レッドデータブックなごや2015動物編」 (名古屋市, 平成27年) 等の整理
現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の水生動物の現況把握
	調査事項	動物相 (動物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚、魚介類、付着生物)
	調査方法	動物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚、魚介類は、採取調査 付着生物は目視観察調査、採取調査
	調査場所	事業予定地内2地点、海側1地点及び海域1地点の計4地点 (図6-1-4参照)
	調査時期	春季、夏季、秋季及び冬季の年4回

表 6-1-11(2) 調査及び予測の手法（動物）

[予 測（陸生動物）]

工事中	水面の埋立て	予測事項	水面の埋立てによる陸生動物への影響
		予測項目	重要な陸生動物種及び注目すべき生息地への影響
		予測条件	工事計画
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

[予 測（水生動物）]

工事中	水面の埋立て	予測事項	水面の埋立てによる水生動物への影響
		予測項目	重要な水生動物種及び注目すべき生息地への影響
		予測条件	工事計画
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中
存在時	埋立地の存在	予測事項	埋立地の存在による水生動物への影響
		予測項目	重要な水生動物種及び注目すべき生息地への影響
		予測条件	事業計画 水質及び水象の予測結果
		予測方法	事業計画、水質及び水象変化に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	埋立地の存在時

(12) 生態系

調査及び予測の手法を表 6-1-12 に示す。

表 6-1-12(1) 調査及び予測の手法 (生態系)

[調査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の陸域及び水域生態系の概況把握
	調査事項	動植物その他の自然環境に係る概況 地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の状況
	調査方法	植物及び動物の調査方法に同じ
現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の陸域及び水域生態系の現況把握
	調査事項	動植物その他の自然環境に係る概況 地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の状況
	調査方法	植物及び動物の調査方法に同じ
	調査場所	植物及び動物の調査場所に同じ
	調査時期	植物及び動物の調査場所に同じ

表 6-1-12(2) 調査及び予測の手法 (生態系)

[予測]

工事中	水面の埋 立て	予測事項	水面の埋立てによる生態系への影響
		予測項目	地域を特徴づける生態系に応じた注目種等への影響
		予測条件	工事計画 動植物の調査及び予測結果
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中
存在時	埋立地の 存在	予測事項	埋立地の存在による生態系への影響
		予測項目	地域を特徴づける生態系に応じた注目種等への影響
		予測条件	事業計画 水質及び水象の予測結果 動植物の調査及び予測結果
		予測方法	事業計画、水質及び水象変化に基づく予測
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	埋立地の存在時

(13) 水循環

調査及び予測の手法を表 6-1-13 に示す。なお、水循環の予測結果は、水質・底質の存在時の予測に用いる。

表 6-1-13(1) 調査及び予測の手法（水循環）

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の水象の概況把握
	調査事項	事業予定地及び事業予定地周辺の水象の概況
	調査方法	「水質・底質」に示す方法
現地調査	調査目的	事業予定地及び事業予定地周辺の水象の現況把握
	調査事項	事業予定地及び事業予定地周辺の水象の現況
	調査方法	15昼夜潮流連続観測
	調査場所	海側1地点及び海域1地点の計2地点（図6-1-2参照）
	調査時期	夏季、冬季の2回

表 6-1-13(2) 調査及び予測の手法（水循環）

[予 測]

存在時	埋立地の 存在	予測事項	埋立地の存在による水象への影響
		予測項目	埋立地の存在による水象の変化
		予測条件	事業計画
			河川流量 事業予定地周辺の水象の現況
		予測方法	数値モデル（数値シミュレーションモデル）に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	埋立地の存在時

(14) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査及び予測の手法を表 6-1-14 に示す。

表 6-1-14(1) 調査及び予測の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

[調査]

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の概況把握
	調査事項	人と自然との触れ合いの活動の場の状況（位置、概要等）
	調査方法	「名古屋市都市計画情報提供サービス」（名古屋市ウェブサイト）及び「名古屋市みどりの年報2019」（名古屋市, 令和元年）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の現況把握
	調査事項	人と自然との触れ合いの活動の場の状況（利用形態、植生等）
	調査方法	現地踏査及びヒアリング調査
	調査場所	事業予定地周辺
	調査時期	1回

表 6-1-14(2) 調査及び予測の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

[予測]

工事中	水面の埋立て及び建設機械の稼働	予測事項	水面の埋立て及び建設機械の稼働による人と自然との触れ合いの活動の場への影響
		予測項目	人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響
		予測条件	工事計画
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

(15) 温室効果ガス等

予測の手法を表 6-1-15 に示す。

表 6-1-15 調査及び予測の手法（温室効果ガス等）

[予 測]

工事中	水面の埋立 て及び 工事関係 車両の走 行	予測事項	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画 [建設機械の稼働] ・ 建設機械の種類別稼働台数及び燃料消費量 ・ 燃料原単位 [建設資材の使用] ・ 建設資材の種類別使用量及び排出原単位 [建設資材の運搬] ・ 工事関係車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出量及び排出係数
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測場所	事業予定地及び事業予定地周辺
		予測時期	工事期間中

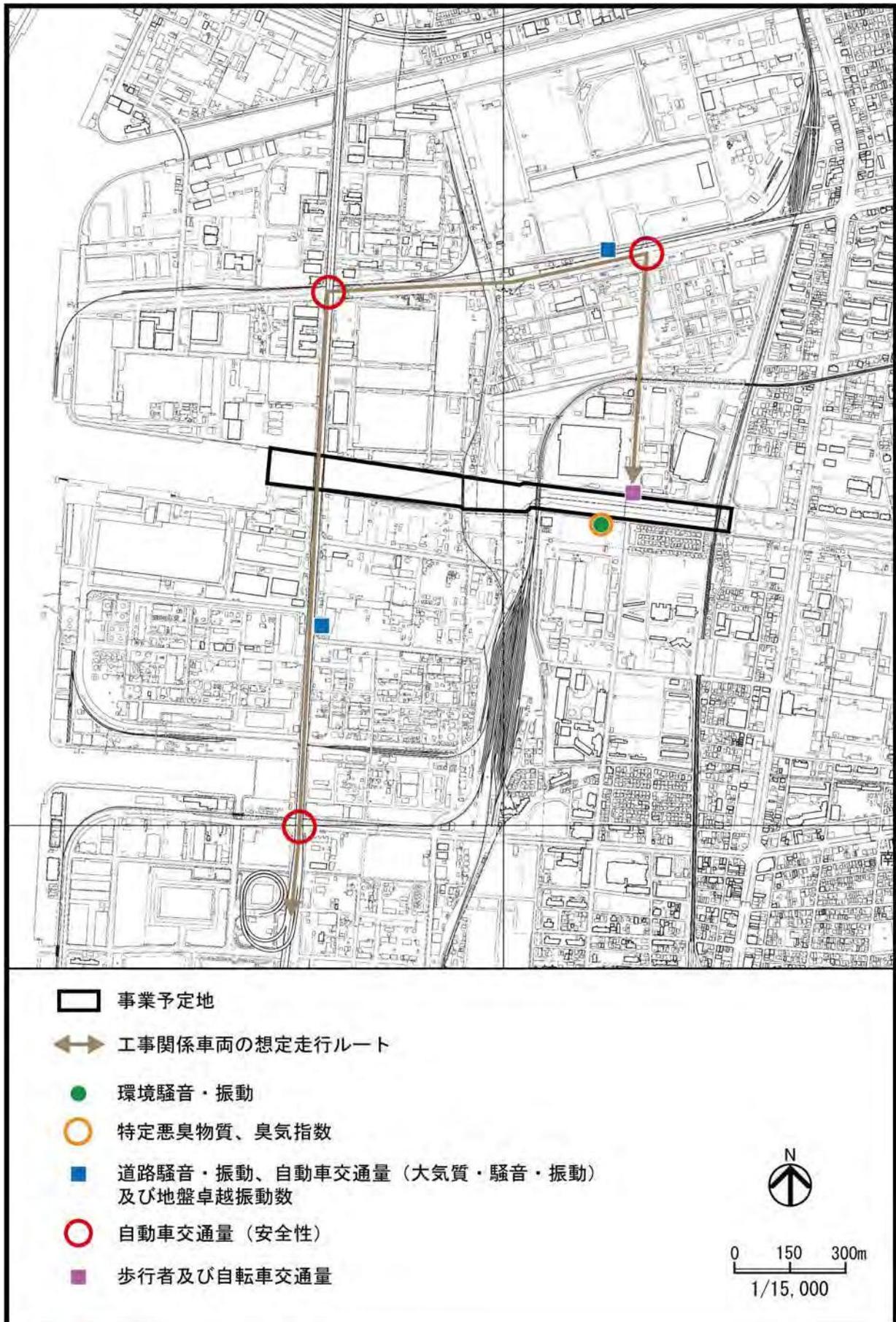


図 6-1-1 現地調査地点図（大気質、悪臭、騒音、振動及び安全性）

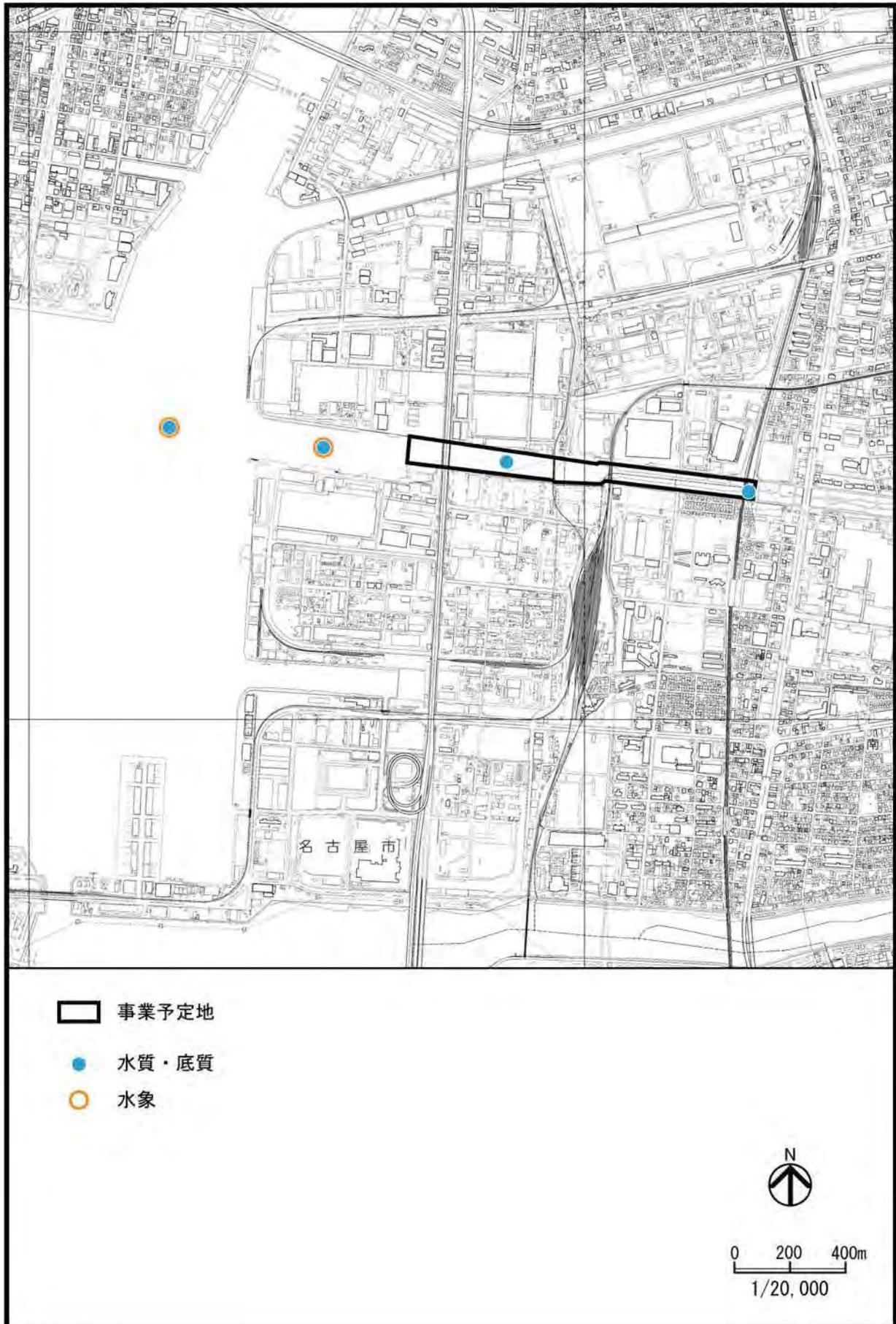


図 6-1-2 現地調査地点図（水質・底質及び水循環）

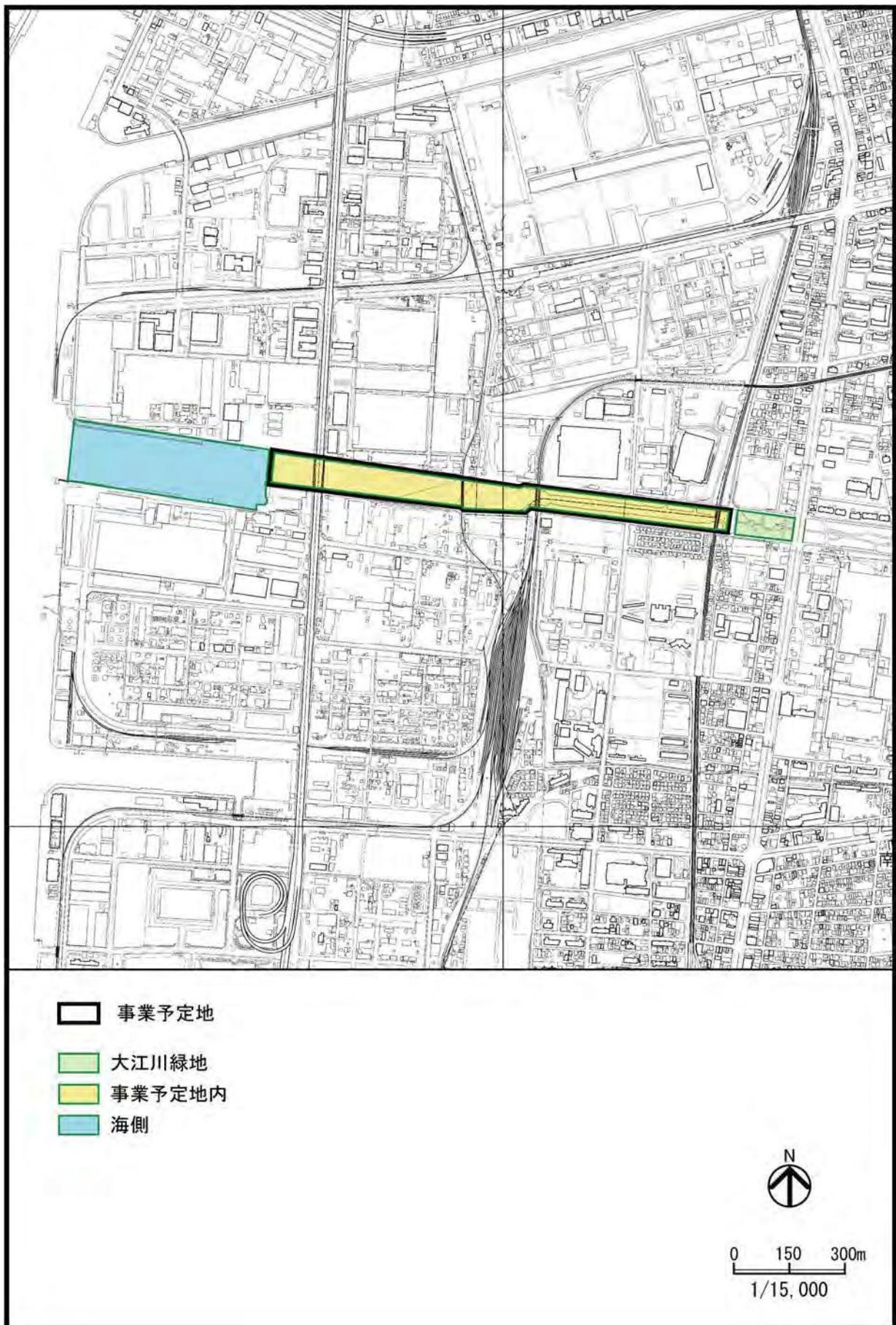


図 6-1-3 現地調査地点図（陸生植物及び陸生動物）

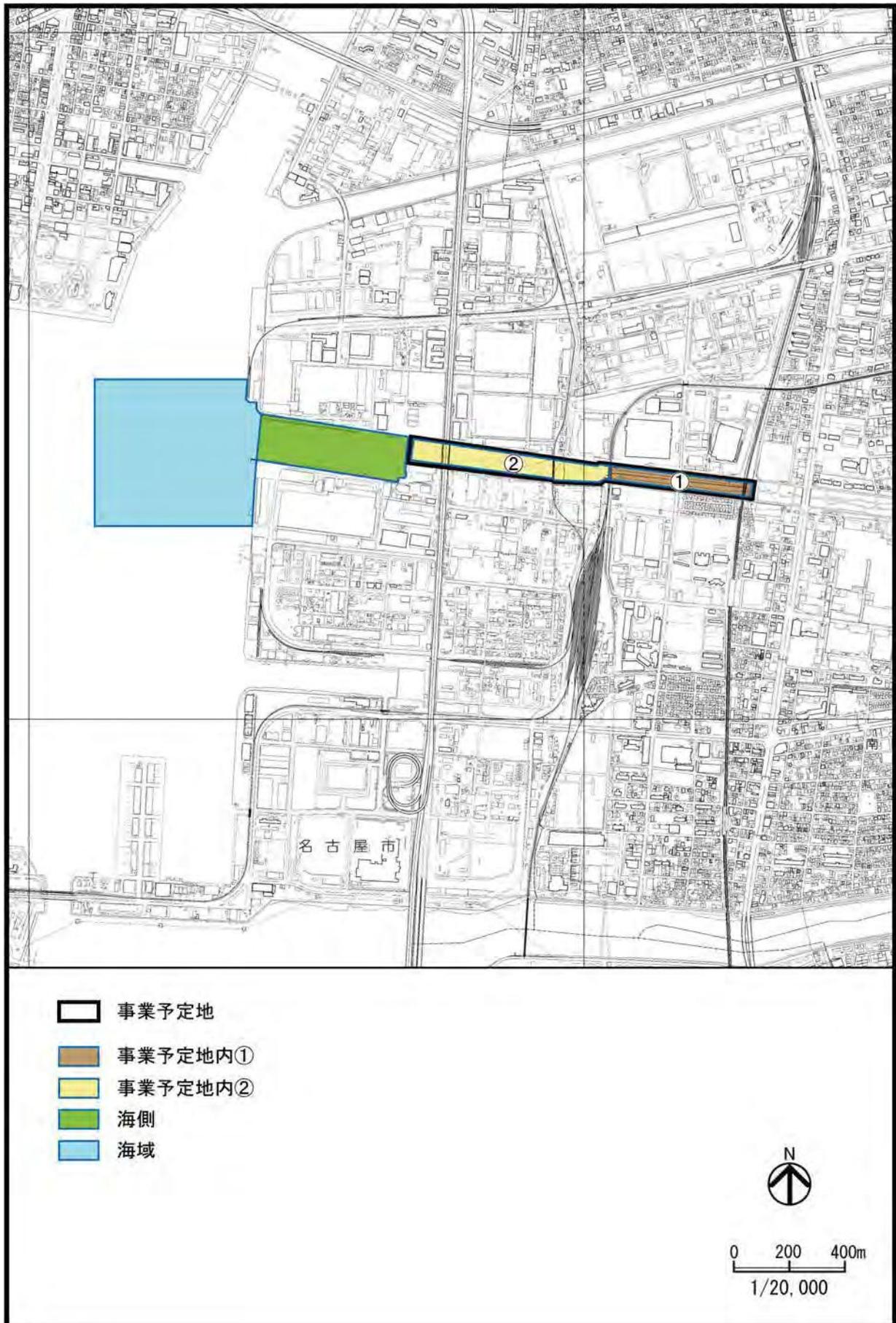


図 6-1-4 現地調査地点図（水生植物及び水生動物）

6-2 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-3 評価

調査、予測及び6-2で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、以下に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、水質・底質、地下水、地盤、安全性、廃棄物等、植物、動物、生態系、水循環、人と自然との触れ合いの活動の場、温室効果ガス等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、地盤

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第7章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文 対照頁
		既存資料	現地調査			
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度 ・ 風向、風速、日射量及び雲量 ・ 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度 	○	○	水面の埋立てによる粉じん濃度	ブルーム式を基本とする経験式による予測	p. 116, 117
				建設機械の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測	
				工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度		
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定悪臭物質、臭気指数 	—	○	水面の埋立てによる悪臭の影響	工事計画、類似事例等に基づく予測	p. 118
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） ・ 道路交通騒音（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） ・ 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度 	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会, 2008年）に基づく予測（機械別予測）	p. 119, 120
				工事関係車両の走行による騒音レベル	「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”」（日本音響学会, 2019年）に基づく予測	
振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境振動（時間率振動レベル（L_{10}）） ・ 道路交通振動（時間率振動レベル（L_{10}）） ・ 地盤卓越振動数 ・ 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度 	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	p. 121, 122
				工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地及び事業予定地周辺の水質・底質及び水象 ・ 生活環境項目：浮遊物質（水質）及び化学的酸素要求量（水質・底質） ・ 健康保護項目等：水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素及びダイオキシン類（水質） ・ 水象の現況 	○	○	工事による汚濁物質及び有害物質の拡散・流出	工事計画に基づく定性的な予測	p. 123, 124
				埋立地の存在による水質・底質への影響	事業計画及び水象変化に基づく予測	
地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地及び事業予定地周辺の地下水質 	○	—	工事による地下水汚染の発生・拡散	工事計画に基づく定性的な予測	p. 125
地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地及び事業予定地周辺の地盤の現況及び周辺地盤への影響 	○	—	水面の埋立てによる周辺地盤の沈下	一次元圧密沈下計算（断面2次元モデル）に基づく予測	p. 126
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通量の状況 ・ 交通事故の発生状況 ・ 通学路の指定状況 ・ 自動車、歩行者及び自転車交通量 ・ 交通安全施設及び交通規制の状況 	○	○	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく予測	p. 127
廃棄物等	—	—	—	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	工事計画及び発生原単位から発生量並びに再資源化量を推計	p. 128

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文 対照頁
		既存資料	現地調査			
植 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸生植物：植物相及び植生 ・ 水生植物：植物相（植物プランクトン、付着生物） 	○	○	水面の埋立てによる陸生植物への影響	工事計画に基づく予測	p. 129, 130
				水面の埋立てによる水生植物への影響	工事計画に基づく予測	
				埋立地の存在による水生植物への影響	事業計画、水質及び水象変化に基づく予測	
動 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸生動物：動物相（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸生貝類、クモ類） ・ 水生動物：動物相（動物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚、魚介類、付着生物） 	○	○	水面の埋立てによる陸生動物への影響	工事計画に基づく予測	p. 131, 132
				水面の埋立てによる水生動物への影響	工事計画に基づく予測	
				埋立地の存在による水生動物への影響	事業計画、水質及び水象変化に基づく予測	
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物その他の自然環境に係る概況 ・ 地域を特徴づける生態系に応じた注目種等の状況 	○	○	水面の埋立てによる生態系への影響	工事計画に基づく予測	p. 133
				埋立地の存在による生態系への影響	事業計画、水質及び水象変化に基づく予測	
水循環	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地及び事業予定地周辺の水象の概況及び現況 	○	○	埋立地の存在による水象への影響	数理モデル（数値シミュレーションモデル）に基づく予測	p. 134
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況（位置、概要、利用形態、植生等） 	○	○	水面の埋立て及び建設機械の稼働による人と自然との触れ合いの活動の場への影響	事業計画に基づく予測	p. 135
温室効果 ガス等	—	—	—	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	p. 136

第8章 環境影響評価手続に関する事項

8-1 環境影響評価の手順及び環境影響評価方法書作成までの経緯

(1) 環境影響評価の手順

本事業の環境影響評価手続は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成10年名古屋市条例第40号）に基づいて実施している。本事業における環境影響評価の実施手順は図8-1-1に示すとおりである。

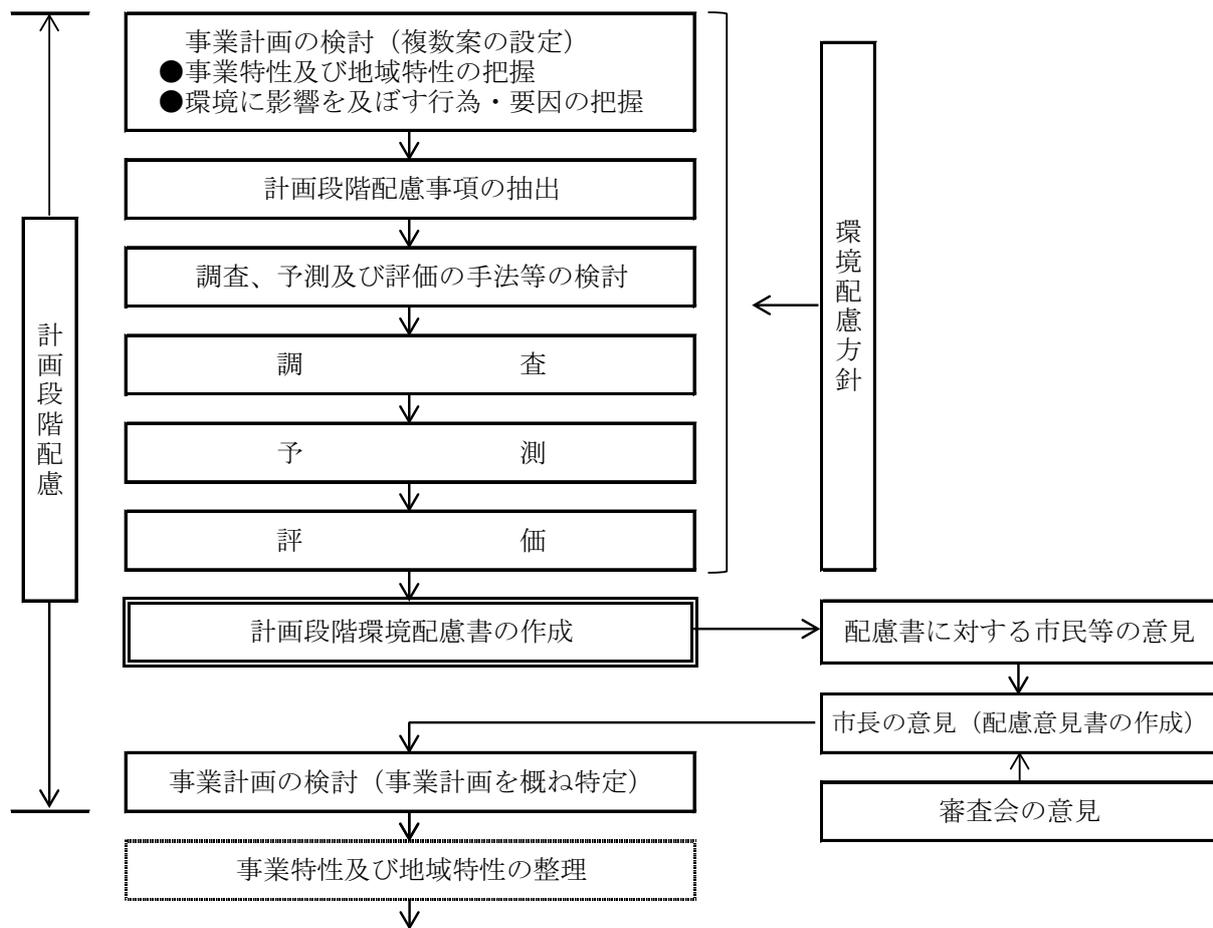


図8-1-1(1) 環境影響評価の実施手順

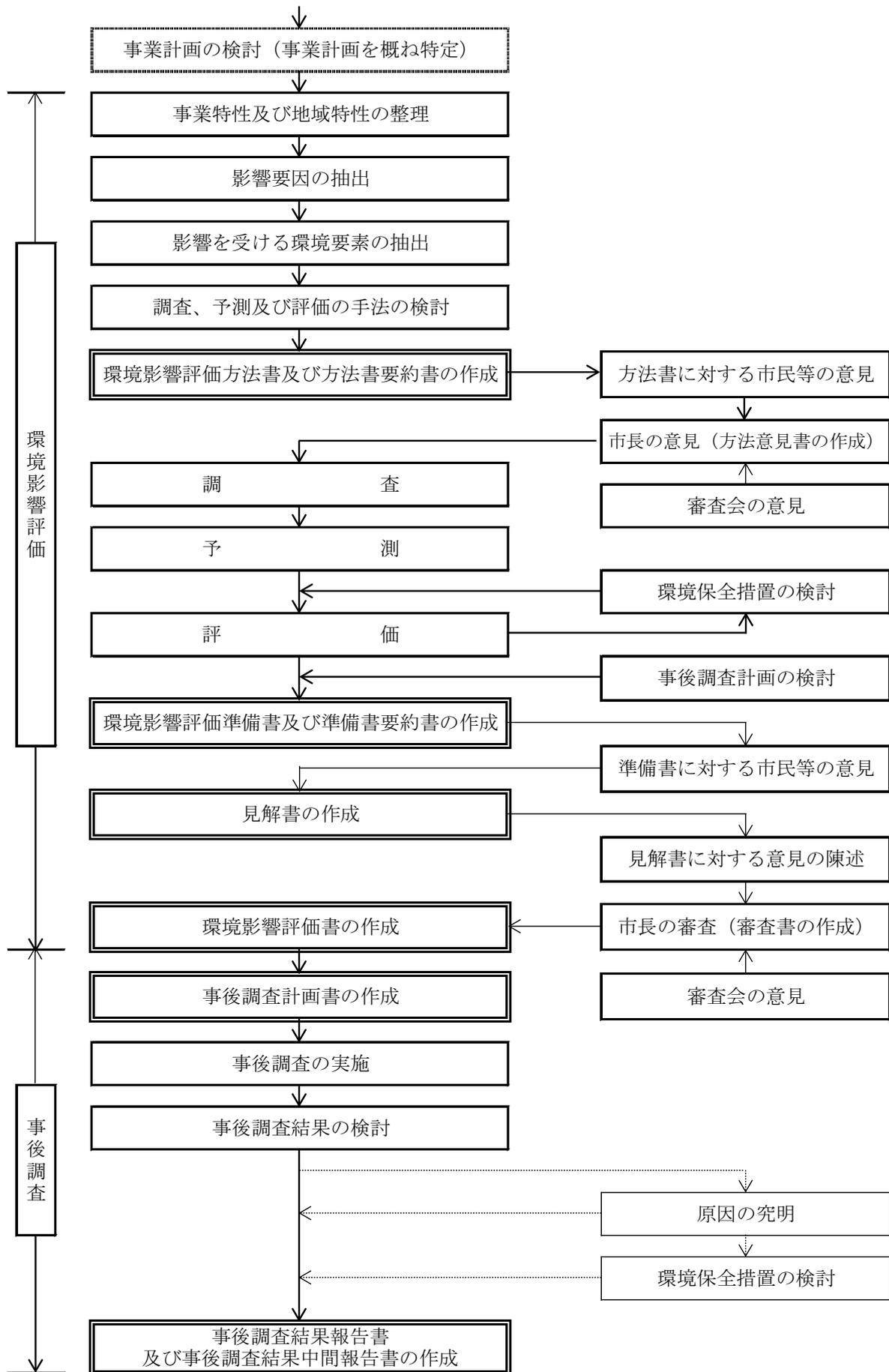


図8-1-1(2) 環境影響評価の実施手順

(2) 環境影響評価方法書作成までの経緯

環境影響評価方法書作成までの経緯は、表 8-1-2 に示すとおりである。

表 8-1-2 環境影響評価手続の経緯

事 項	内 容	
計画段階環境配慮書	提出年月日	令和元年12月10日
	縦覧(閲覧)期間	令和元年12月17日から令和2年1月15日まで
	縦覧場所 (閲覧場所)	名古屋市環境局地域環境対策課、港区役所、南区役所、名古屋市環境学習センター、名古屋市南生涯学習センター (名古屋市緑政土木局河川工務課、名古屋港情報センター)
	縦覧者数 (閲覧者数)	15名 (1名)
計画段階環境配慮書に対する市民等の意見	提出期間	令和元年12月17日から令和2年1月30日まで
	提出件数	1件
	縦覧期間	令和2年3月10日から3月24日まで
計画段階環境配慮書に対する市長の意見 (配慮意見書)	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策課、港区役所、南区役所、名古屋市環境学習センター、名古屋市南生涯学習センター

8-2 計画段階環境配慮書に対する意見と見解

(1) 計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する市民等の意見の提出件数は1件、意見数は48であった。意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

表 8-2-1 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
1件	はじめに	1
	事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
	対象事業の名称、目的及び内容	23
	対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況	10
	対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	1
	環境の保全の見地から配慮した内容	9
	その他	3

ア はじめに

項目	意見の概要
はじめに	<p>[適用法規について]</p> <p>はじめに 国、県の制度ではなく市境影響評価条例を適用する理由</p> <p>“本計画段階環境配慮書は、「名古屋市環境影響評価条例」に基づき、…計画段階配慮事項を検討し、結果をとりまとめたものである。”とあるが、この公有水面埋立が名古屋市環境影響評価条例の対象となった理由を明記すべきである。</p> <p>国の環境影響評価法では50haを超え、愛知県環境影響評価条例では40ha以上50ha以下が環境影響評価対象だが、この事業は10.3haの公有水面埋立のため、名古屋市環境影響評価条例の10ha以上が適用されている。</p>

イ 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

項目	意見の概要
事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	<p>[事業者の分担について]</p> <p>*p1 事業者の名古屋市と名古屋港管理組合の役割分担等は？</p> <p>事業者名が“名古屋市”と“名古屋港管理組合”の連名となっているが、その理由、それぞれの役割分担、その根拠を記載すべきである。</p> <p>例えば、“上流部約1,800mについては、昭和48～53年にかけて名古屋市が「大江川環境整備事業」による全面埋立を行い「大江川緑地」の造成が行われた。下流部約1,820mについては、昭和54～61年に名古屋港管理組合により、開橋上流の1,240mは敷砂とアスファルトによる被覆と圧密脱水工法による汚染土の封じ込め、開橋下流580mは浚渫除去が行われた。”p4～5とあり、事業費の負担割合は分からないが、規模的にはほぼ半々の負担で公害防止事業を実施したことが理解できる。</p> <p>この時の名古屋港管理組合施工のアスファルト封じ込め部分が、不十分な対策であったため、大規模地震に伴う地盤液状化で汚染土が露出・拡散する恐れがあることが判明したのだから、名古屋港管理組合が全額負担するのは当然と考えるが、名古屋市も負担するのか。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本事業は、埋立てに係る区域の面積が 10ha 以上 40ha 未満であることから、「環境影響評価法」(平成 9 年法律第 81 号)ではなく、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)に基づき環境影響評価手続を実施する旨を、本環境影響評価方法書の事業規模に記載しました。</p>	p. 13

事業者の見解	本文対応頁
<p>本埋立区域は、名古屋港港湾計画の土地造成及び土地利用計画に位置づけられており、その他緑地 9.2ha を名古屋市が、緑地 1.1ha を名古屋港管理組合が整備する施設として計画されていることを、本環境影響評価方法書の事業計画の概要に記載しました。</p> <p>今後、名古屋市と名古屋港管理組合が連携して当該地区の埋立てによる汚染土壌対策を進めていく予定であることから、環境影響評価の手続においても、両事業者で対応を図ることとしております。</p>	p. 13

ウ 対象事業の名称、目的及び内容

項 目	意 見 の 概 要
事業の目的	<p>[事業の目的について]</p> <p>*p2 事業の目的は埋立ではない</p> <p>事業の目的が“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、公有水面の埋立を行うものである。”とあるが、先走りすぎている。あくまでも目的として“汚染土の露出・拡散の防止”にとどめ、その手段として埋立てか掘削除去等かは、この計画段階環境配慮書で検討するものである。事業目的で公有水面の埋立を行うといいながら、複数案の設設定p12では”A案：埋立案“、”B案：掘削除去案“とあるのは、矛盾している。</p> <p>複数案の検討の経緯では“本事業では、大江川下流部において、大規模地震の発生時に懸念される有害物質を含む底質の露出・拡散防止を目的としており” p11 と正しく表現している。</p>
事業の内容	<p>[大江川河口部の対策について]</p> <p>*p2 大江川の最下流部の対策をすべき</p> <p>事業の内容で、“事業の実施想定区域の位置”として“港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで（図 2-3-1 参照）”とあり、地図 p3 が示してあるが、大江川の最下流約 500m はなぜ、残したままなのか。“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的”とするなら、この最下流部も同様な対策をとるべきである。</p> <p>それとも、この区域の底泥はしゅんせつ等で完全に無害となっているのか。当時の名古屋港管理組合によるしゅんせつ等で問題を解決したとしても、その後の東レ名古屋によるダイオキシン類汚染水により、下流部にはダイオキシン類汚染が考えられるので、現地調査を行い、必要な措置を執るべきである。</p> <p>なお、“事業実施区域は、名古屋港港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」となっている。” p6。その港湾計画に従っているだけと説明があるかもしれないが、現在の名古屋港港湾計画は 2015.12.28、に全面改定されたが、3 港湾環境整備施設計画：内港地区：「既定計画どおりとする。」として、大江ふ頭：緑地 1ha、その他緑地 9ha のまま残されている。2014 年 11 月に一部変更されたままである。</p> <p>他方、南海トラフについては。早くからその危険性が指摘され、2011 年 3 月の東北地方太平洋沖地震を受け、中央防災会議は「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、中間報告（2011.12）では、南海トラフ連動型の最大クラスの地震・津波の想定がなされ、M9.0 との暫定値が発表され、2012 年 8 月に津波高及び浸水域、被害想定が発表されている。こうした動きに機敏に対応した港湾計画改定が必要だったものであり、今からでも大江川の最下流約 500m についても今回の計画案同様に緑地とする港湾計画変更をし、それに従った対策を今回の公有水面埋立計画に含めるべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>「公有水面の埋立てを行うものである」との記述は事業内容を説明した一文であるため、本環境影響評価方法書で事業の目的を修正しました。</p>	<p>p. 2</p>
<p>河口部における土留矢板から下流の汚染土は、大江川下流部公害防止事業による浚渫によって除去されております。これまで、定期的な環境モニタリングを実施し、汚染が無いことを確認しております。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	 <p>[大江川における過去の事業について]</p> <p>* p4～p5 大江川環境整備事業、大江川下流部公害防止事業の事業費を参考に</p> <p>今回計画より上流部は河川は暗渠で大江川緑地として整備されている。 “上流部約 1,800m については、昭和 48 年から 53 年にかけて名古屋市が「大江川環境整備事業」による全面埋立を行い「大江川緑地」の造成が行われた。”しかし、“下流部約 1,820m については、昭和 54～61 年に名古屋港管理組合による「大江川下流部公害防止事業」によって、開橋上流の 1,240m は…汚染土の封じ込め、開橋下流 580m は浚渫除去が行われた。”とあるが、この時の、名古屋市の大江川環境整備事業、名古屋港管理組合の大江川下流部公害防止事業の法的根拠、事業費総額、事業費負担割合を明記し、今回の事業について十分参考とすべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>昭和 40 年代に国より全国環境調査の結果について通知があり、また、愛知県が名古屋等地域公害防止計画を策定しました。それに基づき、大江川環境整備事業、大江川下流部公害防止事業に着手しました。今回の事業の計画検討においては、過去の事業も参考としながら進めてまいります。</p>	<p>—</p>

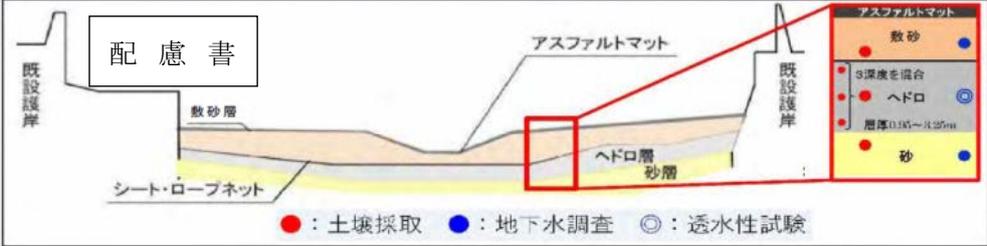
項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[原因者の事業費負担について]</p> <p>* p4～p5 大江川環境整備事業等にならない原因者の事業費負担を</p> <p>今回計画より上流部(名古屋市の大江川環境整備事業)、今回計画部分(名古屋港管理組合の大江川下流部公害防止事業)のそれぞれについて、底泥の有害物質汚染(基準値を超える水銀、PCB、ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類) p9, p10 の発生原因者の事業費負担があったはずである。その内訳を明記し、今回の追加対策事業にも費用負担を求めるべきである。</p> <p>特にダイオキシン類については、1999(平成 11)年 7 月には議員立法により大気、水質(底質を含む。)及び土壌の環境基準や、排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めたダイオキシン類対策特別措置法が成立し、2000(平成 12)年 1 月 15 日施行されたものであり、過去の公害防止事業(1973(昭和 48)年から 1986(昭和 61)年)の時点では明らかになっていなかった汚染物質であり、ヘドロ層には 960 pg-TEQ/g と環境基準値 150 pg-TEQ/g の 6 倍以上ものダイオキシン類が含まれ、「公害防止事業費事業者負担法」を適用することは可能なはずである。</p> <p>また、発生原因者も東レ(株)名古屋事業場であることが名古屋市の度重なる調査で明らかになっている。大江川におけるダイオキシン類汚染問題(2000 年 9 月 13 日公表)によれば、「名鉄常滑線鉄橋付近で環境基準(1pg-TEQ/L 以下)を大幅に上回る 23pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出された。大江川流域のダイオキシン類対策特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく特定事業場などの 13 事業場に対して、5 月中旬に立入検査を実施…東レ(株)名古屋事業場第 3 工場総合排水口の排水で 120pg-TEQ/L、その下流の河川水で 25pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出されたことなどから、大江川のダイオキシン類汚染の汚染原因者は東レであることが判明した。このため、本市は、東レに対し、早急に汚染原因を究明するとともに速やかに汚染防止対策を実施するよう指導した。併せて、工場内の主たる工程排水を採水し、原因究明に努めた。その結果、東レ第 3 工場のカプロラクタム製造工程の付属工程である脱水工程に汚染の主たる原因があることが判明した。東レは…ダイオキシン類の除去対策として活性炭処理及び凝集沈殿処理を行うこととし、9 月 6 日までにこれらの対策を完了した。本市は、9 月 14 日、東レに対してさらなる汚染防止対策の徹底と再発防止などを求めるため、改善勧告を行う。」と明記されている。</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-10-6-1-0-0-0-0.html</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>当時の大江川下流部公害防止事業において、公害防止事業費事業者負担法に従い原因者は既に責務を果たしているものと考えます。</p>	<p>—</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>大江川の緑地整備は、昭和 63 年策定の名古屋市新基本計画で位置付けられた後、平成 2 年に名古屋港港湾計画へ位置付けられ、平成 7 年に港湾計画の変更がなされる等、事業化に向けた手続きを進めております。その後、平成 23 年に東日本大震災が発生したことから本事業に着手しました。</p>	<p>—</p>
<p>「掘削除去」は「埋立て」の何倍もの費用が必要となります。 一方で「埋立て」は、河川の暗渠化により初期投資は高額であるものの、維持管理や被災時の堤防復旧、及び港湾計画の実行の面で有利であり、長期的には経済的です。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[事業費について]</p> <p>* p6 有識者懇談会での検討結果に概算事業費を追加すべき</p> <p>有識者懇談会での対策工法の検討結果が表で示してあるが、特記事項で、掘削除去は“事業費が非常に高い”、埋立ては“初期投資は高額であるが、長期的には経済的である”という抽象的な言葉ではなく、概算事業費を内訳とともに明記すべきである。また、固化処理、覆砂処理については事業費に触れておらず、あまりにも粗雑である。最初の段階から、問題のある工法だから、費用までは検討しない、その資料までは作成しなかったということでは対策工法の検討とは言えない。</p>
	<p>[埋立土量について]</p> <p>* p9～p10 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問</p> <p>大江川下流部における底泥の有害汚染物質汚染状況が示してあるが、多くの疑問がある。</p> <p>① 底泥の有害汚染物質汚染状況だけではなく、事業計画の骨格的内容である埋立土量がどれだけかを示すべきである。</p> <p>そのためには、河川に沿って 10m 程度ごとの横断面調査をして概算の容積を算出するものである。これらがなければ、埋立土の搬入量、そのための搬入車両台数、搬入車両による大気、騒音などの環境影響評価ができない。</p>
	<p>[底質の調査結果について]</p> <p>② そもそもアセス事業の事前調査に当たるのではないか。本来はこの計画段階環境配慮書で関係者の意見を聴き、その結果を基に、現況調査方法、予測評価方法を含んだ調査方法書を作成し、提出された意見を検討して、調査を行い、準備書、評価書と進めるものであり、事業者の勝手な調査に不備があれば再調査が必要となる。</p>
	<p>[底泥の調査結果の出典について]</p> <p>③ 出典 p10 が名古屋市の「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」と、名古屋港管理組合の「基本計画調査(大江川地区等底泥対策に関する調査)」と併記してあるが、どの図がどちらの出典なのか明記すべきである。また、“注) 1：上図では出典の記載の一部を修正している。”とあるのはどういうことか。出典をそのまま示すのが当たり前であるし、修正したなら、どこをどのように修正したかを記載すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述のとおり)	—
<p>今後の工事計画の検討の中で、埋立土量について検討してまいります。埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響につきましては、環境影響評価準備書で予測及び評価を行う予定としております。</p>	—
<p>計画段階環境配慮書 p. 9、10 に記載の有害物質汚染状況は、本環境影響評価のために実施した調査ではなく、「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会」において整理された既存資料を引用したものです。</p>	—
<p>出典は「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」のみでしたので、本環境影響評価方法書で訂正しました。なお、計画段階環境配慮書及び本環境影響評価方法書への掲載にあたり、調査結果と直接関連がない情報を削除しております。</p>	p. 8

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[底質の調査結果について]</p> <p>④ 調査位置図と河川横断面図が示してあるが、封じ込めたヘドロ層に有害物質が含まれるのは当然であり“層厚 0.95～3.25m”を“3深度を混合”して土壌採取したとあるので、底質の含有量調査（最大値表示）とあるのは3深度を混合した値の最大値であることを本文で明記すべきである。</p>  <p style="text-align: center;">調査位置図と河川横断面図</p>
	<p>[封じ込め区域の下流端について]</p> <p>⑤ 調査位置図と河川横断面図が示してあるが、封じ込めたヘドロ層に有害物質が含まれるのは当然であり、問題は河川縦断面図で最下流部のヘドロがどのように封じ込められているのかを図示すべきであるし、その部分の有害物質滲出状況を調査すべきである。</p>
	<p>[汚染土量について]</p> <p>⑥ 調査位置図と河川横断面図が示してあるが、各図面には縮尺を入れるべきであり、汚染物質の含有量だけではなく、“層厚 0.95～3.25m”が各ボーリング場所でどれだけの厚さで、全体の汚染土の容量はどれだけかを明記すべきである。それが無ければ複数案1の掘削除去の作業量、事業費も算定できない。埋立を前提としたため、他の案は適当に文章だけで済ませるつもりではないか。</p>  <p style="text-align: center;">基準値超過地点図</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>へドロ層の結果は3深度を混合した試料を測定に供したこと、表中の数値は全ての調査結果の中で最大値であることを本環境影響評価方法書の図の注釈に記載しました。</p>	p. 8
<p>図 2-3-3 に示すとおり、汚染土の封じ込め区域の端部には、土留矢板が設置されております。</p> <p>また、これまでの定期的な水質モニタリングでは、有害物質の検出はされていないことを確認しております。</p>	—
<p>本環境影響評価方法書において、ご指摘の図に縮尺を記載しました。</p> <p>また、汚染土量は、計画段階環境配慮書 p. 114 に記載のとおり、約 260,000m³を想定しております。</p>	p. 8

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[過去の調査時の汚染拡散防止対策について]</p> <p>⑦ ボーリング調査地点で 1,820m の間に、12 列（約 150m 間隔）で計 36 地点となっているが、ボーリングでアスファルト層を貫通した後から有害物質を含むヘドロを噴出させないため、どのような対策を行ったのか。また、その内容を本文に記載すべきである。</p>
	<p>[複数案の検討について]</p> <p>*p11 複数案は有識者懇談会で検討した 4 案とすべき</p> <p>複数案の検討の経緯で“有識者懇談会の意見を踏まえ、埋立てにより地震時における汚染土の露出・拡散防止を進めていく必要があることから、埋立てを実施しないという判断はできない。しかしながら、…市民の環境影響への理解を深めるため、埋立てを実施しない場合(ゼロ・オプション)を比較評価の参考とするための複数案のひとつとした。このゼロ・オプション案…汚染土の掘削除去案を設定”とあるが、たった 3 回で、ほとんどが非公開の有識者懇談会の意見を踏まえ、“埋立てを実施しないという判断はできない”という行政の勝手な判断は間違いである。こうした思い込みが、事業の目的を“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、公有水面の埋立を行うものである。” p2 と間違った表現を導いている。</p> <p>この配慮書で、有識者懇談会で検討した 4 案（案 1 浚渫、除去、案 2 固化処理、案 3 覆砂処理、案 4 埋立て）を複数案として、今回の配慮書で公開した形で比較検討すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>削孔中はケーシングにより流出を防止し、調査孔は不透水性の材料にて直ちに閉塞することにより調査前と同様の状態に復旧していること並びに調査に用いた汚染土及び汚染水等を適切に処理したことを、本環境影響評価方法書の図の注釈に記載しました。</p>	<p>p. 8</p>
<p>懇談会における各対策工法案のうち、「環境影響評価技術指針」に基づき、実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるものとして、埋立案と汚染土の掘削除去案の2案を設定しており、耐久性等の面から目的を達成できない他の案については、複数案に含めておりません。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[掘削除去案の内容について]</p> <p>*p13 複数案の掘削除去案の内容が、配慮書の中で食い違っている</p> <p>複数案として、B 案（掘削除去案）の内容が、配慮書の中で食い違っている。この事業計画の工事計画では“汚染土が拡散しないように運搬を行う。埋戻しは搬入土でおこなう。” p13 として、掘削後に埋戻すことが事業の内容となっている。掘削除去案(B 案)の工事計画表でも“㊦埋戻し：搬入土で、現況のアスファルトマットが存在する高さまで埋戻しを行う。” p15 と明記してある。また、埋立て後の想定土地利用計画で”港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」として既に位置づけがなされている。そのため、既存計画に従って緑地を整備することを想定している。” p16 と明記してある。</p> <p>しかし、生態系の予測結果では“現況と同様な「海域生物とつながりのある河川生態系」、「ヨシ原を中心とした湿地生態系」、「干潟生態系」が形成され、水生生物相は回復していくものと予測される。” p118 と埋戻しは考えられていない。そして、環境の保全のための措置で“搬入土により、現況と同様な河川断面となるように埋戻しを行う。” p119 とあり、総合的な評価でも同じ表現となっている p120、“</p> <p>このように、B 案（掘削除去案）の内容が、掘削除去後に埋め戻すかどうか、重要な中身が配慮書の工事計画と予測評価で異なるようでは配慮書と言えない。配慮書を作り直して再度縦覧すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>計画段階環境配慮書 p. 118 の予測結果におきましても、「掘削除去案（B案）は、（中略）現況と同様な河川断面とするため、」としており、埋戻すこととしております。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[搬入土について]</p> <p>*p13 基準に適合した搬入土というが、どの基準か？</p> <p>複数案の工事計画で“埋立案(A案)は、…左岸側を基準に適合した搬入土(以下、「搬入土」という。)で埋め立てる。”とあるが、どの基準に適合した搬入土かを明記すべきである。</p> <p>埋立てた後を緑地にするのだから、緑地で遊ぶ幼児、子ども等が経口、経皮で土壌汚染に被ばくされないよう、そこに埋め立てる搬入土は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」p145であってしかるべきである。</p> <p>間違えても、金城ふ頭地先公有水面埋立で名古屋港管理組合が行うような、環境基準より10倍緩い「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく「埋立場所等に排出しようとする水底土砂に係る判定基準」p158を用いてはならない。</p> <p>現実にリニア工事の岐阜県日吉地区で土壌汚染対策法の基準値を超える有害物質を含む汚染土について、瑞浪市の担当者は「三河港の埋立て用に運搬しているのは、土対法の基準を超える重金属などが含まれた残土だとJR東海からきいている。」と答えている(赤旗2019.10.2)。</p> <p>規制基準的な「水底土砂に係る判定基準」は守るのが当たり前であり、特定建設作業の規制基準を守ることと同じであり、法規制を守るだけなら環境影響評価は必要なくなる。</p> <p>この判定基準は「土壌環境基準」と比べて、項目数は少し多いが、基準値は概ね10倍緩くなっている。例えばカドミウムの水底土砂に係る判定基準は0.1mg/l以下であるが、土壌環境基準は0.01mg/l、ヒ素は0.1mg/lに対し0.01mg/l、フッ素は15mg/lに対し、0.8mg/lとなっている。このような土壌で海面埋立を行うと、将来の緑地には確実に土壌環境基準を超える汚染地区が出現する。こうした事態を避けるため、判定基準より10倍厳しい土壌環境基準に適合した土砂を用いるのが、環境影響評価での事業者として実施可能な措置である。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[搬入土について]</p> <p>*p13 リニア工事の発生土で埋立てるべきではない</p> <p>複数案の工事計画で“埋立案(A案)は、…左岸側を基準に適合した搬入土(以下、「搬入土」という。)で埋め立てる。”とあるが、どんな基準かも明らかにしないまま、この1年間の動きを見ると、リニア工事の発生土を使うことを前提としているようである。</p> <p>地域住民からも要望がありながら断念した理由が財政事情であった。しかし、第3回有識者懇談会(2018年11月20日)で「建設発生土を活用することで、事業期間は伸びるものの事業費や環境負荷を抑えることができる」とし、同じ月の1週間後2018年11月28日に自民党の横井利明議員の質問に住宅都市局長が「大江川の埋め立てにリニア事業の発生土が活用できれば、事業費削減に寄与すると考えられることから、今後、JR東海をはじめ関係機関と協議していきたい。」(市会だより164号)と回答し、半年後の2019年6月20日には日本共産党の江上博之議員の質問に住宅都市局長は「現在、大江川の埋め立て事業で建設発生土が活用できるかを、JR東海と本市、及び名古屋港管理組合の間で協議をはじめたところです。」と協議開始と回答しながら、緑政土木局長は「埋め立て土砂の受け入れ基準などについて、本年度実施する予備設計の中で、関係法令を遵守しつつ慎重に検討していく。」とリニア事業の発生土を使うことを前提とした回答をしている。</p> <p>しかし、安価又は無料で大量に近くから入手できるとしても、リニア工事の発生土はほとんど土壌汚染され(後述)、緑地という跡地利用から考えても利用すべきではない。埋立用材は安全・良質な残土に限定すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述のとおり)	—

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[搬入土について]</p> <p>* p13 リニア工事の発生土はほとんど土壤汚染されている</p> <p>リニア事業の発生土を使うことを前提としているようだが、JR 東海の事後調査結果中間報告書 2017.7 によれば、たった 1 地点の調査で名城非常口は、2016.5 に土壤汚染が判明し、10m 四方での区画調査を深度別に行い、20 カ所で鉛が基準値を超え、5,012 t の汚染土を搬出し処理をしている p.43～p.46。名駅 1 地点は運よく基準値を超えなかったが、名駅周辺の土壤汚染から考えて調査が不十分だったことが想定される。今後名古屋駅の開削工事では汚染土壤が発生することは必至である。名古屋市土壤汚染等報告状況では 2018.5.31 現在で、中村区では名駅周辺を始めヒ素、ふっ素、鉛などの汚染土壤報告は 41 件もある。</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77198/daichou300531.pdf</p> <p>また、土壤から地下水に滲出することで地下水汚染が発生するが、愛知県の地下水質調査結果で、尾張西部地域一帯が地層・地質に由来する地下水汚染があることは周知の事実となっている。</p> <p>2010 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果では「砒素が環境基準を超過した愛西市北一色町、弥富市三百島、あま市北苅の 3 地点は、周辺において人為的な汚染原因が認められず、汚染原因がこの地域特有の地層・地質に由来すると推定されたため、周辺井戸の地下水調査は実施していない。」と周辺井戸の調査は実施しておらず、最新の 2018 年度の調査結果でも「砒素の汚染原因が地層・地質 に由来すると推定される、稲沢市奥田大沢町、弥富市前ヶ須町を含む地域」としている。</p> <p>こうした事実があるにも関わらず、JR 東海は、環境影響評価書補正版 2014.8 では「発生土に含まれる重金属等の有無を定期的を確認」p.1457 するだけであり詳細は不明であった。</p> <p>2018 年度の「環境調査の結果等」でも愛知県内 6 カ所の土壤調査で、名古屋駅、名城非常口は土壤汚染が確認され「発生土を有効利用する事業者への情報提供」がされている p.4-18、p.4-26。また、春日井市勝川町の非常口工事でも土壤汚染が確認されている p.3-67。非常に不十分な調査でも半分の非常口等で汚染土壤が確認されており、緑地にするような場所をリニア工事の発生土で埋立てるべきではない。</p> <p>万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、JR 東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、安全な土壤を確認するための詳細な方法（毎日又は各ダンプごとのロット検査、結果が出るまでの仮置き場、土壤汚染基準を超えた場合の処置など）を事前配慮で定めるべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述のとおり)	—

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[搬入土について]</p> <p>*p13 搬入土は「基準に適合した」の基準は？</p> <p>工事計画で“埋立案(A案)は、…基準に適合した搬入土(以下、「搬入土」という。)で埋め立てる。…掘削除去案(B案)は、…埋戻しは搬入土で行う。”とあるが、掘削除去案(B案)の搬入土は「基準に適合した」が欠落している。</p> <p>いずれにしても”基準に適合した“の基準とは何法に基づくどんな基準か、どこからの搬入土かを明記したうえで、適合状況の確認方法(誰が、いつの時点で、どんな項目を、どんな頻度で行うのか)は重要になるので、計画段階配慮事項(p122 第7章”事業計画の策定にあたり、環境の保全の見地から事前に配慮した事項“)に入れておくべきである。</p> <p>また、工事計画の施工手順を示した表2-3-3(1)埋立案A⑦埋立て・圧密沈下 p14、表2-3-3(2)埋立案B⑥埋戻し p15でも、“搬入土”としてあるだけで、「基準に適合した」を追加し”基準に適合した“の基準とは何法に基づくどんな基準か、どこからの搬入土かを明記すべきである。</p>
	<p>[搬入土について]</p> <p>*p13 「基準に適合した」搬入土は、まさか放射能汚染土？</p> <p>すでに2016年6月に環境省は放射能の汚染土について「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」で、「『平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法』の基準等に従い」p1、「放射能濃度を用途に応じて適切に制限した再生資材を、安全性を確保しつつ地元の理解を得て利用することを目指す。具体的には、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛土材等の構造基盤の部材に限定」p2とし、「再生資材として利用可能な放射能濃度レベル…8,000 Bq/kg以下を原則」p5として、着々と各地で実証実験を進めている。</p> <p>将来緑地にするような事業に、このような放射能汚染土を用いることはあってはならない。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述のとおり)	—
放射性物質により汚染された土は用いません。	—

項 目	意 見 の 概 要
事業の内容	<p>[搬入土及び搬入車両台数について]</p> <p>* p14、p15 搬入土の発生場所と搬入量を明記すべき</p> <p>複数案の工事計画で A 案の⑦埋立て・圧密沈下で“橋梁周辺を除く範囲を搬入土で埋立て、圧密沈下をさせる。” B 案⑥埋戻しで“搬入土で、現況のアスファルトマットが存在する高さまで埋戻しを行う。”とあるが、搬入土の発生場所を示して有害性を判断できるようにするとともに、環境影響評価の基本的条件となる搬入量を明記して、どの程度の搬入車両数になるかを判断できるようにすべきである。</p>
	<p>[工事中の排水処理について]</p> <p>* p14、p15 施工区域内の排水の放流基準値は？</p> <p>表 2-3-3(1)埋立案 A⑦埋立て・圧密沈下 p14、表 2-3-3(2)埋立案 B ⑥埋戻し p15 の注) 1 で“施工区域内の排水については、釜場を設けてポンプアップし、濁水処理設備にて水質処理を行う。処理後、水質を確認し、基準値内であれば大江川に放流する。”とあるが、どのような濁水処理設備なのか、どの項目の水質をどこまで処理できるのか、基準値内とは、どのような法律等に基づくもので、その項目別基準値を示すべきである。</p>

エ 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況

項 目	意 見 の 概 要
自然的状況	<p>[表の表現について]</p> <p>* p37 水質調査結果で環境基準値等を超過している場合などを赤字表現するのはわかりやすい</p> <p>河川及び海域の水質調査結果で、DO については環境基準の値もしくは環境目標値の値未満、BOD、全亜鉛については環境基準の値もしくは環境目標値の範囲を超過している場合に赤字にしており、表の内容が分かりやすくなっている。今後もこうした努力を続けられたい。</p>

事業者の見解	本文対応頁										
<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p> <p>また、今後の工事計画の検討の中で、埋立土量について検討してまいります。埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響につきましては、環境影響評価準備書で予測及び評価を行う予定としております。</p>	p. 112～141										
<p>「水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）」（名古屋市）における「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水を行う予定としております。</p> <table border="1" data-bbox="204 965 1082 1229"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観</td> <td>異常な着色又は発泡がみとめられないこと</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>200 mg/L</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）</td> <td>5 mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目安	外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと	水素イオン濃度	5.8～8.6	浮遊物質	200 mg/L	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L	資料編 p. 240
項目	目安										
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと										
水素イオン濃度	5.8～8.6										
浮遊物質	200 mg/L										
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L										

事業者の見解	本文対応頁
<p>今後も、事業の内容を十分にご理解頂けるよう、分かりやすい図書の作成に努めます。</p>	—

項目	意見の概要																																
自然的状況	<p>[ダイオキシン類の調査結果について]</p> <p>*p42 大江川のダイオキシン類汚染の原因者も明記すべき</p> <p>“大江川では、平成 12 年にダイオキシン類による高濃度汚染が明らかになって以降、…調査が名古屋臨海鉄道鉄橋において行われている。”と淡々と記載してあるが、当時の名古屋市の「大江川におけるダイオキシン類汚染問題(平成 12 年 9 月 13 日公表)」で、「加福処分場(仮称)…現況調査…名鉄常滑線鉄橋付近で環境基準(1pg-TEQ/L 以下)を大幅に上回る 23pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出された。…再度、大江川の同一地点で 4 月 14 日に採水し分析したところ再び、21pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出された。」「河川等の詳細調査及び事業場排水の水質調査の結果、東レ(株)名古屋事業場(以下「東レ」という)第 3 工場総合排水口の排水で 120pg-TEQ/L、その下流の河川水で 25pg-TEQ/L のダイオキシン類が検出されたことなどから、大江川のダイオキシン類汚染の汚染原因者は東レであることが判明した。」</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-10-6-1-0-0-0.html と名古屋市の真剣な努力と成果が明記してある。これぐらいは本文に記載すべきである。</p> <p>なお、経年変化のグラフそのものは、出典の名古屋市ウェブサイト「大江川ダイオキシン類調査結果」で、各年度大江川ダイオキシン類継続調査結果をまとめるとこのようなグラフができるが、きっかけとなった 2000 (H12) 年度には、名古屋臨海鉄道鉄橋では 1.4pg-TEQ/L と小さな値になっているのは、当時の発表文とも異なる過小評価である。H12.6.2 には 25 pg-TEQ/L であり、H12, 11, 22 には 1.4 pg-TEQ/L であっても、環境基準と比較する年間平均値は 13.2 pg-TEQ/L となり、グラフのような 1.4 pg-TEQ/L にはならない。事実確認をして必要な修正をすべきである。</p> <p>また、平成 21 年度の調査結果がなく、確かに公表資料でもそうになっているが、なぜこの年は調査しなかったのかを調べて明記すべきである。実は調査結果が大きすぎ、対応に悩んで調査しなかったことにしたのではないか、東レ東海に何らかの対策をさせて、その結果翌年の H13 年度に環境基準を少し超えた程度で済んだのではないか。</p> <div data-bbox="574 1523 1165 1982"> <p>大江川ダイオキシン類調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成28年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成27年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成26年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成25年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成24年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成23年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成22年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成21年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成20年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成19年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 平成18年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 大江川ダイオキシン類調査(平成18年4月13日公表) 平成17年2月13日公表 平成17年4月13日公表 平成16年12月22日公表 平成16年2月12日公表 平成15年10月26日公表 平成15年2月17日公表 平成14年10月16日公表 平成14年2月1日公表 平成13年9月1日公表 平成13年1月24日公表 平成12年11月14日公表 平成10年度大江川ダイオキシン類継続調査結果 <p>H12.11.22 調査 平成 13 年 1 月 26 日公表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査結果</th> <th>環境基準(水質)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋臨海鉄道鉄橋付近</td> <td>1.4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>開場付近</td> <td>0.91</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大江川河口</td> <td>0.23</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>対前期の調査結果 単位:pg-TEQ/L</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年2月18日</th> <th>平成13年4月14日</th> <th>平成13年6月2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋臨海鉄道鉄橋付近</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>0.97</td> </tr> <tr> <td>名古屋臨海鉄道鉄橋付近</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>開場付近</td> <td>3.8</td> <td>1.6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>大江川河口</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.57</td> </tr> </tbody> </table> </div>	調査地点	調査結果	環境基準(水質)	名古屋臨海鉄道鉄橋付近	1.4	1	開場付近	0.91	1	大江川河口	0.23			平成13年2月18日	平成13年4月14日	平成13年6月2日	名古屋臨海鉄道鉄橋付近	23	21	0.97	名古屋臨海鉄道鉄橋付近	-	-	25	開場付近	3.8	1.6	6.0	大江川河口	-	-	0.57
調査地点	調査結果	環境基準(水質)																															
名古屋臨海鉄道鉄橋付近	1.4	1																															
開場付近	0.91	1																															
大江川河口	0.23																																
	平成13年2月18日	平成13年4月14日	平成13年6月2日																														
名古屋臨海鉄道鉄橋付近	23	21	0.97																														
名古屋臨海鉄道鉄橋付近	-	-	25																														
開場付近	3.8	1.6	6.0																														
大江川河口	-	-	0.57																														

事業者の見解	本文対応頁
<p>本項目では、大江川の水環境の状況として、既存資料における水質の調査地点と調査結果について記載しています。また、図 3-1-12 の平成 12 年度のダイオキシンの調査結果につきましては、対策前の調査結果についても本環境影響評価方法書の図の注釈に記載しました。</p> <p>また、大江川ダイオキシン類調査は平成 21 年度から隔年での実施となりましたが、平成 22 年度夏季調査において環境基準を超過したため、毎年の調査を実施しております。</p>	<p>p. 48</p>

項 目	意 見 の 概 要																																				
自然的状況	<p>[ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）について]</p> <p>* p55 ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）が出典と異なる</p> <p>ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）が、出典「平成30年度ダイオキシン類調査結果」（名古屋市ウェブサイト）とあるが、出典を確認すると、中部リサイクル㈱のH30.5.21のデータは出典にはなく、H30.5.18分だけである。東亜合成㈱はH30.10.19のデータは出典にはなく、代わりに出典のH30.5.21のデータが欠落している。名古屋市上下水道局柴田水処理センターは出典のH30.10.19のデータが、欠落している。3事業所すべてのデータが出典と異なるお粗末な資料である。確認して修正をすべきである。</p> <p>http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000077/77556/H30dioxin.pdf</p> <table border="1" data-bbox="403 846 1361 974"> <tr> <td>24</td> <td>中部リサイクル株式会社</td> <td>港区昭和町18番地</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H30.5.18</td> <td>0.043</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>H30.5.21</td> <td>0.000016</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>東亜合成株式会社名古屋工場</td> <td>港区昭和町17番地の23</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H30.8.30</td> <td>0.000067</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>H30.11.22</td> <td>0.000001</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>名古屋市上下水道局柴田水処理センター</td> <td>南区元柴田西町2-40</td> <td>廃棄物焼却炉(2号炉)</td> <td>H30.10.19</td> <td>0.000032</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td></td> <td></td> <td>廃棄物焼却炉(3号炉)</td> <td>H30.9.27</td> <td>0.00023</td> </tr> </table>	24	中部リサイクル株式会社	港区昭和町18番地	廃棄物焼却炉	H30.5.18	0.043					H30.5.21	0.000016	25	東亜合成株式会社名古屋工場	港区昭和町17番地の23	廃棄物焼却炉	H30.8.30	0.000067					H30.11.22	0.000001	32	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町2-40	廃棄物焼却炉(2号炉)	H30.10.19	0.000032	33			廃棄物焼却炉(3号炉)	H30.9.27	0.00023
24	中部リサイクル株式会社	港区昭和町18番地	廃棄物焼却炉	H30.5.18	0.043																																
				H30.5.21	0.000016																																
25	東亜合成株式会社名古屋工場	港区昭和町17番地の23	廃棄物焼却炉	H30.8.30	0.000067																																
				H30.11.22	0.000001																																
32	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	南区元柴田西町2-40	廃棄物焼却炉(2号炉)	H30.10.19	0.000032																																
33			廃棄物焼却炉(3号炉)	H30.9.27	0.00023																																
	<p>[道路交通騒音の評価基準について]</p> <p>* p57～p58 道路交通騒音の評価は環境基準だけではなく、マイナス5dBの値で比較を</p> <p>調査地域の道路交通騒音7か所の調査結果を示し、要請限度との比較、環境基準の面的評価をしているが、先行している名古屋市南陽工場設備更新事業の準備書（2019.11）では、要請限度などという基準は無視し、“藤前1丁目における調査結果は昼間77dB、夜間75dBと、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）を超過している。また、一般国道23号や主要県道名古屋中環状線等において、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から5dB減じた値を超過している測定地点がある。”と時代に即した評価をしている。</p> <p>しかも脚注で5dB減じた値について“平成7年7月7日 最高裁で示された騒音の受忍限度…昼間65dB 平成26年1月29日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外65dB、夜間室内40dB”とまで説明している。同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている環境影響評価事業で、道路交通騒音の評価が異なるのはおかしい。南陽工場設備更新事業に合わせて、要請限度との比較はやめ、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から5dB減じた値での評価を追加すべきである。</p>																																				

事業者の見解

本文対応頁

「ダイオキシン類事業者測定結果（排出ガス）」の記載に誤りがありました。本環境影響評価方法書では、下表のとおり修正しました。

p. 60

事業場	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	採取年月日	排出基準
中部リサイクル株式会社	0.043	H30.5.18	5ng-TEQ/m ³ N 以下
東亜合成株式会社名古屋工場	0.0000016	H30.5.21	
	0.000067	H30.8.30	
	0.000001	H30.11.22	
名古屋市上下水道局柴田水処理センター	0.0000032	H30.10.19	1ng-TEQ/m ³ N 以下
	0.00023	H30.9.27	

出典)「平成30年度ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

道路交通騒音の調査結果につきましては、出典資料に基づき、面的評価結果の基準については環境基準とし、地点別測定結果の評価基準については要請限度としています。

p. 62, 63

項 目	意 見 の 概 要
社会的状況	<p>[大気汚染の環境基準が適用されない地域または場所について]</p> <p>* p94 大気汚染の環境基準が「臨港地区」に適用されないは説明不十分</p> <p>(6)関係法令の指定・規制等の、ア公害関係法（ア）環境基準等 a 大気汚染で“「環境基本法」に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている…なお、臨港地区に環境基準は適用されない。”とある説明は不十分である。p79 に臨港地区が図示されているが、事業実施想定区域は含まれていないように見える。しかし、この記載では事業地域があたかも臨港区域であるかのように理解される。記載を修正すべきである。</p> <p>大気汚染に係る環境基準は、当時の公害対策基本法（現在の環境基本法）に基づき、1973(昭和 48)年 5 月 8 日にまず 4 項目が告示されており（二酸化窒素は、1978(昭和 53)年 7 月 11 日に追加告示）、「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。」とされている。しかし、環境省の通知「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」昭和 53 年 7 月 17 日環大企 262 号で「(2)適用範囲：二酸化窒素に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法第 9 条第 8 項に規定する工業専用地域、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 4 項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他原野、火山地帯等一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されないものである。なお、道路沿道のうち、一般公衆が通常生活している地域又は場所については、環境基準が適用されるので念のため申し添える。」とされているだけで、環境基準の告示そのものに明記はされていない。通知による取り扱いで「臨港地区…等一般公衆が通常生活していない地域」に適用されないとあるだけであることを説明すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所に環境基準が適用されないことを本環境影響評価方法書に記載しました。</p>	<p>p. 100</p>

項 目	意 見 の 概 要
社会的状況	<p>[騒音の環境基準が適用されない地域について]</p> <p>*p94 騒音の環境基準が「臨港地区」に適用されないは説明不十分</p> <p>(6)関係法令の指定・規制等の、ア公害関係法 (ア) 環境基準等 b 騒音で“「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。なお、臨港地区に環境基準は適用されない。”とあるのは説明不十分である。前項でも指摘したが、この記載では事業地域があたかも臨港区域であるかのように理解される。記載を修正すべきである。</p> <p>騒音に係る環境基準は、当時の公害対策基本法（現在の環境基本法）に基づき、平成 10 年 9 月 30 に告示されており、「第 3 環境基準の適用除外について この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。」とされているだけであり、“臨港地区に環境基準は適用されない。”とまでは告示されていない。せいぜい読み取れるのは、一般の環境基準が AA、A、B、C の地域区分で異なり、「C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。」とあるため、この地域区分は 1999 年 3 月愛知県告示第 261 号で定められているおり、愛知県内の騒音に係る環境基準について、地域 C は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域と定めてあるため、工業専用地域などは除外されていると想定できるだけであり、まして“臨港地区に環境基準は適用されない。”とはどこにも記載されていない。</p> <p>なお、規制基準については、騒音規制法の一部を改正する法律の施行について（昭和 46 年 8 月 19 日 環大特 2 号）の通知で、第 2 指定地域の範囲の拡大に関する事項「指定地域の指定にあたっては、工業専用地域、臨港地区と分区、工業のための埋立地、飛行場、原野等住民の生活環境を保全すべき実態がない地域については、指定地域から当然除外されるものであり、市町村の全地域を機械的に一律指定することは避けられたい。」とあるが、環境省の通知による取り扱いで「臨港地区…住民の生活環境を保全すべき実態がない地域については、指定地域から当然除外される」とあるだけであることを説明すべきである。</p>
	<p>[ダイオキシン類の環境基準の対象について]</p> <p>*p94 ダイオキシン類の環境基準の適用項目明記を</p> <p>(ア) 環境基準等で“ダイオキシン類対策特別法に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。とだけ書かれているが、他の項目との関連が分からない。大気、騒音、水質汚濁、土壌汚染の環境基準にはダイオキシン類が含まれていないため、議員立法で 1999 年 12 月 27 日に告示され、大気、水質、水底の底質、土壌についてダイオキシン類の環境基準が定められたことを追加すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>「臨港地区に環境基準は適用されない。」は誤りであるため、本環境影響評価方法書では、「なお、臨港地区に環境基準は適用されない。」の一文を削除しました。</p>	<p>p. 100</p>
<p>より分かりやすい図書とするため、本環境影響評価方法書では、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められていることを記載しました。</p>	<p>p. 100</p>

項 目	意 見 の 概 要
社会的状況	<p>[土壤汚染対策法の基準について]</p> <p>*p94 土壤汚染対策法の説明で、土壤汚染基準を追記すべき</p> <p>(イ) 規制基準等で、g 土壤で、土壤汚染対策法の説明があるが、土壤調査をすべき対象があるだけで、重要な土壤汚染基準の記述が無い。</p> <p>①土壤汚染基準（土壤溶出量基準、土壤含有量基準等）があること。②土壤汚染基準に適合しない場合、知事等に土壤汚染状況調査の報告をすること。③知事等は健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定すること。④要措置区域なら汚染の除去等の措置が必要と定められていること。を追記すべきである。</p>
	<p>[名古屋港港湾計画における事業予定地の位置づけについて]</p> <p>*p103 名古屋港港湾計画の説明には大江川の緑地計画を追加すべき</p> <p>(7)環境保全に関する計画等で、エ名古屋港港湾計画があるが、基本方針しか示されていない。今回は大江川の下流部の計画であるから“事業実施想定区域は、名古屋港港湾計画において「緑地」及び「その他緑地」となっている。…緑地の状況は図 2-3-4 に示すとおりである。” p6、p7 を再掲すべきである。</p>
	<p>[低炭素都市なごや戦略第2次実行計画の数値目標について]</p> <p>*p104 低炭素都市なごや戦略実行計画の目標数値を</p> <p>(7)環境保全に関する計画等で、ク低炭素都市なごや戦略実行計画があるが、第2次実行計画までの策定経緯しかなく、今後の建設工事等で排出される地球温暖化ガスが、この実行計画にどのような影響を与えるかが判断できないため、目標数値を追記すべきである。</p> <p>名古屋市は「低炭素都市 2050 なごや戦略」（2009年11月）で、挑戦目標として、中期目標（2020年）25%削減＝1304万トン/年 長期目標（2050年）8割削減＝348万トン/年（いずれも1990年比＝1739万トン/年）を策定したが、その後も温室効果ガス排出量は改善されていない。このため、「低炭素都市なごや戦略第2次実行計画」（2019年11月）で、長期目標はそのまま、2030年度の中期目標を2013年度比で14%削減の1,172万トン/年とした。環境影響評価準備書での施設供用時を見ると、港アクスル、大ナゴヤビルディング、JRゲートタワー、JPタワー、ささじまライブだけで、年間20万トンを超える温暖化ガスが排出されている。ちなみに市環境白書（H30年版 p15）によれば、2016年度に1,472万トン/年と目標を大きく超えている。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>埋立てに用いる土砂の受入基準については今後の検討事項となりますが、土壌汚染対策法等に基づく土壌溶出量基準及び土壌含有量基準等を本環境影響評価方法書に記載しました。</p>	<p>資料編 p. 241, 242</p>
<p>ご指摘のとおり、名古屋港港湾計画における基本方針のほか、本埋立予定区域における土地造成及び土地利用計画を本環境影響評価方法書に記載しました。</p>	<p>p. 109</p>
<p>ご指摘のとおり、低炭素都市なごや戦略第2次実行計画の将来目標数値を本環境影響評価方法書に記載しました。</p>	<p>p. 110</p>

オ 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

項 目	意 見 の 概 要
<p>環境に影響を及ぼす行為・要因の把握</p>	<p>[影響要因の把握について]</p> <p>*p106 影響要因の把握に土壤汚染を</p> <p>存在時の影響要因として“事業地の存在”の内容が“水質・流況の変化、動植物・生態系への影響”とあるが、埋立案、掘削除去案ともに、最終的には港湾計画の緑地とする計画である。しかし、最近の動きを見ると、リニア工事の発生土を使うことを前提としているようである。</p> <p>地域住民からも要望がありながら断念した事業を、安価又は無料で大量に近くから入手できると思込みがちであるが、リニア工事の発生土はほとんど土壤汚染されている。2018年度の「環境調査の結果等」でも愛知県内6カ所の土壤調査で、名古屋駅、名城非常口は土壤汚染が確認され、春日井市勝川町の非常口工事でも土壤汚染が確認されている。非常に不十分な調査でも半分の非常口等で汚染土壤が確認されている。</p> <p>万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、計画段階配慮事項の調査、予測及び評価で“土壤汚染”の危険性を十分に検討し、必要な環境保全措置を示すべきである。</p> <p>緑地という跡地利用から考えても、JR東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、安全な土壤を確認するための詳細な方法（毎日又は各ダンプごとのロット検査、結果が出るまでの仮置き場、土壤汚染基準を超えた場合の処置など）などを定めるべきである。</p>

カ 環境の保全の見地から配慮した内容

項 目	意 見 の 概 要
<p>環境の保全の見地から配慮した内容</p>	<p>[環境の保全の見地から配慮した内容について]</p> <p>*p122～p124 建設作業時、存在・供用時を想定した配慮の“努める”は意味がない</p> <p>建設作業時を想定した配慮の14項目で“努める。”という努力規定が12項目もある。また、存在・供用時を想定した配慮の6項目すべてが“努める。”という努力規定である。</p> <p>建設作業時を想定した配慮の14項目中、8項目ある”～工事計画の策定に努める。”は“～工事計画を策定する。”と明記すべきである。</p> <p>その他の“～努める。”は“～する。”と明記すべきである。このままでは、努めたが、～のために実現しなかったといえは済むことになる。計画段階の事前配慮事項は、予測の前提ともなるものであり、守らないことはありえない。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p>	<p>—</p>

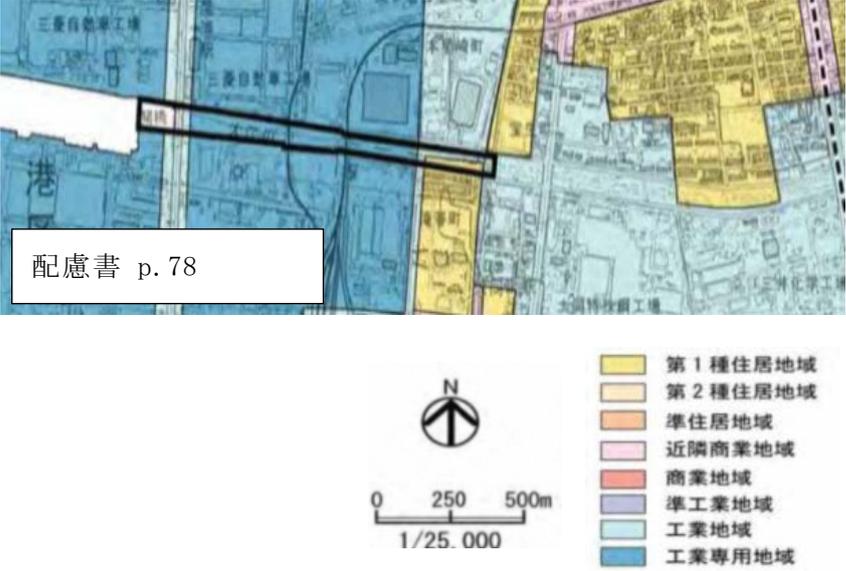
事業者の見解	本文対応頁
<p>本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
<p>建設作業時を想定した配慮</p>	<p>[埋立て土砂等による影響の防止について]</p> <p>*p122 建設作業時を想定した配慮（土壌）は抽象的すぎる</p> <p>建設作業時を想定した配慮のうち、土壌について“埋立てや掘削除去後の埋め戻しに用いる土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。”とあるが抽象的すぎる。</p> <p>一連の経緯から、リニア工事の発生土を使用することを考えているようだが、ほとんどの発生土が土壌汚染対策法の土壌汚染基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準等）を超えることが事実で明らかなため、緑地にするような場所をリニア工事の発生土で埋立てないことを建設作業時を想定した配慮として第1に記載すべきである。</p> <p>万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、JR東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、安全な土壌を確認するための詳細な調査方法（毎日又は各ダンプごとのロット検査、結果が出るまでの仮置き場、土壌汚染基準を超えた場合の処置など）を、建設作業時を想定した配慮として定めるべきである。</p>
	<p>[工事に伴う公害の防止について]</p> <p>*p123 低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用に努める？</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で“低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用に努める。”とあるが、まずは使用に努めるではなく、使用すると明記すべきである。</p> <p>また、そのことを確実にするため、低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用を確実にするため、契約書に明記することを記載すべきである。</p> <p>同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では、建設作業時を想定した配慮の建設作業に伴う公害の防止で「使用する建設機械は、排出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用することを工事仕様書に明記し、排出ガス対策型等の建設機械を採用する。」p28と明言している。これにならうべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。</p>	<p>—</p>
<p>本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
建設作業時を想定した配慮	<p>[工事に伴う公害の防止について]</p> <p>*p123 特定建設作業の規制基準の解釈は？</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で“特定建設作業については、規制基準を遵守し、その他の作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。”とあるが、まずは“下回るよう努める”ではなく、特定建設作業と同様に“遵守する”と明記すべきである。</p> <p>また、特定建設作業以外の“その他の作業”については“特定建設作業に係る規制基準値を下回る”との表現があるが、これでは、特定建設作業の規制基準（基準値、作業時間：夜間でない、1日あたりの作業時間：10又は14時間を超えない、作業期間：連続6日を超えない、作業日：日曜・休日でない）p149のうち、法令の規制のない“その他の作業”は基準値だけ守ればいい、つまり、日曜とか深夜でも“その他の作業”なら実施しますといていることになる。“特定建設作業に係る規制基準値を下回る”ではなく、“特定建設作業に係る規制基準を下回る”の間違いではないか。</p> <p>同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では、建設作業時を想定した配慮の建設作業に伴う公害の防止で「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する基準を遵守するとともに、その他の作業についても、特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。」p28と明言している。これにならうべきである。</p>
	<p>[工事関係車両の走行による公害の防止について]</p> <p>*p123 工事関係車両は車種規制非適合車を使用しないことを追加すべき</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、使用する工事関係車両は車種規制非適合車を使用しないこととし、その旨を工事仕様書に明記することを追加すべきである。</p> <p>同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では、建設作業時を想定した配慮の建設作業に伴う公害の防止で「工事関係車両について、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用制限等に関する要綱」（愛知県、平成22年）に定める車種規制非適合車を使用しないことを工事仕様書に明記し、車種規制非適合車を使用しない。」p28と明言している。これにならうべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本環境影響評価方法書では、ご意見を参考に記載しました。</p>	<p>p. 20</p>
<p>本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
建設作業時を想定した配慮	<p>[工事に伴う公害の防止について]</p> <p>*p123 工事区域の周囲には仮囲いを設置すべき</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、工事区域の周囲には高さ 3m 以上の仮囲いを設置して周辺地域への騒音を軽減することを追加すべきである。工事区域が大江川という細長い区域(長さ 1,820m、幅 50~60m)であるため、建設機械が敷地に近くなることが想定され、騒音の規制基準を超える区域が相当多くなる。グーグルマップで確認すると、特に上流端の大江川緑地との境界には宝生公園、上流部南側(約 200m)第1種住居地域では滝春公園の東側に約 70 軒の住宅があり、その南に大同高校、西側に大同高校グラウンドがあり、騒音が周辺へ生活環境に支障を生じる恐れがあり、事前に十分な配慮をすべきである。</p> <p>なお、この仮囲いも南陽工場設備更新事業準備書(2019.11)に記載してある。</p>  <p>注) 上記の意見において大江川と名鉄常滑線の交差箇所周辺の画像が掲載されていましたが、画像の使用に係る著作権者の許諾の要否が不明であるため、本資料への掲載は差し控えさせていただきました。</p>
	<p>[工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保について]</p> <p>*p123 交通誘導員配置等による歩行者等の安全を図るようすべし</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、“歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画の策定”とあるが、もっと具体的に配慮事項を示すべきである。例えば、工事車両出入口等に交通誘導員を配置するなどを追加すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
(見解は前述のとおり)	—
(見解は前述のとおり)	—

項 目	意 見 の 概 要
建設作業時を想定した配慮	<p>[汚染土の搬出・処分等に伴う影響の防止について]</p> <p>*p123 搬出車両の防じんカバー、タイヤ・車両の洗浄を追加すべき</p> <p>建設作業時を想定した配慮の工事に伴う公害の防止で、“汚染土の搬出・処分等に伴う影響の防止“で、“汚染土の外部への搬出等による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定”とあるが、もっと具体的に配慮事項を示すべきである。例えば、搬出車両の荷台には防じんカバーをすること、タイヤ・車両の洗浄を追加すべきである。通常の残土搬出でも実施されていることであり、汚染土の搬出・処分ということになれば、もっと慎重にすることは当然である。</p>
存在・供用時を想定した配慮	<p>[掘削除去案に対する配慮について]</p> <p>*p124 存在・供用時に、B案（掘削除去案）の内容を追加すべき</p> <p>存在・供用時を想定した配慮で6項目が記載してあるが、全て(A案)についてのものであり、B案（掘削除去案）について検討した気配がない。しかし、内容的には全てA案、B案同じ配慮が必要と判断されるので、(A案)を（共通）に変更すべきである。</p>

キ その他

項 目	意 見 の 概 要
その他	<p>[微小粒子状物質に係る環境基準について]</p> <p>*p135 微小粒子状物質に係る環境基準の表現が間違っている</p> <p>資料編 資料9 大気汚染に係る環境基準等(3)微小粒子状物質に係る環境基準で“”とあるが、$15\mu\text{g}/\text{Vm}^3$以下の“V”は余分である。環境基準の告示では「1年平均値が$15\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であり、かつ、1日平均値が$35\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。」とされている。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省）」に従い運搬することを想定しております。</p>	<p>—</p>
<p>掘削除去案（B案）は現況から地形を変化させず新たな土地が生じないため、存在・供用時を想定していません。緑地や施設の整備や維持管理に係る環境配慮事項は埋立案（A案）についてのみ発生するため、埋立案のみを記載しております。</p>	<p>—</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>ご指摘のとおり誤字ですので、本環境影響評価方法書において「$\mu\text{g}/\text{m}^3$」に修正しました。</p>	<p>資料編 p. 215</p>

項 目	意 見 の 概 要
その他	<p>[騒音に係る環境基準の幹線交通を担う道路の出典について]</p> <p>* p136 騒音に係る環境基準の幹線交通を担う道路の定義は告示にはない</p> <p>資料編 資料 10 騒音に係る環境基準で、幹線交通を担う道路の定義として表の脚注で“注)高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路のことをいう。”とあり、あたかも、環境基準の告示で定められているかのような表現がしてあるが、騒音に係る環境基準は、中央環境審議会の審議・答申を経て1998(平成10)年9月30日に環境庁告示第64号として公布された。同時に「騒音に係る環境基準の改正について」1998年9月30日環大企257号で、当時の環境庁(現在の環境省)大気保全局長が各都道府県知事あての通知文で示しただけのものである。何ら専門家の裏付けもない行政的な定義である。このことを脚注に追加すべきである。[騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度]p150の注)2も同様である。</p> <p>また、環境基準(幹線交通を担う道路における特例基準値)の値から5dB減じた値について、南陽工場更新事業の環境影響評価準備書のように“平成7年7月7日 最高裁で示された騒音の受忍限度…昼間65dB 平成26年1月29日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外65dB、夜間室内40dB”と説明すべきである。</p>
	<p>[土壌汚染対策法の基準について]</p> <p>* p158 水底土砂に係る判定基準ではなく、土壌汚染対策法の基準値を示せ</p> <p>資料編で「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく「埋立場所等に排出しようとする水底土砂に係る判定基準」が記載してあるが、その値の約1/10倍と厳しい「土壌汚染対策法に基づく基準値(土壌溶出量基準、土壌含有量基準等)」を併記すべきである。なお、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」p145が記載してあるのは当然であるが、この値と土壌汚染対策法の土壌溶出量基準が基本的には同じ値であることも追記すべきである。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>計画段階環境配慮書 p. 136 における幹線交通を担う道路の注釈につきましては、出典を本環境影響評価方法書に記載しました。なお、計画段階環境配慮書 p. 150 の「騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度」の注)2 については、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)第 2 条 2 に注釈のとおり記載がございます。</p>	<p>資料編 p. 216</p>
<p>(見解は前述のとおり)</p>	<p>資料編 p. 241, 242</p>

(2) 配慮意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する配慮意見書において、（仮称）大江川下流部公有水面埋立てに係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、計画段階環境配慮書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要であると指摘された。

配慮意見書における指摘事項及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

表 8-2-2 市長の意見の項目及び意見数

意見の項目	意見数
対象事業の内容に関する事項	3
環境影響評価の項目に関する事項	2
その他	2

ア 対象事業の内容に関する事項

項 目	意 見
対象事業の内容	埋立案では、ボックスカルバートを設置するとしているが、設置位置等の計画が示されていない。したがって、埋立案を採用する場合は、今後の環境影響評価図書でその詳細について明らかにすること。
	埋立て等に用いる土砂については、搬入量が多くなることが想定されるため、運搬による粉じんの飛散防止及び土砂の性状把握に配慮した工事計画を策定すること。
	近年、大雨の発生回数が増加傾向にあることから、工事計画の検討にあたっては、大雨による河床に封じ込められた有害物質を含む底質の流出及び拡散の防止に配慮すること。

イ 環境影響評価の項目に関する事項

項 目	意 見
項目の選定に関する事項	事業の実施により、事業実施想定区域における水辺の生態系が消失することから、重要な種等が存在するおそれのある場合は、環境影響評価の項目として植物、動物及び生態系を抽出し、調査、予測及び評価を適切に実施すること。
	埋立案において、事業実施想定区域外の下流部における流況の変化に伴い水質・底質及び生態系に影響を及ぼすおそれのある場合は、環境影響評価の項目として水質・底質、生態系及び水循環を抽出し、調査、予測及び評価を適切に実施すること。

事業者の見解	本文対応頁
埋立事業を実施することとしておりますが、ボックスカルバートの設置位置等の計画につきましては、現段階では決定しておりませんので、環境影響評価準備書以降でお示ししたいと考えております。	—
運搬による粉じんの飛散防止及び土砂の性状把握に配慮した工事計画を策定するよう努めてまいります。	—
工事計画の検討にあたっては、施工中の出水時における有害物質を含む底質の流出及び拡散の防止にも配慮いたします。	—

事業者の見解	本文対応頁
本事業の実施に伴い、現況とは異なる生態系が形成されることが予測されるため、今後の環境影響評価の項目として植物、動物及び生態系を抽出し、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。	p. 129～133
本事業の実施に伴い、事業予定地外の西側において水象の変化が考えられるため、今後の環境影響評価の項目として水質・底質、生態系及び水循環を抽出し、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。	p. 123, 124, 133, 134

ウ その他

項 目	意 見
全 般	住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。

事業者の見解	本文対応頁
<p>住民等からのご意見については、内容を十分検討させていただくとともに、今後とも意見の把握に努めてまいります。</p>	<p>—</p>
<p>本環境影響評価方法書を作成するにあたり、図のカラー化や用語解説の記載等、市民に分かりやすい内容となるように配慮いたしました。</p>	<p>全 般</p>

資 料 編

調査地点：ガーデンふ頭南

項目		調査日			
		平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数	軟体動物門	1	—	2	2
	環形動物門	1	1	1	1
	節足動物門	12	7	12	18
	脊索動物門	2	3	2	2
	その他	4	4	3	7
	合計	20	15	20	30
個体数 [個体/m ³]	軟体動物門	84	—	453	1,029
	環形動物門	72	294	1,286	5,441
	節足動物門	2,832	3,065	5,548	136,769
	脊索動物門	504	295	309	295
	その他	72	197	3,048	3,530
	合計	3,564	3,851	10,644	147,064
沈殿量[mL/m ³]		22.5	0.7	2.9	2.9
主な出現種と個体数 [個体/m ³] ()内は組成比率 [%]		<i>Oithona davisae</i> 1,380(38.7) <i>Paracalanus crassirostris</i> 852(23.9)	<i>Oithona similis</i> 1,054(27.4) COPEPODA (nauplius) 711(18.5) <i>Oithona davisae</i> 686(17.8) <i>Oithona</i> sp. (copepodite) 539(14.0)	<i>Acartia omorii</i> 3,024(28.4) <i>Synchaeta</i> sp. 2,619(24.6) POLYCHAETA (larva) 1,286(12.1) <i>Oithona davisae</i> 1,095(10.3)	COPEPODA (nauplius) 67,426(45.8) <i>Acartia sinjiensis</i> 39,706(27.0)

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:主な出現種は、個体数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合,平成24年)

調査地点：ガーデンふ頭南

項目		調査日	平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数	軟体動物門		—	—	2	—
	環形動物門		1	8	7	3
	節足動物門		—	—	—	—
	その他		—	—	—	—
	合計		1	8	9	3
個体数 [個体/0.1m ²]	軟体動物門		—	—	11	—
	環形動物門		5	76	243	7
	節足動物門		—	—	—	—
	その他		—	—	—	—
	合計		5	76	254	7
湿重量 [g/0.1m ²]	軟体動物門		—	—	0.652	—
	環形動物門		0.026	0.791	3.483	0.034
	節足動物門		—	—	—	—
	その他		—	—	—	—
	合計		0.026	0.791	4.135	0.034
主な出現種と個体数 [個体/0.1m ²] ()内は組成比率 [%]			シノブハネエラスピ [®] オ 5(100.0)	シノブハネエラスピ [®] オ 63(82.9)	シノブハネエラスピ [®] オ 234(92.1)	シノブハネエラスピ [®] オ 4(57.1) カタマカ [®] リキ [®] ホ [®] シイメ 2(28.6) Sigambra sp. 1(14.3)
主な出現種と湿重量 [g/0.1m ²] ()内は組成比率 [%]			シノブハネエラスピ [®] オ 0.026(100.0)	シノブハネエラスピ [®] オ 0.737(93.2)	シノブハネエラスピ [®] オ 3.463(83.7) チヨノハカ [®] イ 0.446(10.8)	シノブハネエラスピ [®] オ 0.029(85.3)

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:主な出現種は、個体数合計、湿重量合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成24年）

調査地点：大手ふ頭南

項目		調査日			
		平成23年11月30日	平成24年 2月10日	平成24年 5月10日	平成24年 8月 7日
種類数	軟体動物門	6	4	5	4
	環形動物門	7	5	5	5
	節足動物門	5	8	8	10
	その他	3	2	2	3
	合計	21	19	20	22
個体数 [個体/0.09㎡]	軟体動物門	9,954	3,321	1,560	12,305
	環形動物門	30	125	52	195
	節足動物門	338	892	678	571
	その他	179	283	187	1,189
	合計	10,501	4,621	2,477	14,260
湿重量 [g/0.09㎡]	軟体動物門	1,062.42	499.02	649.71	756.90
	環形動物門	0.44	0.85	0.45	0.73
	節足動物門	1.18	2.38	4.38	7.50
	その他	1.59	3.34	2.22	10.43
	合計	1,065.63	505.59	656.76	775.56
主な出現種と個体数 [個体/0.09㎡] ()内は組成比率 [%]		コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 9,888 (94.2)	コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 3,297 (71.3) チョビ ^レ ヒケ ^レ モクス ^レ 873 (18.9)	コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 1,544 (62.3) チョビ ^レ ヒケ ^レ モクス ^レ 627 (25.3)	コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 12,281 (86.1)
主な出現種と湿重量 [g/0.09㎡] ()内は組成比率 [%]		コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 1,016.61 (95.4)	コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 438.27 (86.7) マカ ^キ 60.62 (12.0)	コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 548.54 (83.5) マカ ^キ 99.91 (15.2)	コウロエンカワヒバ ^レ リカ ^イ 667.02 (86.0) マカ ^キ 89.72 (11.6)

注) 主な出現種は、個体数合計、湿重量合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典) 「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成24年）

調査地点：ガーデンふ頭南

(魚卵)

項目	調査日	平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数		2	—	2	3
個体数[個体/1000m ³]		6,289	—	877	269
主な出現種と個体数 [個体/1000m ³] ()内は組成比率 [%]		カケチイシ 6,285 (99.9)	—	単脂球形卵2 522 (59.5) 単脂球形卵3 355 (40.5)	サツパ [°] 121 (45.0) 無脂球形卵1 89 (33.1) 単脂球形卵4 59 (21.9)

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:主な出現種は、個体数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

(稚仔魚)

項目	調査日	平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数		3	2	2	9
個体数[個体/1000m ³]		155	102	8	9,051
主な出現種と個体数 [個体/1000m ³] ()内は組成比率 [%]		カサコ [°] 144 (92.9)	カサコ [°] 95 (93.1)	ミス [°] ハセ [°] 属 4 (50.0) ハセ [°] 科 4 (50.0)	サツパ [°] 7,211 (79.7)

注) 主な出現種は、個体数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合,平成24年)

調査地点：大江川河口

No.	目名	科名	種名	大江川河口												合計
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		1	1										2
2			カンムリカイツブリ	87								4	31	21	77	127
3		ウ	カワウ	1,991	779	126	69	508	216	1,338	2	120	4	47	12	5,212
4	ベリカン	サギ	ササゴイ		4	4	2	2	1	1						14
5			ダイサギ	1	1	1	1	6	13	5	3				1	32
6			コサギ	3	4	2		1	1	1	2	1				15
7			アオサギ	2	3	2	8	11	21	22	24	14	12	8	3	130
8	カモ	カモ	オシドリ							1						1
9			マガモ	2	1					10	27	19	20	16	9	104
10			カルガモ	5	4	4	5	10	16	13	13	4	4	20	8	106
11			コガモ	71						12	23	24	91	116	119	631
12			ヨシガモ											4	4	8
13			オカヨシガモ	3							2	5		4	3	17
14			ヒドリガモ	89	1					6	29	55	63	123	106	472
15			オナガガモ							17	16	48	55	12		148
16			ハシビロガモ	14						5	17	2	15	58		111
17			ホシハジロ	21	8	4	2	3	4	245	308	331	113	90	368	1,497
18			キンクロハジロ	280	10					18	70	426	488	383	520	2,195
19			ウミアイサ											1		1
20	タカ	ミサゴ	ミサゴ	1	1					2	2	1	1	1	1	11
21	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ												1	1
22	チドリ	チドリ	コチドリ	3	4	2		2	3							14
23			イカルチドリ							1	2	2	1			6
24			ケリ	5				1			3	2	1			12
25		シギ	ハマシギ								21					21
26			キアシシギ					1								1
27			イソシギ	3	4		1	5	2	6	5	6	2	6	5	45
28			チュウシャクシギ		1											1
29			タシギ									1		1		2
30		カモメ	セグロカモメ	2												2
31			コアジサシ	1	4	1										6
32	ハト	ハト	キジバト	3	4	10	4	10	4	11	2	2	3	6	2	61
33	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ					2	1	1	1		1		1	7
34	スズメ	ツバメ	ツバメ	5	2	2	1	2								12
35		セキレイ	キセキレイ						1	1						2
36			ハクセキレイ	6	4		1	4	5	9	11	8	6	9	3	66
37		ヒヨドリ	ヒヨドリ	2	6	14	11		4	35	7	44	46	15	4	188
38		モズ	モズ						2	5	1	1	1	1		11
39		ヒタキ	ジョウビタキ	2						1	1	3	1	3		11
40			ノビタキ							1						1
41			イソヒヨドリ	1						2		1	1	2	1	8
42			シロハラ	1										5		6
43			ツグミ	2									5	7	1	15
44		ウグイス	ウグイス	1								1				2
45		ヨシキリ	オオヨシキリ		2	2	1									5
46		シジュウカラ	シジュウカラ	1												1
47		メジロ	メジロ	2	3								8	2		15
48		アトリ	カワラヒワ	2	3	16	2		1	22						46
49		スズメ	スズメ	18	51	49	26	46	86	113	39	56	91	41	23	639
50		ムクドリ	ムクドリ	14	32	41	19	91	33	55	2	12	120	50	30	499
51		カラス	ハシボソガラス	7	8	6	3	5	2	7	2	6	1	9	7	63
52			ハシブトガラス				5	3	1	1		2				12
合計	9目	24科	52種	34種	26種	18種	17種	19種	22種	29種	28種	29種	27種	29種	26種	—

出典)「名古屋の野鳥 2014」(名古屋市ウェブサイト)

調査地点：大江川緑地

No.	目名	科名	種名	大江川緑地												合計		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	カツオドリ	ウ	カワウ	12	3	3	3	3			6	1	1	4	8	2	46	
2	バリカン	サギ	ササゴイ			1	1										2	
3			ダイサギ	2	2	2	2	2	2								12	
4			コサギ	1	1	1	1	1	1								6	
5			アオサギ	1	1	1	1			4								8
6	カモ	カモ	カルガモ	4	2	2	3	4	10	32	29	23	28	32	29	198		
7	タカ	ミサゴ	ミサゴ							1	1		1			3		
8		タカ	トビ		1											1		
9		オオタカ						1				1					2	
10	チドリ	チドリ	コチドリ	1												1		
11		シギ	クサシギ					1								1		
12	ハト	ハト	キジバト	13	18	17	8	10	10	14	12	8	20	20	46	196		
13			アオバト		1												1	
14			カワラバト(ドバト)	80	52	70	50	100	100	90	120	32	127	77	68	966		
15	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク								1					1		
16	キツツキ	キツツキ	コゲラ	4	5	7	5	5	5	4	4	4	4	4	4	55		
17	スズメ	ツバメ	ツバメ	5	5	6	10	2	2							30		
18			イワツバメ	8	4	4	2										18	
19		セキレイ	キセキレイ	1													1	
20			ハクセキレイ	4	2	3	5	3	3	5	4	3	4	2	4	4	42	
21			セグロセキレイ			1			1	2	1					1	6	
22		サンショウクイ	サンショウクイ								10						10	
23	ヒヨドリ	ヒヨドリ		80	24	29	15	15	30	100	70	52	150	13	30	608		
24	モズ	モズ							1	1	1					3		
25	ミソサザイ	ミソサザイ									1					1		
26	ヒタキ	ルリビタキ	ルリビタキ										1	1		2		
27			ジョウビタキ								1	2	1	1	1		6	
28			トラツグミ											1		1	2	
29			クロツグミ	1														1
30			アカハラ	1									2				1	2
31			シロハラ	9	1							2		5	7	15	12	53
32			ツグミ	4	1							2	3	10	80	4	4	108
33			ウグイス	ウグイス	1							2	2	1	1	1	1	9
34	ムシクイ	エゾムシクイ	2	3				1	1							7		
35		センダイムシクイ	4	6												10		
36		オオムシクイ		6	1				1								8	
37		メボソムシクイ		2					1	2							5	
38	ヒタキ	キビタキ	4	9				1	4	3						21		
39		オオルリ	5	2				1	2	1							11	
40		エゾビタキ								1	1						2	
41		コサメビタキ		2						3	2						7	
42	カササギヒタキ	サンコウチョウ						1	1							2		
43	シジュウカラ	ヒガラ							1							1		
44		ヤマガラ	1							3	1	2	2	3	3	18		
45		シジュウカラ	6	5	6	7	5	7	10	5	5	5	4	3	4	4	67	
46	メジロ	メジロ	27	6	6	6	6	4	12	10	50	60	50	10	10	251		
47	ホオジロ	アオジ	8	2						2	4	4	4	4	5	33		
48	アトリ	カワラヒワ	5	6	8	4	4	15	30	6					2	80		
49		ベニマシコ									1			1		2		
50		イカル									7						7	
51		シメ	1									1					2	
52	スズメ	スズメ	30	45	50	60	80	90	55	33	29	37	23	41	573			
53	ムクドリ	コムクドリ							30							30		
54		ムクドリ	8	20	130	67	170	100	4	4	102	33	14	13	665			
55	カラス	カケス								10						10		
56		ハシボソガラス	33	65	80	57	55	31	42	48	29	44	24	38	546			
57		ハシブトガラス	2	3	3	2	2	2	2	2	2	1				19		
合計	9目	28科	57種	33種	31種	22種	20種	25種	30種	30種	27種	19種	21種	20種	21種	—		

出典)「名古屋の野鳥 2014」(名古屋市ウェブサイト)

No.	目名	科名	種名	調査地点				
				堀川		山崎川		
				尾頭橋	新堀川 合流点	可和名橋	新瑞橋	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ		○		○	
2	コイ	コイ	コイ			○	○	
3			キンブナ				○	
4			オイカワ			○	○	
5			モツゴ				○	
6			カマツカ				○	
7			フナ類			○	○	
8			ドジョウ	ドジョウ			○	○
9	ナマズ	ナマズ	ナマズ			○		
10	サケ	アユ	アユ				○	
14	ボラ	ボラ	ボラ		○		○	
15	カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ	○	○	○	○	
16	ダツ	メダカ	ヒメダカ			○		
17			ミナミメダカ			○	○	
11	スズキ	カジカ	カマキリ				○	
12		スズキ	スズキ		○		○	
13		サンフィッシュ	ブルーギル		○	○	○	
18		カワアナゴ	カワアナゴ				○	
19		ハゼ	トビハゼ	トビハゼ		○		
20				ウロハゼ				○
21				マハゼ	○	○		○
22				マサゴハゼ		○		
23				アベハゼ	○	○		
24				ゴクラクハゼ			○	○
25				ヨシノボリ属			○	
26				シモフリシマハゼ				○
27				ヌマチチブ				○
28	チチブ			○			○	
29	スミウキゴリ		○	○	○			
30	ウキゴリ				○			
合計	8目	13科	30種	4種	10種	12種	24種	

出典)「市内河川の生き物と水環境」(名古屋市ウェブサイト)

調査地点：ガーデンふ頭南

項目		調査日			
		平成23年11月29日	平成24年 2月 9日	平成24年 5月 9日	平成24年 8月 6日
種類数	クリプト藻綱	1	1	1	1
	珪藻綱	22	15	20	11
	渦鞭毛藻綱	2	2	15	7
	その他	4	7	9	5
	合計	29	25	45	24
細胞数 [細胞/L]	クリプト藻綱	52,800	9,600	165,600	14,968,800
	珪藻綱	1,162,400	49,600	20,702,400	24,854,400
	渦鞭毛藻綱	14,400	80,400	12,158,800	1,768,400
	その他	16,400	14,400	74,400	2,598,400
	合計	1,246,000	154,000	33,101,200	44,190,000
沈殿量[mL/L]		0.1	<0.05	0.30	0.25
主な出現種と個体数 [細胞/L] ()内は組成比率 [%]		<i>Skeletonema tropicum</i> 657,600 (52.8) <i>Skeletonema</i> spp. 248,000 (19.9)	<i>Prorocentrum minimum</i> 79,200 (51.4) Thalassiosiraceae 18,400 (11.9)	<i>Skeletonema</i> spp. 20,116,800 (60.8) <i>Prorocentrum minimum</i> 11,620,800 (35.1)	Thalassiosiraceae 24,040,800 (54.4) Cryptomonadales 14,968,800 (33.9)

注) 主な出現種は、細胞数合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査(環境影響評価調査(現況))」(名古屋港管理組合, 平成24年)

調査地点：大手ふ頭南

項目		調査日			
		平成23年11月30日	平成24年 2月10日	平成24年 5月10日	平成24年 8月 7日
種類数	緑藻植物門	1	—	2	—
	褐藻植物門	—	—	—	—
	紅藻植物門	—	—	2	—
	その他	—	—	—	—
	合計	1	0	4	0
湿重量 [g/0.09m ²]	緑藻植物門	+	—	+	—
	褐藻植物門	—	—	—	—
	紅藻植物門	—	—	+	—
	その他	—	—	—	—
	合計	+	0.00	+	0.00
主な出現種と湿重量 [g/0.09m ²] ()内は組成比率 [%]		—	—	—	—

注)1:各欄の「—」は、出現していないことを示す。

2:湿重量の+は0.01g未満を表す。

3:主な出現種は、湿重量合計に対する組成比率が10%以上のものを示す。

出典)「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合，平成24年）

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

(2) 有害大気汚染物質

ア 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

イ 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 030930004 号)

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ ($40\text{ngHg}/\text{m}^3$) 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ ($25\text{ngNi}/\text{m}^3$) 以下であること。
クロロホルム	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値が $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境基準
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

市民の健康の保護に係る目標値

物質	環境目標値
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

快適な生活環境の確保に係る目標値

物質	環境目標値
浮遊粒子状物質	1 年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路^{注)}に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路のことをいう。
出典) 「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企 257)

【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和46年環境庁告示第59号)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

【生活環境の保全に関する環境基準】

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

・河川（湖沼を除く）

(i)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3 省略。 4 省略。					

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該 当 水 域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
備考					
1 基準値は、年間平均値とする。					

注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

・海域

(i)

類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。
B	水産2級、工業 用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備 考	1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100 mL以下とする。 2 省略					

注)1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3:環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ii)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (TN)	全磷 (TP)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備 考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。		

注)1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2:水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3:生物生息環境保全:年間を通じて底生生物が生息できる限度

(iii)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。				

注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(iv)

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 (底層溶存酸素量)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。	

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質汚濁に関する目標

区 分	河 川			海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
親水イメージ	川に入っ ての遊 びが楽 しめ る	水際 での遊 びが 楽し める	岸 辺の 散 歩 が 楽 し め る	水 際 で の 遊 び が 楽 し め る	岸 辺 の 散 歩 が 楽 し め る
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			7.8 以上 8.3 以下	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	—	—	—	3mg/L 以下	5mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5mg/L 以下	10mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	5mg/L 以上	
ふん便性大腸菌群数	1,000 個 /100mL 以下	—	—	—	—
全窒素	—	—	—	1mg/L 以下	
全リン	—	—	—	0.09mg/L 以下	
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ノニルフェノール	0.002 mg/L 以下			0.0007mg/L 以下	0.001mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05 mg/L 以下			0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下

注)1:pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。

2:BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

3:全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについては、年間平均値とする。

4:水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標については、平成 32 年度を目途として、その達成維持を図るものとする。

(3) 親しみやすい指標による目標

区 分	河 川			海 域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
親水イメージ	川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水にごり (透視度)	にごりがない (おおむね70cm以上)	にごりが少ない (おおむね50cm以上)	にごりがある (おおむね30cm以上)	にごりがない (おおむね70cm以上)	
水におい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	不快でないこと。	
水の色	異常な着色のないこと。			赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。	
水の流れ	流れのあること。			—	—
ごみ	ごみが捨てられていないこと。			ごみが捨てられていないこと。	
生物指標	[淡水域] アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類	[淡水域] カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類、ハグロトンボ	[淡水域] フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類	[海域] クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ	[海域] ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類
	[汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ		[汽水域] フジツボ類、ゴカイ類	[干潟] チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ	[干潟] ニホンドロソコエビ、ゴカイ類、ヤマトオサガニ

(4) 地域区分

水域	区分	親水イメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、庄内川上流部(松川橋から上流の水域に限る。)、植田川(全域)、扇川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、天白川(全域)、庄内川下流部(松川橋から下流の水域に限る。)、香流川(全域)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、福田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川(全域)、戸田川(全域)、鞍流瀬川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
海 域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下
備 考	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65	60	50
都市計画区域で用途地域の定め られていない地域		60	55	50
工業地域		70	65	60
工業専用地域		75	75	70

注)1:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする(注)1の適用を受ける区域を除く。)

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあつては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者を入院させる施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1: 区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

2: 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
	7時～20時	20時～翌日7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

注)1:工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5dBデシベルを減じた値とする。

2:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする(注)1の適用を受ける区域を除く。)

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4 ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○

規制の種類別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1:基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2:基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3:地域の区分

①地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者を入院させる施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域:工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域:工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

【悪臭防止法第４条第１項に基づく規制】

(悪臭防止法施行規則 昭和 47 年総理府令第 39 号)

物質名	1号規制 (ppm)		2号規制 気体排出施設 からの規制 ^{注)}	3号規制 (mg/L)			
	敷地境界線の 地表における 規制			排水水質に係る規制			
				排水水量 (Q;m ³ /s)			
			Q ≤ 10 ⁻³	10 ⁻³ < Q ≤ 0.1	0.1 < Q		
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレルアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレルアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノール	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

注) 悪臭規制法施行規則第 3 条に定める方法により算出した値。

【名古屋市環境保全条例第 45 条に基づく指導】

(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	工場等の敷地境界線 における臭気指数	工場等の排出口から 排出される臭気指数
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	10	25
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第 3 種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考 1:区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く。）都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2:第 3 種区域内に所在し、その敷地が第 1 種区域と接している工場等については、第 2 区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該工場等の敷地境界で第 1 種区域に接しない部分については、第 3 種区域に係る工場等の敷地の境界線における臭気指数の指導基準値を適用する。

・臭気指数

三点比較式臭袋法を用いて測定した臭気濃度の対数を 10 倍した数値

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

・臭気濃度

臭気濃度とは、臭気を無臭空気希釈して、におわなくなったときの希釈倍数をもって臭気を数値化したもの

【水質汚濁防止法に基づく排水基準】

(水質汚濁防止法 昭和45年法律第138号)
(排水基準を定める省令 昭和46年総理府令第35号)

[有害物質]

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg

注)「検出されないこと。」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

[その他の項目]

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量	mg/L	160（日間平均 120）
浮遊物質	mg/L	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5
動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120（日間平均 60）
磷含有量	mg/L	16（日間平均 8）

備考 1:「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2: この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3: 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4: 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5: 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7: 磷含有量についての排水基準は、磷（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

【排出しようとする水底土砂に係る判定基準】

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 昭和 45 年法律第 136 号)
 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に
 規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る
 判定基準を定める省令 昭和 48 年総理府令第 6 号)

埋立場所等に排出しようとする水底土砂に係る判定基準 (溶出試験による)

項 目	基 準 値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.1 mg/L以下
有機りん化合物	1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
ひ素又はその化合物	0.1 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下
銅又はその化合物	3 mg/L以下
亜鉛又はその化合物	2 mg/L以下
ふつ化物	15 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/L以下
クロム又はその化合物	2 mg/L以下
ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L以下
バナジウム又はその化合物	1.5 mg/L以下
有機塩素化合物	40 mg/kg以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
ダイオキシン類	10 pg/L以下
備考	
1 この表に掲げる基準は、定められた方法により廃棄物に含まれる物質を溶出させた場合における物質の濃度として表示されたものとする。 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

【底質の暫定除去基準】

(底質の暫定除去基準について 水管第 119 号
昭和 50 年環境庁水質保全局長通達)

底質の暫定除去基準 (含有量試験による)

水 銀	<p>底質の乾燥重量当たり 海域：$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$ (ppm) 以上</p> <p> $\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮位差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$</p> <p>河川及び湖沼：25ppm 以上</p>
PCB	底質の乾燥重量当たり 10ppm 以上

【小規模工場等の設置者の責務（名古屋市環境保全条例）】

（名古屋市環境保全条例施行細則）

[小規模工場等]

- (1) 特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。）以外の工場等
- (2) 特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満の工場等（次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）の規定に基づき、上乗せ排水基準が適用されるものを除く。）

排水水に対する責務規定

項 目	許容限度（排水水 1L あたり）
化学的酸素要求量	160mg
窒素含有量	120mg
りん含有量	16mg

【建設工事における排水対策（名古屋市環境保全条例）】

（水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）名古屋市環境局）

[下水道処理区域以外]

沈砂槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水。

項 目	目 安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L

※この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではない。

【土壤汚染対策法で定める特定有害物質】

(平成14年環境省令第29号)

特定有害物質の名称	土壤溶出量基準	第二溶出量基準	土壤含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L以下	カドミウム 0.3mg/L以下	カドミウム 150mg/kg以下	カドミウム 0.01mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L以下	六価クロム 1.5mg/L以下	六価クロム 250mg/kg以下	六価クロム 0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下		0.003mg/L以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	シアン 1mg/L以下	シアン 50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下		0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下		0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1mg/L以下		0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下		0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下		0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 0.005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg以下	水銀 0.0005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L以下	セレン 0.3mg/L以下	セレン 150mg/kg以下	セレン 0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下		0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下		0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	3mg/L以下		1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下		0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下		0.03mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L以下	鉛 0.3mg/L以下	鉛 150mg/kg以下	鉛 0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L以下	砒素 0.3mg/L以下	砒素 150mg/kg以下	砒素 0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L以下	ふっ素 24mg/L以下	ふっ素 4,000mg/kg以下	ふっ素 0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下		0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L以下	ほう素 30mg/L以下	ほう素 4,000mg/kg以下	ほう素 1mg/L以下
PCB	検出されないこと。	0.003mg/L以下		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	1mg/L以下		検出されないこと。

注) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

【農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質】

(昭和 46 年政令第 204 号)

特定有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	米 1kg につきカドミウム 0.4mg を超える
銅及びその化合物	土壌 1kg につき銅 125mg 以上
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 15mg 以上

注) ここでの基準は農用地土壌汚染対策地域の指定要件に基づく。

【土壌汚染等処理基準】

(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下	カドミウム 0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下	六価クロム 0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	シアン 50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下	セレン 0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下	鉛 0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下	砒素 0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下	ふっ素 0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下	ほう素 1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。		検出されないこと。

注) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

用 語 解 説

【用語解説】

（あ 行）

アスファルトマット

アスファルト、ダスト、細骨材、粗骨材を混合して製造されるマット。たわみ性が大きく、耐摩耗性があるため、洗掘防止、法面保護等を目的として利用される。

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、供用時の施設の存在など。

汚濁防止膜

公有水面での浚渫工事や埋立工事等において、発生する汚濁の拡散を物理的に防止し、周辺へ濁りの影響を与えないようにするために、作業区域を囲むように設置される膜材を主に構成された複合的な構造物のこと。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を“温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に、「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年に、「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を平成 30 年に策定した。

（か 行）

環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条は、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

環境要素

影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、景観、安全性など。

高度地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一種である。市街地の環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている。

港湾区域

港湾法で定める手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事によって港湾管理者の権限のおよぶる範囲として認可された水域。その範囲は、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域とされる。

港湾計画

港湾法第3条の3に位置づけられた「港湾の開発・利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」のこと。

名古屋港でも、長期構想をベースとして、港湾の開発、利用及び保全等の方針及び目標年次における港湾の能力（取扱可能な貨物量等）とそれに対応する港湾施設の規模と配置、港湾の環境の整備と保全等、その他基本的な事項を定めた港湾整備のマスタープランとして位置づけている。

（さ 行）

人口普及率（下水道の人口普及率）

行政区域内人口（住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計）に対する下水道整備済区域内人口（公共下水道管が整備され、各家庭からの汚水配水管を接続している地域及び接続が可能な地域の人口）の割合のこと。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

<振動レベルの目安>

90dB.....つり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩いている人も揺れを感じる程度の地震。震度4。

80dB.....室内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音を立てることがある程度の地震。震度3。

70dB.....室内にいる多くの人が揺れを感じ、電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる程度の地震。震度2。

60dB.....室内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる程度の地震。震度1。

50dB.....人体に感じないで地震計に記録される程度。震度0。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計のA特性で測定した値である。

<騒音レベルの目安>

120dB.....飛行機のエンジン近く

110dB.....自動車のクラクション（前方2m）、リベット打ち

100dB.....電車が通るときのガード下

90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB.....地下鉄の車内

70dB.....騒々しい街頭、騒々しい事務所の中

60dB.....静かな乗用車、普通の会話

50dB.....静かな事務所

40dB.....図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB.....郊外の深夜、ささやき声

20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

（た 行）

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など 13 種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など 4 種類の作業がある。

(な 行)

日平均値の 2%除外値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98%値及び日平均値の年間 98 パーセンタイル値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値のこと。1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値で、二酸化窒素は日平均値の年間 98%値、微小粒子状物質は日平均値の年間 98 パーセンタイル値が適用される。

(は 行)

排出ガス対策型建設機械

国土交通省が、建設現場の作業環境の改善、機械化施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設大臣官房技術審議官通達、最終改正平成 14 年 4 月 1 日）に基づき定めた基準値に適合する建設機械を指す。平成 4 年から第 1 次基準値、平成 13 年から第 2 次基準値、平成 18 年から第 3 次基準値に適合した排出ガス対策型エンジン及び排出ガス対策型黒煙浄化装置の型式認定、排出ガス対策型建設機械等の型式指定が行われている。

排水ドレーン

圧密沈下を促進するための資材で、地中に埋設して使用する。

80%レンジの上端値（L₁₀）

振動等のレベルが、ある値以上である時間が、実測時間の 10%を占める場合のレベルをいう。

フレコンバック

フレキシブルコンテナバッグ（バック）の略。ポリエチレン等の丈夫な化学繊維で織られたシートとベルトで構成され、土砂などを保管・運搬するための袋状の包材のこと。

ボックスカルバート

主に地中に埋設して使用する箱型コンクリート構造物のことで、水路や通信線などの収容、地下道などに用いられる。

ポンプ浚渫船

カッターにより海底等を掘削し、ポンプにより底泥を吸入・送泥を行う浚渫（海底・河床などを、水深を深くするために掘削すること）船。

（や 行）

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

（ら 行）

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区のこと。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップして、1 種ごとに生息・生育状況や特徴などを解説し、まとめたもの。名古屋市では平成 27 年 4 月に「レッドデータブックなごや 2015」を公表している。

本書に掲載した地図のうち、1/25,000、1/30,000、1/35,000、1/50,000、1/60,000の地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を、1/15,000、1/20,000 の地図の下図は、「名古屋都市計画基本図（縮尺 1 万分の 1 平成 29 年度）を使用したものである。

本書は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。